環境保全行政の概要

平成16年版

川口市 環境部 環境保全課

はじめに



私たちの生活は、科学技術の進歩や経済の発展などにより、便利で快適な暮らしができるようになってきました。しかし、その一方で自動車交通公害や、生活排水による河川の汚濁、ゴミ問題など身近な環境問題から地球温暖化、オゾン層の破壊といった地球規模の問題まで、さらには化学物質による環境汚染と、今日

の環境問題はますます複雑、多様化しております。

これらの問題を解決するには、市の取り組みのほかに、市民一人ひとりが環境に対する 認識をより一層深め、環境に対する負荷の低減を実践していく社会を構築していくことが 肝要です。

本市におきましては、環境の保全及び創造に関する枠組みを定めた「川口市環境基本計画」を制定し、潤いと安らぎのある恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐため、様々なかたちで環境行政を展開しているところでございます。

また、本年度も「PRTR法」の他4事務が県から移譲され、これによりきめ細やかな 環境行政の推進に努めてまいります。

本書は、平成15年度における川口市の環境・公害の現況と対策を報告書としてまとめたものであります。本市の『環境保全行政』に対するご理解を深めていただくと共に、環境の保全と循環型社会に向けた一人ひとりの取り組みの参考となれば幸いです。

平成17年1月

加福园村幸四部

川口のおいたち

川口に人間が住み始めたのは、今から約2万年前といわれています。その頃は東京湾に深く 入りくんでいて、川口の南部は海面下にありま した。

北東部の台地には、旧石器時代の天神山遺跡 や縄文時代の遺跡である小谷場・猿貝・新郷貝 塚をはじめ多くの遺跡が残されており、海辺で 生活を営んだ祖先の姿を知ることができます。

川口という名称は、東京湾に流れる旧入間川 (現在の荒川)の河口に臨んでいたことから起きているといわれていますが、治承4年(1180) 源頼朝の挙兵に加わるため弟義経が鎌倉に向かう途中、川口の渡しで兵をあらためたことが 「武蔵野国足立郡小川口に着き、兵を閲したところ八十五騎になっていた」と義経記に記されており、これが川口の名を文献にみる最初のものとされています。

川口の地も戦国時代には、太田氏や北条氏の支配を受けましたが、江戸時代に入るとほとんどが幕府直轄領となり、代官の支配下に入りました。見沼溜井や見沼代用水、芝川などの灌漑治水によって農業が一層発展しました。また、日光御成街道は徳川家康の霊廟を日光に移した元和3年(1617)以降、脇街道として整備され、川口にも将軍の日光参詣に伴う休憩所(錫杖寺)や駅逓業務を行う問屋場(本陣)がおかれました。

元和8年(1622)には、将軍秀忠が日光参詣の際、川口村を川口宿と改めており、現在の本町1丁目付近は宿場町として賑わったようです。更には、享保年間(1716~1735)に見沼代用水の開さくによる舟運・陸上交通の整備に伴って商品の流通が盛んになり、今日の川口の発展の基となる種々の産業が起こりました。鋳物産業は、

戦国末期に5名の川口鋳物師がいたと伝えられ ていますが、江戸中期以降は技術の確かさと江 戸市民の需要増大によりますます盛んとなり、 その数もさらに増えて発展の一途をたどりまし た。また、承応年間(1652~1655)に安行の吉田 権之丞によって始められたという植木や苗木の 栽培は、明暦3年(1657)の江戸大火によって焼 野原となった江戸へ、植木や草花を供給して以 来発展しました。更に幕末期には、織物・釣竿 が江戸を中心に商品として進出するようになり ました。やがて明治に入り、川口宿は川口町と 呼ばれるようになりましたが、それは今の本町 1丁目と金山町を中心に300戸ほどの家が集 まっただけの小さな町で、現在の賑やかな川口 駅前や栄町・幸町付近は見渡す限りの田畑や湿 地帯であったといわれています。明治末期には 鋳物工場が150軒ほどになり、荒川や芝川を 利用しての製品運搬が行われましたが、その後 川口駅・新荒川大橋ができると川口は鋳物産業 を中心に飛躍的発展をとげ、「鋳物の街川口」 の名は全国に知られるようになり、昭和8年4 月1日には、川口町・横曽根村・南平柳村・青 木村の1町3村が合併し「川口市」が誕生しま した。

以来、川口市は、昭和15年に芝・神根・新郷の3カ村を合併し、更に昭和31年に安行村、昭和37年に美園村の一部であった戸塚も合併し、市域は55.75平方キロになり、現在に至っています。

人口は49万人(外国人登録含)を超え、古い伝統を持つ鋳物・植木・釣竿をはじめとする幅広い産業に支えられ、「緑 うるおい 人生き活き 新産業文化都市」を目指して着々とその歩みを進めています。

川口市民憲章

制定 昭和42年4月1日

"鋳物のまち"としての長い伝統の上に各種産業を加えて、躍進を誇るわが川口市は、新しい時代のいぶきのもと近代都市として大きな発展を期しています。これが市民ひとりひとりの理想であります。

わたくしたちはここに誇りを感じ、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市 民の願いをこめて、この憲章を定めました。

わたくしたちは、

- 1 すすんで環境を浄化し、 きれいな家庭・美しいまちをつくりましょう。
- 1 いつも健康で元気よく働き、 しあわせな家庭・豊かな都市をつくりましょう。
- 1 互いにきまりを守り、助け合って、 なごやかな家庭・明るい社会をつくりましょう。
- 1 文化を育て、教養を高めて、 楽しい家庭・住みよい郷土をつくりましょう。
- 1 力いっぱい両手をひろげ、 伸びゆく家庭・理想の大川口市をつくりましょう。



川口の紋章である市章は、旧川口町章ですが、これが正式に市章として制定されたのは昭和8年9月18日です。

しかし、市制施行を報じる同年4月1日付の『東京朝日新聞』にすでに市の紋章として旧川口町章が掲載されていますから、この紋章を市章にすることは市制施行前から了解されていたようで、9月市議会で正式に決められました。

市の花



「鉄砲ユリ」は、ゆり科の多年 草でその花は明るく清純、川口市 内に 広く栽培されています。

昭和41年1月27日、川口市の花に「鉄砲ユリ」が決まりました。この市の花の決定は、土地にゆかりの深い花-五色桜、桜草、椿、百合、チューリップ、水仙など多数の候補をあげ、研究・協議の上、他の県・市の花に関係なく、明るく清純で、しかも川口市で広く栽培し愛されている花として決まったものです。また、鉄砲ユリのデザインも6種類つくり、1カ月間公開して広く市民の選択投票にはかり決定しています。

当時は、埼玉国体を2年後に控え、県でも県の花に「桜草」、県の鳥に「しらこばと」を選定(正式指定は、県の花が昭和46年11月、県の鳥が昭和40年11月)され、

また、「国体県民運動の花でかざる運動部会」が「国体の花」(菊、ベコニア、コスモス、バラ、コマギク等)、「準国体の花」(カンナ、ダリア、ゼラニウム等)計24種類の花を選定するなどの社会的背景から、川口市でも「市の花」決定の機運が盛りあがったのでした。

市の木

市の木に「サザンカ」が制定されたのは、昭和49年7月1日です。市では市の木の制定について、川口市緑化推進委員会にはかり、同委員会が市民に親しみやすく、移植が容易で一般家庭や公園などに広く活用でき、市のシンボルとしてふさわしい樹木17種を指定、「市政だより」で市民の投票を呼び掛け、その投票結果を参考に決定したものです。また同委員会では、市の木の選定と並んで緑化推薦樹(ツツジ、キョウチクトウ、ツゲ等12種)も選定し市内の緑化強化をはかりました。



「サザンカ」は、古くから日本 国民に親しまれてきたツバキ科の 常緑亜喬木で冬に花をつける唯一 の花木です。

福祉都市宣言

昭和43年12月 宣言

地方自治の本旨は、住民の福祉向上にあることは言をまたない。

本市は鋳物工業を中心として発展してきたが、近年東京都に隣接する という地理的条件と相まって、産業、経済及び文化等にいちじるしい発 展を見せております。

しかし反面、産業公害、交通事故、火災、犯罪、水害など、向上の影に発生している各種災害は年々増加の傾向にあり、市民の日常生活をおびやかしている現状を決してゆるがせには出来ない。

又、高度の経済成長は市民生活水準の向上をもたらしたが、一方において社会の進展にいまだおくれた恩恵によくさない市民の存在も見のがしには出来ない事実である。

これら数多くの悲惨な災害や事故を絶滅し、同時に社会保障制度の充実をはかるため、全市民の協力のもとに総力を結集して強力に施策を推進していかねばならない。

市民のすべてが憲法で保障された健康で、文化的な生活を営めますよう全市民が一体となり、明るく住みよい都市の建設を決意し、ここに川口市を「福祉都市」とすることを宣言する。

川口市交通安全都市宣言

昭和58年12月 宣言

交通事故のない明るい街づくりは、全市民の限りない願いであるが、 近年交通事故の激増は大きな社会問題となっている。

本市の交通事情は、自動車保有数の増加、通過車両の増大に伴い交通事故多発の傾向にあり、特に幼児、学童、老人が多いことは誠に憂慮す

べき事態である。このような事情から、市制施行50周年の記念すべき年にあたり、これを契機に交通安全施策の拡充促進や、更に交通安全思想の徹底を図り、市民の総力を挙げて安全で住みよい川口市を築くため、ここに川口市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

川口市平和都市宣言

昭和60年12月 宣言

我が国は、世界唯一の被爆国として、恒久の平和を念願する崇高な理 念に基づき、戦後40年、平和の維持と繁栄に努力してきた。

我々は、現在の平和と繁栄のなかで、改めてこの尊さをかみしめ、今なお、世界の一部で繰り返されている悲惨な争いがなくなり、人類共通

の願望である核兵器廃絶が成り、文字どおり、世界の恒久平和が確立されることを強く願うものである。

そして、今こそ、これを全世界に訴えていきたいと思う。

川口市民は、未来に向かい、平和で豊かな社会を築き、次代に引き継ぐため、平和への願いを結集し、市民一人ひとりが努力することを誓い、ここに平和都市を宣言する。

人権尊重都市宣言

平成6年12月 宣言

近時、我が国は、社会現象の変化に伴い、国民の中に、人命の軽視、 物質中心の社会風潮があらわれ、未だに人権を尊重する思想の定着がみ られないところである。

日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重は、人類普遍の原理に基づくものであり、世界人権 宣言でも「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であ る」と明言されている。

このような基本的理念に基づき、川口市民は、すべての面で、自由で平等な明るい社会の実現に向けて、努力しなければならない。

よって、平和で、人間性豊かな地域社会を築くため、ここに川口市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

] 次

第	1章	総一説
	第1	節 川口市の概要
	1	位置
	2	人口・世帯数の推移
	3	土地利用
	4	交通
	5	産業
	第2	節 環境行政の概要
	1	環境行政の沿革
	2	行政機構
	3	事務分掌
	4	環境保全関係予算
	5	川口市環境審議会
	6	分析センター
第	2章	環境の現況と対策
_	第1	節 大気汚染
	1	概況
	2	一般環境測定局調査結果 ·······
	3	沿道環境(自動車排出ガス)測定局調査結果
	4	有害大気汚染物質調査結果
	5	降下ばいじん調査結果
	6	酸性雨調査結果
	7	気象調査結果
	8	ばい煙等の規制
	9	光化学スモッグ
	第2	
	1	概況
	2	公共用水域測定結果
	3	小水路測定結果
	4	地下水質調査結果
	5	地上水質調査相本 排出水の規制
	6	浄化槽の届出事務
	第3	
	加 る	- 概況 ······
	$\frac{1}{2}$	規制内容
	3	施行状況
	_	
	第4	
	1	概況
	2	自動車騒音・道路交通振動
	3	騒音の規制
	4	振動の規制
	第5	
	1	概況

	2	悪臭の規制	61
	第6	節 地盤沈下	
	1	概況	62
	2	1960	62
	第7		02
	1	Time St.	63
	$\frac{1}{2}$	1940-6	64
		и при при при при при при при при при пр	
	3	y the state of the	66
	4		67
		節 公害苦情	
	1	概況	69
第	3章	環境施策の推進	
	第1	節 川口市環境基本計画	
	1	計画の基本的事項	72
	第2	節 環境保全・公害防止思想の普及・啓発	
	1		74
	2	環境啓発保全事業	76
	3		77
	4		77
	•		
笙	4章	環境保全対策	
71.	•	節 あき地の環境保全	
	1	THE HAMP IN THE SAME	78
	2		78
		節 水環境保全事業	10
		A DV to any to the Union product the Leville	79
	1		
	2	1.17.1111. [1][1] 23)	80
		節助成等の制度	
	1	公害防止資金融資及び利子助成	81
	第 4		
	1	公害防止組織の届出	82
資	半		
	I	環境基準及び規制基準等	
	1	大気関係	83
	2	水質関係	86
	3	土壌汚染関係	92
	4	騒音関係	95
	5	振動関係	100
	6		103
	7		108
	8		100
	II	関係条例等	103
		total Larger total day to the first	111
	1		111
	2	川口市環境審議会条例	115

3	川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例	117
4	同条例施行規則	120
5	川口市あき地の環境保全に関する条例	123
6	同条例施行規則	124

第1章

総説

第1節 川口市の概要

1 位 置

川口市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京に接しており、また県内では戸田・蕨・岩槻・越谷・草加・鳩ヶ谷・さいたまの各市と接している。面積は55.75km²であり、市の大部分が都心から10~20km圏内に含まれる。

表1-1-1 市役所の所在地

地名	川口市青木2-1-1
東経	139度43分38秒
北緯	35度48分17秒

図1-1-1 川口市位置図



2 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成16年1月1日現在、 486,411人(住民基本台帳及び外国人登録)で 県内有数の人口規模の大きな都市である。

近年も人口増加は続いており、自然動態、社会動態でみた変動比率は、ほぼ同じとなっている。

表1-1-2 人口・世帯数・面積の推移

年次	面積(km ²)	人口	世帯数
S8年	19. 40	45, 573	9, 103
S 20 年	48.64	97, 709	21, 168
S 30 年	42.44	130, 545	26, 185
S 40 年	55. 75	231, 193	61, 188
S 50 年	55. 75	335, 864	107, 639
S60年	55. 75	401, 931	134, 059
H7年	55. 75	455, 770	174, 251

H12年	55. 75	466, 242	188, 207
H13年	55. 75	470, 590	192, 066
H14年	55. 75	476, 220	196, 943
H15年	55. 75	480, 796	201, 176
H16年	55. 75	486, 411	205, 790

3 土地利用

市制施行時(昭和8年4月)の市域は 19.40 km 2 であったが、その後の合併・分離により、現在は 55.75 km 2 となっている。

このうち 48.45 km² は市街化区域、7.30 km² は市街化調整区域となっている。

表1-1-3	用途地域別面積	単位: km ²
--------	---------	---------------------

1-1-3 用述地域別面傾	卑似:km ⁴	
都市計画区域 55.75		
市街化区域	48. 45	
第1種低層住居専用地域	7. 74	
第2種低層住居専用地域	0.04	
第1種中高層住居専用地域	2. 73	
第2種中高層住居専用地域	3. 42	
第1種住居地域	8. 54	
第2種住居地域	9. 86	
準住居地域	0.36	
近隣商業地域	1. 15	
商業地域	1. 22	
準工業地域	9. 76	
工業地域	3. 33	
工業専用地域	0.30	
市街化調整区域 7.30		

表 1 - 1 - 4 地目別面積 単位: km²

	宅 地 総 数	26. 53
	住宅用地	16. 09
	非住宅用地	8. 57
	非課税宅地	1.87
田		0. 69
畑		6. 22
山林		0.74
	雑 種 地	7. 41
その他		14. 16

◎ 平成15年版 川口市統計書 より

4 交 通

鉄道はJR京浜東北線、JR武蔵野線が通っており川口駅から東京駅まで約30分、上野、大宮駅へは約20分で到達する。また、平成13年に地下鉄埼玉高速鉄道が開業し,東川口駅でJR武蔵野線と結ばれ、市内の4駅から東京地下鉄南北線と相互乗り入れをしている。

道路は、市内を南北に国道 122 号線、東北自動車道、首都高速川口線が通っている。平成4年には市内を東西に貫く、国道 298 号線および東京外かく環状道路が開通し、都市交通の円滑化が図られ、また、これらの道路を結ぶ川口ジャンクションは交通の要となっている。そのほか、県道川口一上尾線、さいたま一草加線などの主要道路が通っている。

5 産 業

本市は、古くから"鋳物のまち"として全国に知られているとおり、鋳物業を核として首都に隣接するという地の利を生かし機械工業、木型工業を含む多種多様な中小企業が集積しています、しかし、一方では、都市化とともに周辺環境への配慮、労働者の確保、後継者不足などへの対応が困難となり廃業、移転する工場もあり特に鋳物業はこの傾向が顕著なっている。

農業は「植木の里・安行」が広く知られた「花と植木」を代表とする特産農業へ移行し、都市化とともに農地が減少するのに対応して、市内でのポット栽培のほか、市外で生産を行う場合が増えている。また、環境対策や都市化による緑化ニーズの高まりもあって、園芸品種を扱う新しい緑化産業も増え植木産業の一大拠点として着実に進展している。

映像産業は平成15年2月1日に街びらきをしたSKIPシティ(さいたま新産業拠点)を中心として次世代産業の導入・集積を目的とした彩の国ビジュアルプラザ、NHKアーカイブス、早稲田大学等と連携し既存産業の振興、映像産業の導入・集積を推進している。





第2節 環境行政の概要

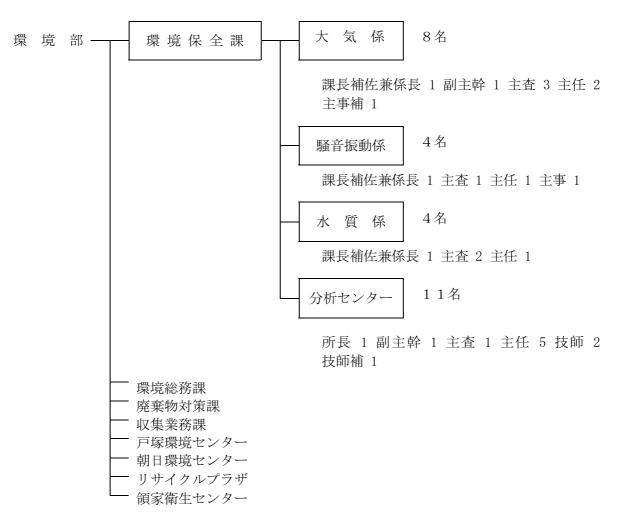
1 環境行政の沿革

- 昭和37.6.6 『埼玉県公害防止条例』制定
 - 42. 8. 3 『公害対策基本法』制定
 - 43. 6.10 『大気汚染防止法』制定
 - 43. 6.10 『騒音規制法』制定
 - 43.12.26 「川口市あき地の環境保全に関する条例」制定
 - 45. 4. 1 「川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例」制定
 - 45. 7.18 市内に初の光化学スモッグ発生
 - 45. 7.25 光化学スモッグによる初の被害者発生
 - 45. 7.31 『埼玉県光化学スモッグ暫定対策要綱』制定
 - 45.10.15 公害部設置(交通災害対策課・公害調査課・公害対策課の3課)
 - 45.12.25 『水質汚濁防止法』制定
 - 45.12.25 『農用地の土壌の汚染防止等に関する法律』制定
 - 46. 4. 1 「川口市公害対策審議会設置条例」制定
 - 46. 4. 1 大気汚染常時監視観測室を市内3カ所に設置(市民会館・消防本部・南平柳分署)
 - 46. 6. 1 『悪臭防止法』制定
 - 46. 7. 1 公害検査室設置、水質分析を開始
 - 46.10.1 大気汚染防止法第31条に基づく政令市となる(事業場に対する規制等事務委任)
 - 47. 3.31 独立した観測室を市内5カ所(中央・横曽根・南平柳・新郷・芝)に設置
 - 47. 6.10 『埼玉県大気汚染緊急時対策要綱』制定
 - 47.10.1 組織改正により公害部2課(公害調査課・公害対策課)となる
 - 48. 4. 1 沿道環境観測室として本町観測室(中央公民館内)を設置
 - 49. 5. 1 水質汚濁防止法政令市指定(事務委任)
 - 50. 4. 7 公害分析センター設置(各担当課で行っていた分析作業を一本化する)
 - 51. 6.10 『振動規制法』制定
 - 51.10.30 災害連絡室が公害部へ組織替え、2課1室となる
 - 54. 1.20 南平柳観測室を南平柳公民館から元郷中学校に移設
 - 56. 6. 1 『埼玉県環境影響評価に関する指導要綱』施行
 - 57. 4. 1 公害部と衛生部が統合、環境部となる
 - 61. 4. 1 公害調査課と公害対策課が統合し、公害課となる(3係、1公害分析センター)
 - 62. 9. 1 芝観測室を芝支所から樋ノ爪児童公園に移設
 - 62. 9. 1 沿道環境観測室として安行観測室を慈林小学校内に設置
- 平成 2. 3. 1 南平観測室、元郷中学校から東スポーツセンターに移設
 - 3. 9.14 地球環境問題啓発を公害課で所管する
 - 3.12.25 沿道環境観測室として、神根観測室を乙女山住宅地内に、芝第2観測室を芝西小学校内に設置
 - 5.11.19 『環境基本法』公布·施行
 - 6. 8. 1 「川口市公害対策審議会」を「川口市環境審議会」に改名
 - 7. 4. 1 組織改正により環境保全課となる (4係、1分析センター)
 - 7. 4. 1 『埼玉県環境基本条例』施行
 - 9.12.1 『大気汚染防止法施行令』が一部改正され、有害大気汚染物質対策にダイオキシン類 を指定、施行される
 - 10. 9.28 「川口市環境基本条例」公布
 - 11. 1.29 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素並びにホウ素の3項目が『公共用水域及び地下水の人の健康の保護に関する水質環境基準』が施行される
 - 11. 2.22 『土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針』を定める

- 11. 4. 1 『埼玉県公害防止条例』が一部改正され、小型焼却炉の規制が強化される
- 11. 4. 1 騒音に係る環境基準が改正される
- 11. 4. 1 「川口市環境基本条例」が施行される
- 12. 1.15 『ダイオキシン類対策特別措置法』が施行される
- 13. 3. 1 「川口市環境基本計画」が策定される
- 13. 4. 1 特例市へ移行する(騒音・振動・悪臭の一部権限移譲) 『PRTR法』が施行される
- 14. 4. 1 『埼玉県生活環境保全条例』が施行される
- 14. 4. 1 組織改正により、環境保全課が3係・1分析センターとなる
- 14. 4. 1 「彩の国中核都市」指定を受ける
- 15. 2.15 『土壌汚染対策法』が施行される
- 16. 3.29 環境保全課、本庁舎から朝日環境センターへ移転となる

2 行政機構

(平成16年4月1日)



3 事務分掌

• 環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭並びにダイオキシン類の対 策等に関すること。
- (2) 公害関係法令に基づく届出等に関すること。
- (3) 浄化槽の届出等に関すること。
- (4) あき地の環境保全に関すること。
- (5) 公害防止資金の融資のあっせんに関すること。

分析センター

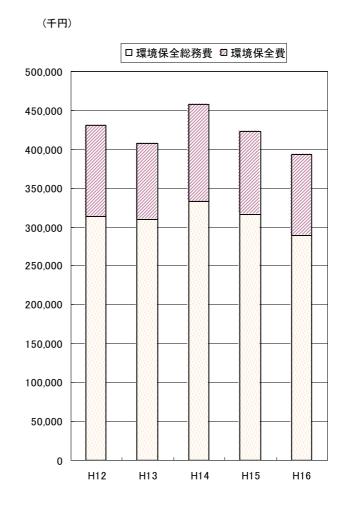
- (1) 大気汚染物質の常時監視及び調査測定に関すること。
- (2) 河川等の常時監視及び調査測定に関すること。
- (3) 水道水の水質検査に関すること。
- (4) 工場、事業場等の排水検査に関すること。
- (5) 有害大気汚染物質の測定分析に関すること。
- (6) 騒音及び振動の調査測定に関すること。
- (7) 悪臭、土壌、産業廃棄物等の測定分析に関すること。

4 環境保全関係予算

本市の平成16年度当初の環境保全 全関係予算は392,748千円で、歳出科 目は環境保全総務費と環境保全費から なり、環境保全総務費は人件費を含む 総務関係支出で構成され、環境保全費 は各種事業・調査・分析等の支出で構 成されている。

環境保全総務費における財源構成が100%一般財源であるのに対し、環境保全費に占める財源構成は、特定財源が51,588千円(49.7%)、一般財源は、52,222千円(50.3%)となっている

図1-2-1



5 川口市環境審議会

市域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するため、環境基本法第44条の規定に 基づき「川口市環境審議会」を設置し、15名の委員に委嘱している。

表 1 - 2 - 1 川口市環境審議会委員

(平成16年8月1日現在)

選出区分	現職等	選出区分	現職等
知識経験者	川口市議会議員(3名)	民間団体の代表	CEW女性会議副議長
知識経験者	川口商工会議所事務局次長	業界関係者	川口機械工業協同組合理事
知識経験者	東京海洋大学教授	業界関係者	川口鋳物工業協同組合理事
知識経験者	㈱東京久栄課長代理	業界関係者	埼玉県鍍金工業組合第7支部長
民間団体の代表	川口市民環境会議書記	関係行政機関の職員	川口警察署生活安全課長
民間団体の代表	埼玉県自動車整備振興会川口副支部長	関係行政機関の職員	川口保健所庶務担当部長
民間団体の代表	川口環境保全協議会会長		

表 1 - 2 - 2 平成 1 5 年度開催状況

期日	審議内容
平成15年7月25日	・本市の環境行政の現況について・環境基本計画における施策推進の指標について・土壌汚染対策法について
平成15年11月18日	・川口市環境基本計画に基づく実施業況の報告について・PRTR法、地下水の採取規制について

表 1-2-3 視察研修先一覧

年 度	視察先	視察内容等
5	苫小牧市	公害行政全般、王子製紙視察、ウトナイコ湖のバードサンクチュアリ
6	山形市	公害・環境行政一般、(株)日立工機山形工場(地下水人口涵養施設)視察
7	長野市	生活環境思想及び普及啓発、マルコメ(株)視察
8	岐 阜 市	公害・環境行政一般、JTキャニング視察
1 0	新潟市	環境基本計画、環境行政一般、エコプラザ視察
1 2	豊橋 市	環境基本計画、環境行政一般、地下資源館視察
1 4	盛岡市	環境基本計画、環境モニター、クリーンセンター及び余熱利用施設

6 分析センター

名 称 川口市分析センター

所 在 地 埼玉県川口市大字石神854-1(石神配水場内)

建物概要 鉄筋・鉄骨コンクリート造 3階建て 477.7 m²

業務内容 主として大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、産廃などに関する調査・測定 分析を行っている。

大 気 ・大気汚染物質の常時監視及び調査

有害大気汚染物質の調査

・酸性雨の調査

・降下ばいじんの調査

水 質 ・河川等の常時監視及び調査測定

特定事業場、指定排水工場等の排水検査

・各部局からの依頼を受けた水質検査

・水道水の水質検査

騒音・振動 ・自動車騒音の常時監視及び調査

・ 道路交通公害の調査

悪 臭・悪臭物質の調査

土壌・産廃・河川底質、土壌、産業廃棄物等の調査

排水処理施設

目 的 分析センターにおいて排出される、排出水中の酸、アルカリの中和処理

装 置 名 中和処理装置

貯水槽量 3 m³

処理能力 $0.5 \sim 1.0 \,\mathrm{m}^3/h$



表1-2-4 測定・分析機器等の保有状況

区分	一2一4 別足・刀削機器等の体育 機 器 の 名 称	台数	区分 機 器	の名称	台数
	二酸化硫黄自動測定記録計	5	ウォーターバス		2
	オキシダント自動測定記録計	5	恒温水槽		2
	窒素酸化物自動測定記録計	8	乾燥機		4
	一酸化炭素自動測定記録計	4	インキュベータ	_	2
大	浮遊粒子状物質自動測定記録計	8	熱風乾燥機		1
人	炭化水素自動測定記録計	2	超音波洗浄器		2
	オキシダント計動的校正装置	1	冷蔵庫		3
	風向・風速計	6	水 純水製造装置		2
	温度・湿度計	1	超純水製造装置		1
	簡易テレメータシステム	1	廃液中和装置		1
気	ハイボリュームエアサンプラー	2	廃液処理装置		1
	ローボリュームエアサンプラー	3	分光光度計		1
	硫黄分析装置	1	ICP発光分光	分析装置	1
	自動ガスサンプリング装置	1	フレーム/ファー	ーネス原子吸光分析装置	置 1
	小計	48	フローインジェ	クションシステム	1
	産廃溶出振とう機	2	質 ガスクロマトグ	ラフ	2
	シェーカー	1	ガスクロマトグ	ラフ質量分析装置	2
	採泥器	1	高速液体クロマ	トグラフ分析装置	1
	遠心分離器	1	イオンクロマト	グラフ分析装置	1
	電気炉	1	排気ガス洗浄装	置付ドラフトチャンバ	<u>ا</u>
	アンモニア蒸留装置	1	ドラフトチャン	バー	3
水	フェノール蒸留装置	3	ダクトレスフィ	ルタリングフード	2
,,,	フッ素蒸留装置	3	小	計	71
	シアン蒸留装置	1	普通騒音計		5
	水銀分解装置	2	低周波騒音計		1
	水銀分析装置	1	自動騒音計		3
	オートクレーブ	2	振動計		4
	乾熱滅菌器	1	レベルレコーダ	_	5
質	pHメーター	2	周波数分析器 音		1
貝	色度・濁度計	1	データ処理機		2
	導電率計	1	騒音テレメータ	システム	1
	溶存酸素計	2	小	計	22
	直示天秤	2	悪臭採取装置		1
	流速計	2	悪臭濃縮装置		1
	ホットプレート	2	臭 小	計	2
	恒温槽	2	合	計	143

表1-2-5 測定分析件数

区	年 度		13	Н	14	Н	15
分		検体	項目	検体	項目	検体	項目
大	環 境 部	359	1,010	330	848	355	916
	その他	0	0	0	0	0	0
気	小 計	359	1,010	330	848	355	916
	環 境 部	526	5,819	492	6,040	712	6,776
	水 道 部	670	8,906	649	9,017	637	8,904
	経 済 部	54	219	63	252	65	254
	教 育 局	798	3, 151	936	3,924	929	3,808
水	下 水 道 部	367	2,420	373	2,429	242	1,526
	建 設 部	105	630	67	402	122	732
質	都市計画部	73	268	12	120	13	130
	保 健 福 祉 部	306	414	292	1,048	288	949
	医療センター	10	32	13	35	10	32
	その他	1	6	0	0	0	0
	小 計	2,910	21,865	2,897	23, 267	3,018	23, 111
騒音	環境部	1, 328	1,328	1,344	1,344	1,248	1,248
•	その他	0	0	0	0	0	0
振 動	小 計	1, 328	1,328	1,344	1,344	1,248	1,248
	環境部	12	24	6	24	4	24
悪	下 水 道 部	101	242	40	208	36	186
臭	その他	0	0	0	0	0	0
	小 計	113	266	46	232	40	210
土壌	環 境 部	4	55	8	62	4	54
•	下 水 道 部	7	129	16	336	11	253
底質	その他	56	649	2	46	3	69
他	小計	67	833	26	444	18	376
	総 合 計	4,777	25, 302	4,643	26, 135	4,679	25,861

第2章

環境の現況と対策

第1節 大気汚染

1 概 況

本市では「大気汚染防止法第22条」に基づき市内9ヶ所に測定局(一般環境測定局5局、自動車排出ガス測定局4局)を配置し、大気汚染の常時監視を実施している。

本市の大気汚染の状況は、平成15年度の測定結果によると二酸化硫黄及び二酸化窒素については全ての測定局で環境基準を達成し、光化学オキシダントについては全国的傾向と同様に全ての測定局で環境基準を達成出来なかった。また、二酸化窒素は全ての測定局で環境基準を達成したが、浮遊粒子状物質については、短期的評価は全ての測定局、長期的評価は4測定局で非達成であった。一酸化炭素については引き続き全測定局で環境基準を達成している。全般的には穏やかな改善傾向を示しているが、沿道局を中心に依然高濃度状態が継続している。

また、平成8年5月に改正された「大気汚染防止法」では、微量でも継続的に摂取することによって、発ガン性や慢性毒性などの影響が懸念される物質を人の健康被害を将来にわたって未然に防止する観点から有害大気汚染物質と定めた。

本市では揮発性有機化合物(9物質)については一般環境2地点、沿道環境1地点、また、重金属類(5物質)アルデヒド類(2物質)については、一般環境1地点で、その汚染状況を把握するためのモニタリング調査を実施している。

工場、事業場の固定発生源に対しては、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により規制及び指導をしている。

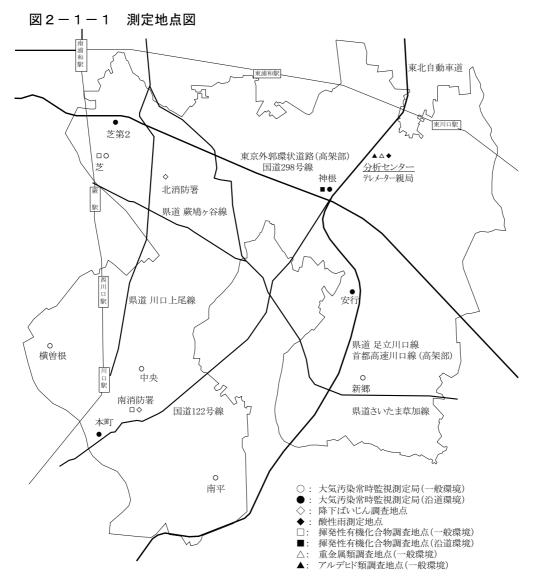


表 2 - 1 - 1 一般環境測定局

(平成16年3月31日現在)

測定局	所 在 地	用途地域	採取口 位置	測定項目	周囲の状況
中央	青木 2-1-1 市役所屋上	準工	27 m	二酸化硫黄(乾式) 浮遊粒子状物質 窒素酸化物質(乾式) 光化学柱>/p゙>/\(乾式) 炭化水素 風向・風速・温度・湿度	東約 900m に国道 122 号線
横曽根	宮町 16-1 西中学校校庭	二住	7.0 m	二酸化硫黄(乾式) 浮遊粒子状物質 窒素酸化物質(乾式) 光化学オネシダント(乾式) 風向・風速	北約 500m に 県道練馬-川口線
南平	東領家 2-27-1 東スポーツセンター	準工	4.0 m	二酸化硫黄(乾式) 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(乾式) 光化学オキシダント(乾式)	南東約 500m に 県道東京-川口線
新郷	大字東本郷 1316 新郷浄水場敷地	一住	4.0 m	二酸化硫黄(乾式) 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(乾式) 光化学オキシダント(乾式) 風向・風速	西約 250m に 首都高速川口線
芝	芝樋ノ爪 2-9 樋ノ爪児童公園	二住	4.0 m	二酸化硫黄(乾式) 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(湿式) 光化学オキンダント(乾式)	南東約 500m に 県道蕨-鳩ヶ谷線

表2-1-2 自動車排出ガス測定局(沿道局)

(平成16年3月31日現在)

測定局	所 在 地	用途 地域	採取口 位置	測定項目	周囲の状況
本 町	本町 1-17-1 中央公民館内	商業	2.0 m	一酸化炭素	国道122号線 本町交差点から5m
安行	大字安行慈林 356 慈林小学校校庭	二住	5.0 m	一酸化炭素 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(乾式) 炭化水素 風向·風速	県道足立-川口線から10m 首都高速川口線 道路端から10m
芝第2	芝西 2-20-3 芝西小学校校庭	二住	4.0 m	一酸化炭素 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(乾式) 風向·風速	東京外郭環状道路、 国道298号線 道路端から28m
神根	大字神戸 461 乙女山市営住宅地内	調整	5.0 m	一酸化炭素 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(乾式) 風向·風速	東京外郭環状道路、 国道298号線 道路端から28m

2 一般環境測定局調査結果

(1) 二酸化硫黄

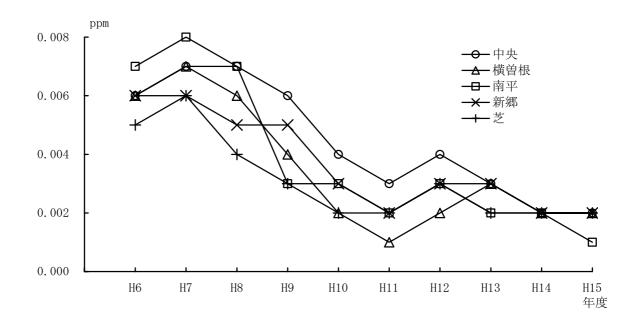
二酸化硫黄は主に石油・石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼したときに発生するものである。 主な発生源は工場・事業場であるが、その他にディーゼル車や一般家庭、または火山等の 自然現象によるものもある。二酸化硫黄は直接あるいは粉じんに付着して人体に入り、喘息、 気管支炎などの呼吸器系疾患を引き起こすとされている。

平成15年度は一般環境5測定局全てで環境基準を達成した。

表 2 - 1 - 3 環境基準適合状況

		· ********					
	測定局	定局 年平均値	ロ亜均値の	1時間値が0.04ppm		環境基準適否	
年度			日平均値の 2%除外値	を超えた日が2日 以上連続した日の 有無	評価による日平均 値が0.04ppmを超え た日数	短期的 評価	長期的 評価
		(mgg)	(mgg)	(有×・無○)	(目)	(適○・	· 否×)
		(lalam)	(la la m)	(11 -)/// (7)	(11)		
	中央	0.002	0.005	0	0	\circ	\circ
	横曽根	0.002	0.005	0	0	0	0
15	南平	0.001	0.005	0	0	0	0
	新郷	0.002	0.005	0	0	0	0
	芝	0.002	0.005	0	0	0	0

図2-1-2 年平均値の経年変化



(2) 浮遊粒子状物質

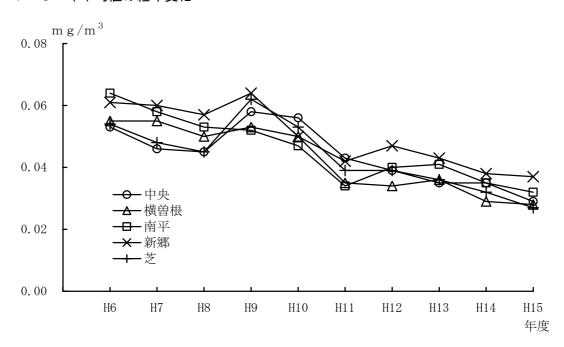
浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊している物質のうち、粒径 10μ m以下のものをいう。 工場・事業場の燃焼施設や自動車より発生するもの、炭化水素類が大気中で二次的に生成するものの他、土壌粒子等の自然由来によるものなど多岐にわたっているが、本市では自動車による割合が一番高いと考えられる。

平成15年度においては、環境基準の長期的評価は新郷測定局以外は達成し、短期的評価は全て非達成であった。

表 2 - 1 - 4 環境基準適合状況

	測定局			日平均値が0.10m	環境基準の長期的	環境基	準適否
年度		年平均値	日平均値の 2%除外値	g / m ³ を超えた日 が 2 日以上連続し た日の有無	評価による日平均 値が0.10mg/m ³ を超えた日数	短期的 評価	長期的 評価
		$(m g / m^3)$	$(m g / m^3)$	(有×・無○)	(目)	(適○	· 否×)
	中央	0.029	0.077	0	0	×	0
	横曽根	0.028	0.068	0	0	×	0
15	南平	0.032	0.075	0	0	×	0
	新郷	0.037	0.095	×	2	×	×
	芝	0.027	0.071	0	0	×	0

図2-1-3 年平均値の経年変化



(3) 光化学オキシダント

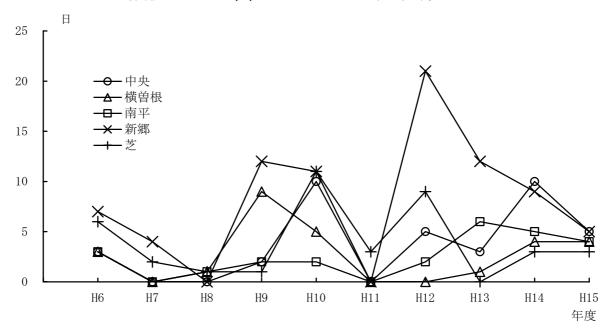
光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽光線(紫外線)により光化学反応を起こし生成された酸化性物質の集合体であり、人の目や呼吸器を刺激したり、植物の葉を枯らす等の被害を起こすとされている。

光化学オキシダントの環境基準は、全国ほとんどの測定局で非達成の状況が継続している。 本市の平成15年度測定結果も一般環境5測定局全てで環境基準非達成であった。

表 2 - 1 - 5 環境基準適合状況

	X = . · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
年度	測定局	昼間の1時 間値の年平 均値	昼の1時間値が 0.12ppm以上と なった日数	昼の1時間値の 最高値	昼間の日最高1時 間値の年平均値	環境基準適否				
		(ppm)	(日)	(ppm)	(ppm)	(適○・否×)				
	中央	0.029	5	0.179	0.049	×				
	横曽根	0.025	4	0. 197	0.044	×				
15	南平	0.025	4	0.180	0.046	×				
	新郷	0.027	5	0. 195	0.046	×				
	芝	0.026	3	0. 155	0.044	×				

図2-1-4 1時間値が0.12ppm以上となった日数の経年変化



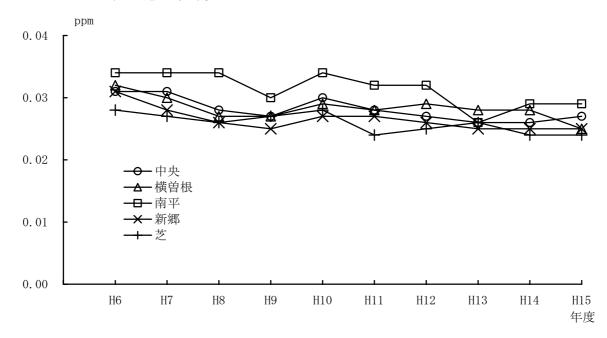
(4) 二酸化窒素

空気中でものを燃焼させると、窒素酸化物が発生する。大部分が一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。主な発生源は工場、事業場、自動車である。二酸化窒素は、人の呼吸器に影響を与える他、光化学スモッグの原因物質の一つでもある。平成15年度は一般環境5測定局全てで、環境基準を達成した。

表 2 - 1 - 6 環境基準適合状況

年度	測定局	年平均値	日平均値の年間 98%値	日平均値が 0.06ppmを超え た日数	98%値評価による 日平均値が0.06ppmを 超えた日数	環境基準適否
		(ppm)	(ppm)	(日)	(日)	(適○・否×)
	中央	0.027	0.047	0	0	0
	横曽根	0.025	0.043	1	0	0
15	南平	0.029	0.050	0	0	0
	新郷	0.025	0.044	0	0	0
	芝	0.024	0.042	0	0	0

図2-1-5 年平均値の経年変化



(5) 非メタン炭化水素

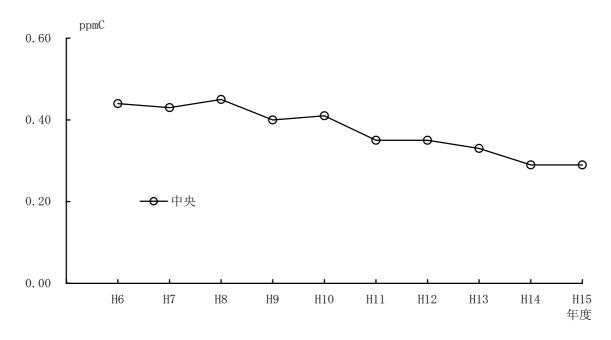
非メタン炭化水素は、各種の炭化水素からメタンを除いたものの総称である。有機溶剤を使用する工場等の固定発生源や自動車排出ガスに含まれる等、多種多様な発生源から排出されている。大気中の炭化水素濃度は光化学オキシダントの生成に関係することから、非メタン炭化水素レベルについて指針値が定められている。

年平均値の経年変化でみると、やや減少傾向にある。

表2-1-7 測定結果

	<u> </u>	· /////					
			午前6時から9時までの3時間平均値				
年度	測定局	年平均値	年平均値	最高値	0.31ppmCを超えた日 数		
		(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日)		
15	中央	0. 29	0. 29	1.64	121		

図2-1-6 年平均値の経年変化



3 沿道環境(自動車排出ガス)測定局調査結果

(1) 一酸化炭素

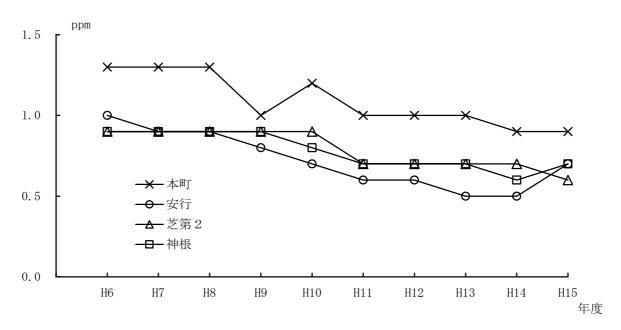
一酸化炭素は主として不完全燃焼によって発生し、都市部ではその $60\sim70\%$ は、自動車に起因するとされている。血液中のヘモグロビンと結合し、中枢神経の障害等を引き起こすとされている。

一酸化炭素は長期にわたって環境基準に比べて低い濃度で推移しており、平成15年度も 環境基準を達成した。

表 2 - 1 - 8 環境基準適合状況

						구르 나는 나	洲立工
				H = 14 1310 3	環境基準の長期的評	環境基準適否	
年度	測定局	測定局 年平均値	日平均値の 日平均が10ppmを 1 2%除外値 超えた日		価による日平均値が 10ppmを超えた日数	短期的 評価	長期的 評価
		(ppm)	(ppm)	(目)	(目)	(適○・	· 否×)
	本町	0.9	1.7	0	0	0	0
15	安行	0.7	1.4	0	0	0	0
10	芝第2	0.6	1.2	0	0	0	0
	神根	0.7	1.3	0	0	0	0

図2-1-7 年平均値の経年変化



(2) 浮遊粒子状物質

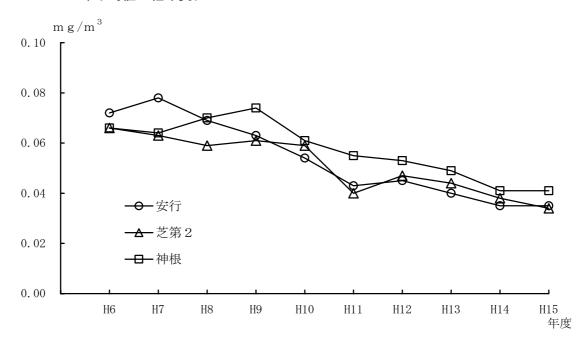
沿道環境では3測定局で浮遊粒子状物質の測定を行っている。

浮遊粒子状物質の汚染状況は、環境基準は達成していないものの、穏やかではあるが改善の傾向を示している。また、黄砂の飛来による自然要因で浮遊粒子状物質の濃度が上昇し、環境基準が不適合となるケースもみられる。

表 2 - 1 - 9 環境基準適合状況

			ロ亜地域の	日平均値が0.10mg	環境基準の長期的	環境基	準適否
年度	測定局	年平均値	日平均値の 2%除外値	/m ³ を超えた日が 2日以上連続した日 の有無	評価による日平均 値が0.10mg/m ³ を超えた日数	短期的 評価	長期的 評価
		$(m g / m^3)$	$(m g / m^3)$	(有×・無○)	(目)	(適○	· 否×)
	安行	0.035	0.086	×	4	×	×
15	芝第2	0.034	0.087	×	3	×	×
	神根	0.041	0.102	×	4	×	×

図2-1-8 年平均値の経年変化



(3) 二酸化窒素

二酸化窒素は沿道環境の3測定局で測定をしている。

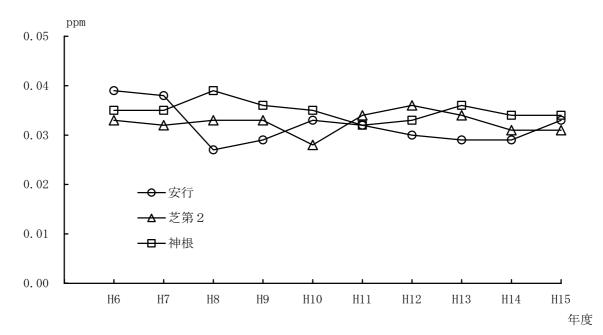
日平均値が 0.06 p p mを超えた日数は、神根測定局で 7 日と他の 2 局と比べ多く突出している。東北自動車道、東京外環自動車道、首都高速道路の合流地点に近く、日交通量が最も多く、98%値等の全ての評価値が一番高い値となっている。

平成15年度は全ての測定局で環境基準を達成したが対象交通量の最も多い神根測定局に おいては「日平均値の年間98%値」が0.058ppmと依然として高濃度であった。

表 2 - 1 - 1 0 環境基準適合状況

年度	測定局	年平均値	日平均値の年間 98%値	日平均値が 0.06ppmを超え た日数	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数	環境基準適否
		(ppm)	(ppm)	(目)	(日)	(適○・否×)
	安行	0.033	0.052	1	0	0
15	芝第2	0.031	0.050	0	0	0
	神根	0.034	0.058	7	0	\circ

図2-1-9 年平均値の経年変化



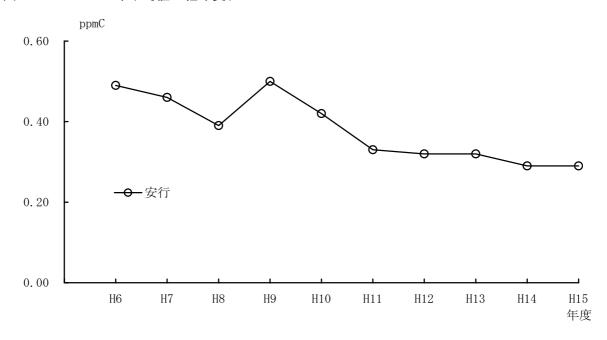
(4) 非メタン炭化水素

安行測定局における非メタン炭化水素はこの10年間、横ばい傾向にあるが、平成11年 より年平均値は減少し、その値で横ばい傾向にある。

表2-1-11 測定結果

			午前6時から9時までの3時間平均値					
年度	測定局	年平均値	年平均値	最高値	0.31ppmCを超えた日 数			
		(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(目)			
15	安行	0.27	0. 29	1. 10	128			

図2-1-10 年平均値の経年変化



4 有害大気汚染物質調査結果

本市では、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの環境基準の定められている4物質を含む揮発性有機化合物9物質を平成9年度から、また、平成11年度からは重金属類、平成12年度からはアルデヒド類についても測定を実施している。

平成15年度においては、神根測定局のベンゼンが環境基準非達成であった。その他は環境基準を達成した。

表 2 - 1 - 1 2 揮発性有機化合物

年	New Later La	2 并允任 内域化	年平均値	最大値	最小値	環境基準適否
度	測定地点	測定項目	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	(適○・否×)
		塩化ビニルモノマー	0.038	0.11	0.014	_
		1, 3-ブタジエン	0.48	1.4	0. 13	_
		アクリロニトリル	0.11	0. 27	<0.012	_
	芝	シ゛クロロメタン	4.3	12	1.3	_
15	測 定	クロロホルム	0. 27	0.38	0.12	_
	局	1, 2-ジクロロエタン	0.085	0. 16	0. 038	_
		ベンゼン	2. 1	5. 0	1. 1	0
		トリクロロエチレン	2. 2	6. 3	0.40	0
		テトラクロロエチレン	0.91	3. 2	0. 24	\circ
15	神根	1, 3-ブタジエン	0.86	1.5	0. 16	_
10	測定局	ベンセン	4. 2	7. 6	1. 7	×
		塩化ビニルモ <i>lマ</i> ー	0.043	0. 13	<0.012	_
		1, 3-ブタジエン	0.51	1.4	0. 13	
		アクリロニトリル	0. 16	0.66	<0.012	
	南	シ゛クロロメタン	5. 0	14	1. 1	
15	消 防	クロロホルム	0. 27	0. 55	0. 15	
	署	1, 2-ジクロロエタン	0.10	0. 20	0.041	
		ベンゼン	2.2	4. 7	1. 1	0
		トリクロロエチレン	3.0	10	0.37	0
		テトラクロロエチレン	0.88	2.2	0.31	0

表2-1-13 重金属類

	' '	0 主业周及				
年	測定地点	測定項目	年平均値	最大値	最小値	環境基準適否
度	例足地点	例是視日	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	(適○・否×)
	分析センター	ベリリウム	0.038	0.14	<0.019	_
		クロム	6.6	12	1.3	_
15		マンガン	39	68	19	_
		ニッケル	6.0	9. 9	3. 2	_
		ひ素	1. 1	2.6	0.31	_

表2-1-14 アルデヒド類

年	測定	測定項目	年平均値	最大値	最小値	環境基準適否
度	地点	例是項目	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	(適○・否×)
15	分析	ホルムアルデヒド	3.2	4.4	1.8	_
15	センター	アセトアルデヒド	3.8	5. 0	2. 1	_

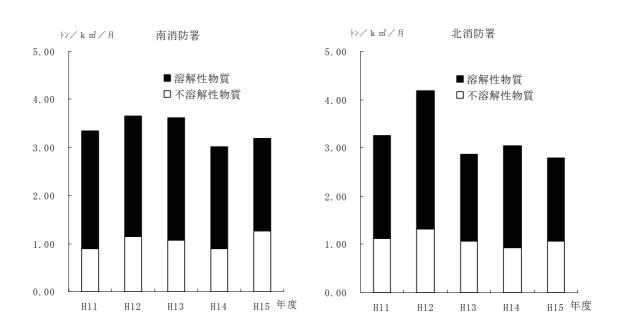
5 降下ばいじん調査結果

降下ばいじんとは、大気中に浮遊する物質のうち自己の重量や雨などにより降下するものをいう。1ヶ月単位で測定容器(デポジットゲージ)に降下物を捕集し、不溶解性物質(水に溶けないもの)と溶解性物質に分けて重量を測定し、1k㎡当りに換算した重量(トン)で表している。本市では南消防署及び北消防署の2地点で測定を行っている。最近はほぼ横ばいの傾向にある。

表2-1-15 調査結果

測定地点	年 度	捕集雨量	不溶解性物質	溶解性物質	降下ばいじん量
例足地点	十 及	(リットル)	(トン/k m²/月)	(トン/k㎡/月)	(トン/km²/月)
	平成 11 年	9. 1	0.90	2.46	3. 35
	平成 12 年	8.8	1. 16	2.50	3. 66
南消防署	平成 13 年	7. 7	1.06	2.55	3. 61
	平成 14 年	7. 5	0.89	2. 12	3. 01
	平成 15 年	8.7	1. 27	1. 93	3. 20
	平成 11 年	7. 9	1. 12	2. 15	3. 26
	平成 12 年	8.9	1.33	2.86	4. 18
北消防署	平成 13 年	7. 2	1.06	1.81	2.87
	平成 14 年	7. 9	0.93	2. 12	3. 05
	平成 15 年	9. 4	1.06	1. 73	2.96

図2-1-11 経年変化



6 酸性雨調査結果

雨は本来、空気中の二酸化炭素が溶け込み、pH5.6前後である。酸性雨とは、大気中の窒素酸化物や二酸化硫黄が硝酸や硫酸の形で雨滴に溶け込み、pH5.6以下の降雨のことである。その発生原因は、工場からのばい煙、自動車の排出ガス等人為的原因によるものの他、噴火等自然現象に由来するものがあり、その主たるものは前者である。

本市では雨として降ってきたものを、降雨ごとに初期降雨から $5\,mm$ 目の降雨まで $1\,mm$ ごとに $p\,H$ 及び導電率を測定している。また $p\,H\,4$. $0\,$ 以下の場合には、硫酸イオン、硝酸イオンの測定をあわせて実施している。

平成 15 年度の測定回数は 77 回で p H4. 0 以下の降雨は 19 回、最低値は p H3. 63 で あった。

表2-1-16 調査結果

年	測定	測定	рН 3.00	рН 3.01	рН 3.51	pH 4.01	pH 4.51	pH 5.01	рН 6.01	рН 7.00	最低値
度	地点	回数	以下	~3.50	~4.00	~4.50	~5.00	~6.00	\sim 7.01	以上	取囚胆
15	分析センター	77	0	0	19	29	10	13	5	1	3. 63

7 気象調査結果

大気汚染物質の測定とともに気象の観測もあわせて実施している。風向・風速は6局、温度・湿度は1局で観測している。

表2-1-17 調査結果

			•					
年	測定局	平均風速	最大風速	最多風向	平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度
度	例足用	(m/sec)	(m/sec)	(方位)	(℃)	(\mathcal{C})	(\mathcal{C})	(%)
	中 央	2.3	≧10	NNW	16.0	35.8	-0.4	64
	横曽根	1.7	9.8	NNW	_	_	_	_
15	新 郷	2.4	≧10	NW	_	_	_	_
15	安 行	1.2	7. 2	NNW	_	_	_	_
	芝第2	0.7	5. 5	Е	_	_	_	_
	神根	2. 2	≧10	NW	_	_	_	_

8 ばい煙等の規制

工場、事業場から発生するばい煙、粉じん、炭化水素類、有害大気汚染物質についてはその規 模により「大気汚染防止法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき規制がかけられている。

(1) 届出状況

「大気汚染防止法」に基づき届出されている工場・事業場は平成16年3月31日現在で、 ばい煙発生施設数は356、一般粉じん発生施設数は21である(電気・ガス工作物を含 む)。

また「埼玉県生活環境保全条例」に基づき届出されている指定ばい煙発生施設数は81、 指定粉じん発生施設数は43、指定炭化水素発生施設数は390である。

ア ばい煙関係

表2-1-18 平成15年度ばい煙関係届出件数

		大気汚	染防止法		埼玉県生活環境保全条例				
届出の種類	工場		事業場		工場		事業場		
	工場数	施設数	事業場数	施設数	工場数	施設数	事業場数	施設数	
設 置	7	9	6	28	16	16	9	9	
使 用	0	0	0	0	5	5	1	1	
廃 止	22	53	50	60	29	31	46	50	

表2-1-19 ばい煙発生施設数(大気汚染防止法) (平成16年3月31日現在)

項	旅	· 設 名	工場	事業場	計
		ボイラー	25	83	108
1	1 ボイラー	小型ボイラー	49	26	75
		小 計	74	109	183
5		金属溶解炉	50	0	50
6		金属加熱炉	15	0	15
11	乾燥炉	骨材乾燥炉	2	0	2
11	11 早以来分	その他の乾燥炉	5	0	5
12		電気炉	1	0	1
13		廃棄物焼却炉	0	7	7
14	銅、	鉛、亜鉛の溶解炉	3	0	3
29		ガスタービン	2	17	19
30	ラ	ディーゼル機関	2	60	62
31		ガス機関	5	4	9
	合	計	159	197	356
	Ē	事業所数	61	94	155

(電気・ガス工作物を含む)

本市はばい煙発生施設を有する工場、事業場が多数操業しているため、硫黄酸化物の総量規制等の対象地域に指定されており、より厳しい規制がかけられている。

表2-1-20 硫黄酸化物に係る指定地域内のばい煙発生施設数 (大気汚染防止法)

(平成16年3月31日現在)

規制の区分	エ	場	事業	場	合 計		
	工場数	施設数	事業場数	施設数	事業所数	施設数	
総量	16	81	12	60 28		141	
燃料	12	24	32	74	44	98	

表2-1-21 指定ばい煙発生施設数(埼玉県生活環境保全条例)

(平成16年3月31日現在)

項	施 設 名	工場	事業場	計
2	金属溶解炉	7	0	7
7	廃棄物焼却炉	50	24	74
	合 計	57	24	81
	事業所数	56	23	79

イ 粉じん関係

表2-1-22 平成15年度粉じん関係届出件数

届出の種類		大気汚	染防止法		埼玉県生活環境保全条例				
	工	場事業場			エ	場	事業場		
	工場数	施設数	事業場数	施設数	工場数	施設数	事業場数	施設数	
設 置	4	12	1	1	8	23	0	0	
使 用	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃 止	2	11	1	1	7	22	1	1	

表2-1-23 一般粉じん発生施設数(大気汚染防止法)

項	施 設 名	工場	事業場	計
2	堆積場	1	2	3
3	コンベア	16	0	16
4	破砕機・摩砕機	1	0	1
5	ふるい	1	0	1
	合 計	19	2	21
	事業所数	8	2	10

表2-1-24 指定粉じん発生施設数(埼玉県生活環境保全条例)

(平成16年3月31日現在)

項	施設名	工場	事業場	計
1	堆積場	4	1	5
2	コンベア	19	0	19
3	破砕機・摩砕機	3	0	3
4	破砕機(コンクリート用)	1	0	1
6	ふるい	3	0	3
8	バッチャープラント	12	0	12
	合 計	42	1	43
	事業所数	17	1	18

ウ 炭化水素類関係

表2-1-25 平成15年度指定炭化水素類届出件数 (平成16年3月31日現在)

届出の種類	給油用地下 タンク	ドライクリ ーニング用	製造設備	使用施設				
	, , ,	乾燥機	HX VIII	塗装	印刷	接着	その他	
設 置	0	1	0	0	0	0	0	
使 用	47	17	0	0	0	0	0	
廃 止	6	3	0	0	0	0	0	

表 2 - 1 - 2 6 指定炭化水素類発生・使用施設数(埼玉県生活環境保全条例)

項		施 設 名	工場	事業場	計
2	給	油用地下タンク	0	173	173
4	ドライ	クリーニング用乾燥機	0	28	28
5		製造設備	70	0	70
		1 塗装	1	0	1
6	使用	2 印刷	6	0	6
O	施設	3 接着	1	0	1
		4 その他	111	0	111
	台		189	201	390
		事業所数	7	63	70

工 有害大気汚染物質関係

表 2 - 1 - 2 7 有害大気汚染物質排出施設数(大気汚染防止法)

(平成16年3月31日現在)

		把握施設数
ベンゼ	ン	
1	乾燥施設	0
2	コークス炉	0
3	蒸留施設	0
4	脱アルキル反応施設	0
5	貯蔵タンク	0
6	反応施設	0
トリク	ロロエチレン又はテトラクロロエチレン	
7	乾燥施設	0
8	混合施設	0
9	蒸留施設	0
10	洗浄施設	0
11	ドライクリーニング機	28

表 2 - 1 - 2 8 有害大気汚染物質対象事業所数(埼玉県生活環境保全条例)

	物質名	把握事業所数
1	アクリロニトリル	1
2	エチレンオキシド	0
3	六価クロム化合物	0
4	クロロエチレン	0
5	クロロホルム	1
6	1・2-ジクロロエタン	0
7	ジクロロメタン	1
8	水銀及びその化合物	0
9	テトラクロロエチレン	1
10	トリクロロエチレン	0
11	ニッケル化合物	1
12	砒素及びその化合物	0
13	1・3-ブタジエン	0
14	ベリリウム及びその化合物	0
15	ベンゼン	0
16	ホルムアルデヒド	2
17	マンガン及びその化合物	1

(2) 工場・事業場の立入検査

平成15年度に「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、実施した立入検査件数は「大気汚染防止法」345件、「埼玉県生活環境保全条例」423件であった。

この内「大気汚染防止法」による指導件数は 34件、「埼玉県生活環境保全条例」による指導件数は 82件であった。

表 2-1-29 立入検査件数

区分		大気汚	染防止法		埼玉県生活環境保全条例				
), 12) , km	W(18.)	特定粉じん		指定ば	指定粉	指定炭	有害大	
	ばい煙	粉じん	解体作 業	改造•補 修作業	い煙	じん	化水素 類	気汚染 物質	
事業所数	136	10	0 13		64	17	73	4	
施設数	311	21	0 13		64	41	314	4	

9 光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報等の発令については、「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」により緊急時の発令措置を行っている。なお、**注意報などの発令があった場合は、「注意報発令中」の表示板を公共施設に掲示するとともに、防災行政用無線を通じて市民に周知し、被害の未然防止を呼びかけている。

平成15年度の光化学スモッグに係る注意報の発令回数は13回であった。なお、警報の発令はなかった

今年度の初回発令は、4月18日と例年より早く発令されたが、例年発令回数が多い7月中旬から8月上旬は梅雨が長続きするなど天候の影響で少なかった。しかし、天気が回復し猛暑の続いた8月下旬から9月上旬に集中して発令された。

また、今年度は光化学オキシダント濃度が最高を記録した9月3日に川口市では、市内の小中学生50人が、光化学スモッグが原因とみられる喉の痛みや息苦しさを訴え、市教育委員会から保健所へ被害届が出された。

県では一定規模以上の工場・事業場に同時通報受信装置を設置し、燃料使用量の削減を要請するなどの対策を講じている。

※ 注意報等発令基準・・・各地区内の基準測定局の光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき発令することとしている。同様に警報は濃度が 0.20ppm 以上の状態が継続すると認めるとき発令することとしている。

表2-1-30 平成15年度光化学スモッグ注意報発令状況

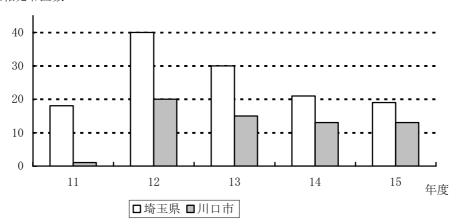
回数	月日	曜	県南中部発令時 最大濃度 (ppm)	発令日最大値 (ppm)	被害届出者数 (人)
1	4月18日	金	0.12	0. 141	
2	5月4日	日	0. 128	0. 128	
3	6月19日	木	0. 133	0. 133	
4	7月11日	金	0. 123	0. 151	
5	8月21日	木	0. 13	0. 166	
6	8月22日	金	0. 132	0. 176	
7	8月23日	土	0.138	0. 158	
8	8月24日	日	0. 122	0.189	
9	8月29日	金	0.134	0. 139	
10	9月2日	火	0. 124	0. 124	
11	9月3日	水	0. 12	0. 197	50
12	9月6日	土	0. 126	0. 132	
13	9月9日	火	0. 136	0. 136	

表2-1-31 年度別光化学スモッグ緊急時発令状況及び被害届出者数

10.4	2-1-3	1 年度別九七子スモック系心時光事状が及び被告個山有数										
年度	年 地区別	発令状況			月別注意報発令回数							被害届出
及	別	最初の発令日	最後の発令日	4	5	6	7	8	9	10	計	者数
				月	月	月	月	月	月	月		
11	埼玉県	5月 9日	10月 12日	0	3	5	3	3	3	1	18	1
11	川口市	6月 2日	6月 2日	0	0	1	0	0	0	0	1	0
10	埼玉県	5月22日	9月22日	0	5	8	12	14	1	0	40	5
12	川口市	5月23日	9月22日	0	1	4	9	5	1	0	20	0
13	埼玉県	5月 14日	8月25日	0	3	5	17	5	0	0	30	0
13	川口市	6月 4日	8月25日	0	0	4	8	3	0	0	15	0
14	埼玉県	5月23日	8月14日	0	2	3	9	7	0	0	21	466
14	川口市	6月 8日	8月 7日	0	0	1	7	5	0	0	13	65
15	埼玉県	4月 18日	9月19日	1	1	2	1	7	7	0	19	218
10	川口市	4月 18日	9月 9日	1	1	1	1	5	4	0	13	50

図2-1-12 光化学スモッグ発令日数





第2節 水質汚濁

1 概 況

公共用水域については、埼玉県知事が作成した「公共用水域の水質測定計画」に基づき、環境 基準点1地点、同補助地点1地点及び本市が独自に定めた自主地点10地点の計12地点におい て毎月1回人の健康の保護に関する項目、生活環境の保全に関する項目等について常時監視を実 施している。

平成15年度の測定結果では、健康項目については全12地点において環境基準を達成した。 有機汚濁の代表的指標であるBODについては、近年は全体的に横ばい傾向を示していたが、本 年度は全般的に改善の傾向がみられた。

また、芝川等主要河川に流入する7小水路についても、季節毎に年4回生活環境項目の測定を 実施し、河川の汚濁状況や実態の把握に努めている。

地下水についても、前述同様に埼玉県知事が作成した「地下水質測定計画」に基づき、市内を4kmの区画に区分し、さらに4分割した2kmの区画の中から1区画を抽出し、人の健康の保護に関する項目について常時監視を実施している。平成15年度の調査では、概況調査5地点、定期モニタリング調査6地点を実施した。

現在までに確認された汚染井戸については、汚染原因調査等を実施しているが、汚染源の特定には至っておらず、今後も調査を継続し早急な対策が必要と考えている。

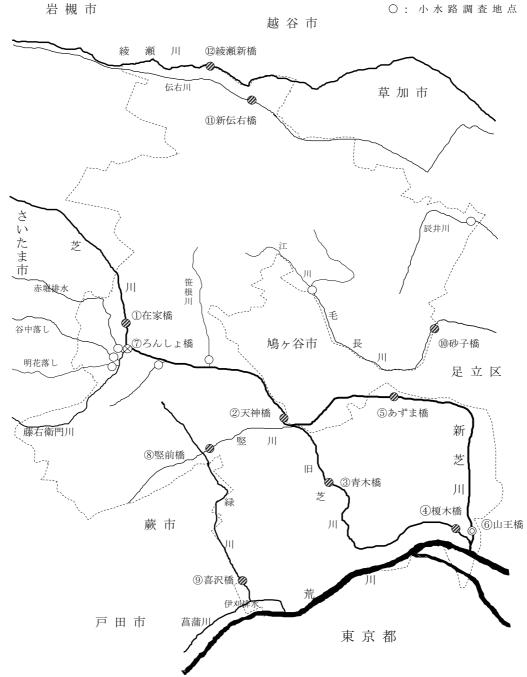
規制については、「水質汚濁防止法」で、特に汚水の発生する恐れのある施設を特定施設として定め、その施設を設置し、汚水等を排出する工場・事業場(特定事業場)を対象としている。 そして、施設の設置等についての届出義務や、排水基準の遵守も定めている。また、「埼玉県生活環境保全条例」においても、同様の届出義務や、規制が定められている。

なお、東京湾などの閉鎖性海域では、汚濁物質が滞留しやすく、環境基準の達成が困難であることから、従来の濃度規制に加え、地域を指定し日平均排水量 5 0 m³以上の特定事業場を対象に総量規制が導入されている。



図2-2-1 河川・小水路測定地点図

◎:環境基準点 ⊗:環境補助地点 ②:自主調査地点



河川名	類型	地点番号	調査地点名
		1	在家橋
芝川		2	天 神 橋
~ /II	E類型	3	青 木 橋
	上規生	4	榎 木 橋
新芝川		5	あずま橋
粉 と 川		⑥(環境基準点)	山 王 橋
藤右衛門川		⑦(環境補助地点)	ろんしょ橋
竪川		8	竪前橋
緑川	指定なし	9	喜 沢 橋
毛長川		10	砂子橋
伝 右 川		(1)	新伝右橋
綾瀬川	C類型	12	綾瀬新橋

	環境基	、準(生活環境項目)等
	рΗ	6. 5以上8. 5以下
C 類	BOD	5m g /ℓ以下
型型	SS	50m g / ℓ以下
1	DO	2m g /ℓ以上
	рΗ	6.0以上8.5以下
E 類	BOD	10m g /ℓ以下
型型	SS	ごみの浮遊が認められないこと
Т.	DO	2m g /ℓ以上

なお、類型の指定されていない地点 についてはE類型の環境基準値及び要 監視項目の指針値を目標としている。

2 公共用水域測定結果

(1) 健康項目測定結果

人の健康の保護に関する項目(26項目)については、測定を実施した12地点全てに おいて環境基準を達成した。

表 2 - 2 - 1 芝川・新芝川健康項目調査結果(年度平均)

(単位 mg/l)

武二 2 1 2/1	1711-2711	· X II III II II I	17	新芝川			
河 川 名		芝	JII			芝 川	
地 点 名	在家橋	天 神 橋	青 木 橋	榎 木 橋	あずま橋	山 王 橋	
カドミウム						<0.001	
全シアン						ND	
鉛						0.001	
六価クロム						<0.005	
砒素						0.001	
総水銀						<0.0005	
アルキル水銀						_	
РСВ						<0.0005	
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素	< 0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1, 1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
シスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1, 1, 1ートリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
1, 1, 2ートリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
チウラム	<0.0006					<0.0006	
シマジン	<0.0003					<0.0003	
チオベンカルブ	<0.002					<0.002	
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
セレン						<0.001	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						1.4	
ふっ素						0.10	
ほう素						0.10	

表 2 - 2 - 2 藤右衛門川等その他の河川の健康項目調査結果(年度平均) (単位 mg/ℓ)

河 川 名	藤右衛門川	竪川	緑川	毛長川	伝右川	綾瀬川
地 点 名	ろんしょ橋	竪前橋	喜沢橋	砂子橋	新伝右橋	綾瀬新橋
カドミウム	<0.001					
全シアン	ND			ND		
鉛	0.001					
六価クロム	<0.005			<0.005		
砒素	0.001					
総水銀	<0.0005					
アルキル水銀	_					
РСВ	<0.0005					
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1, 1, 1ートリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006					
シマジン	<0.0003					
チオベンカルブ	<0.002					
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.001					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.5					
ふっ素	0.08					
ほう素	0.04					

(2) 生活環境項目測定結果

類型指定されている芝川、新芝川、綾瀬川については芝川・青木橋のBODが環境基準 に適合しなかったが、平成14年度に比べると全体的に改善傾向を示した。また、その他 の項目については、環境基準を達成した。

表 2 - 2 - 3 環境基準項目調査結果(年度平均) (単位 mg/l: pH を除く)

河	JII	名		芝	Ш		新慧	<u>岁</u> 川	藤右衛門川	竪川	緑川	毛長川	伝右川	綾瀬川
	類 型			I	Ξ		I	Ξ	_	_	_	_	_	С
地	点	名	在家橋	天神橋	青木橋	榎木橋	あずま橋	山王橋	ろんしょ橋	竪前橋	喜沢橋	砂子橋	新伝右橋	綾瀬新橋
	рΗ		7. 3	7.3	7. 3	7.2	7.3	7.4	7. 5	7.5	7.4	7.5	7.4	7. 3
	DO		3.8	3.4	2.6	7.2	3. 1	4.0	4.0	7.5	5.0	3.8	3. 1	6.0
В	OD (75%	値)	6.3	6.1	23	3. 7	5. 1	3. 2	12	4.5	7.5	11	10	4.0
	SS		11	8	7	6	6	6	4	7	9	6	8	7

表2-2-4 BOD(生物化学的酸素要求量) 75%値の推移

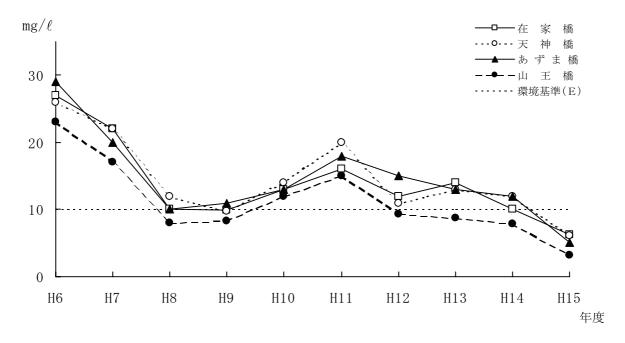
(単位 mg/l)

河	川名		調査地点名				年			度			
{H]	川石		则且地 尽有	Н6	H 7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
		1	在家橋	27	22	10	9.9	13	16	12	14	10	6.3
芝	JII	2	天 神 橋	26	22	12	9.8	14	20	11	13	12	6. 1
~	711	3	青 木 橋	74	29	29	36	35	47	36	27	23	23
		4	榎 木 橋	27	17	7.7	6.9	22	23	24	19	10	3.7
新	芝川	5	あずま橋	29	20	10	11	13	18	15	13	12	5. 1
利	Z ///	6	山 王 橋	23	17	8.0	8.3	12	15	9.4	8.8	7. 9	3. 2
藤石	古衛門川	7	ろんしょ橋	71	36	25	32	36	45	24	20	14	12
竪	Ш	8	竪前橋	37	33	15	13	16	18	12	19	6.9	4.5
緑	Ш	9	喜 沢 橋	20	20	15	9.5	11	16	10	8.7	12	7.5
毛	長 川	10	砂子橋	41	42	24	16	25	37	20	19	20	11
伝	右 川	(11)	新伝右橋	63	41	37	27	25	58	39	23	34	10
綾	瀬川	12	綾瀬新橋	_	_		_	10	13	10	6.8	7. 0	4.0

ア 芝川 (天神橋より上流部)・新芝川のBOD75%値の推移

芝川 (天神橋より上流部) 及び新芝川のBOD75%値は4地点全てで環境基準を達成した。平成8年度以降、横ばい状態で推移していたが、近年は改善の傾向が見られている。

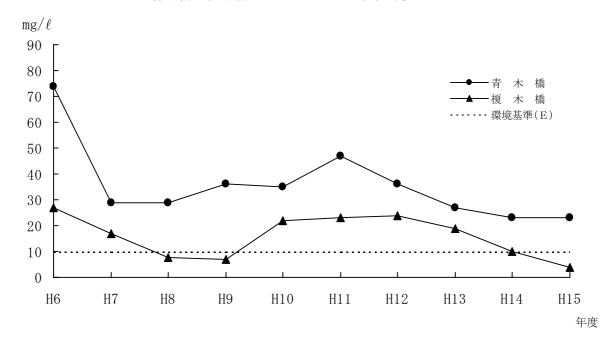
図2-2-2 芝川 (天神橋より上流部)・新芝川のBOD75%値経年変化



イ 芝川 (青木橋・榎木橋) のBOD75%値の推移

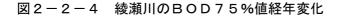
芝川 (青木橋・榎木橋)の区間は青木水門と領家水門で閉ざされた閉鎖性水域であり、 緩慢な流速と生活排水の流入のためBODは例年高い値で推移していた。しかし、ここ数 年は榎木橋の水質の良化が顕著に見られており、平成15年度は環境基準を達成するまで となった。

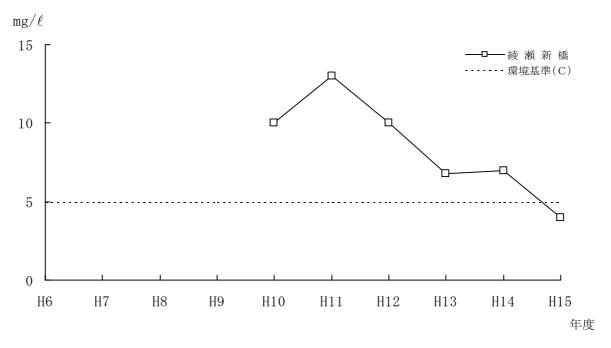
図2-2-3 芝川(青木橋・榎木橋)のBOD75%値経年変化



ウ 綾瀬川のBOD75%値の推移

綾瀬川は本市の河川の内では比較的汚濁の少ない河川である。平成14年度までは環境 基準を超過していたが、年を追って水質は良化しており、平成15年度は環境基準を達成 した。

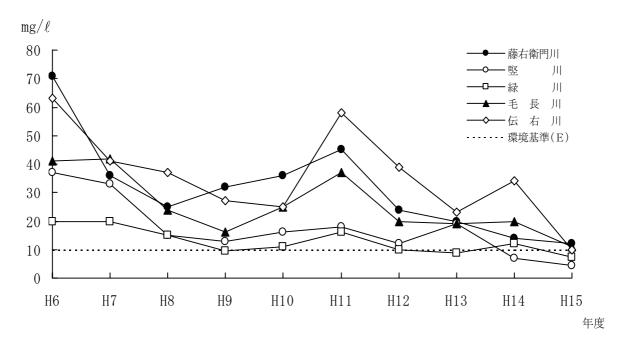




エ 藤右衛門川等その他河川のBOD75%値の推移

藤右衛門川等の5河川については、ここ数年は全般的に穏やかな改善の傾向を示している。

図2-2-5 藤右衛門川等その他河川のBOD75%値経年変化



(3) その他の項目(陰イオン界面活性剤・全リン)の測定結果

汚濁の指標となる項目にはBOD等の環境基準項目以外にも、窒素・リン等の栄養塩類があり、これらは海域での赤潮、河川水の富栄養化、さらに、湖沼でのアオコの発生の主要因となっている。

また、陰イオン界面活性剤は泡立ちの原因となり、前記の物質同様に汚濁の指標として重要である。これらの汚濁物質は生活雑排水による影響が大きな割合を占めている。

測定結果の推移としては、全リンについては横ばいに近い状況にあるものの、陰イオン 界面活性剤については減少の傾向を示しており、水質の良化が見られる。

表2-2-5 全リンの年平均値の推移

(単位 mg/ℓ)

河川名	調査地点名		年 度						
刊 川 石			H11	H12	H13	H14	H15		
新芝川	6	山 王 橋	0.60	0.31	0.45	0.45	0. 34		
藤右衛門川	7	ろんしょ橋	0.84	0. 55	0. 54	0. 56	0. 53		

表2-2-6 陰イオン界面活性剤(メチレンブルー活性物質)の年平均値の推移(単位 mg/l)

河 川 名		調査地点名		年		度	
	F	州且,也尽 有	H11	H12	H13	H14	H15
	1	在家橋	0.85	0.80	0.74	0.68	0. 45
芝川	2	天 神 橋	0.94	0. 93	0.79	0.76	0. 50
	3	青 木 橋	0. 91	0.85	1.1	0.65	0.60
	4	榎 木 橋	0.43	0. 22	0.49	0. 26	0. 09
新芝川	(5)	あずま橋	0.71	0.66	0.79	0.70	0.46
체스개	6	山 王 橋	0.38	0.46	0. 23	0. 43	0. 24
藤右衛門川	7	ろんしょ橋	1.6	1.2	0. 91	0.78	0. 45
竪川	8	竪前橋	1.2	1.4	1.0	0. 54	0.40
緑川	9	喜 沢 橋	0. 21	0. 23	0. 23	0. 28	0. 28
毛 長 川	10	砂子橋	2.8	2. 2	1.9	1.8	1.3
伝 右 川	(1)	新伝右橋	3.5	3. 7	2.2	2.1	1.2
綾 瀬 川	12	綾瀬新橋	0. 28	0.45	0. 26	0. 23	0. 20

(4) 底質調査結果

新芝川(山王橋)及び藤右衛門川(ろんしょ橋)において底質調査を実施し、有害物質については暫定除去基準を超えて検出されたものはなかった。

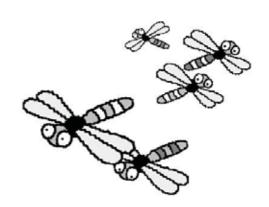
表2-2-7 底質調査結果の推移

河 川	名		新	芝	Ш			藤	右衛門	Ш	
調査地	点名	山 王 橋				ろんしょ橋					
年	度	H11	H12	H13	H14	H15	H11	H12	H13	H14	H15
測定	1111	1112	1110	1111	1110	1111	1112	1110	1111	1110	
カドミウム	(mg/kg乾泥)	0. 22	0. 23	0.23	0.35	0.57	0.29	0.43	0.47	0.25	0.66
鉛	(mg/kg乾泥)	7. 1	11	7. 5	25	140	26	24	30	28	28
六価クロム	(mg/kg乾泥)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
砒 素	(mg/kg乾泥)	11	4.5	8.9	6. 1	7.2	4. 3	7.8	6.6	5. 1	6. 3
総水銀	(mg/kg乾泥)	0.050	0.031	0.043	0.11	0.062	0.08	0.16	0.17	0.11	0. 18
アルキル水銀	(mg/kg乾泥)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
РСВ	(mg/kg乾泥)	<0.05	<0.05	<0.05	0. 15	0.06	0.44	0.44	0. 15	0.24	0. 19
銅	(mg/kg乾泥)	28	30	25	48	63	65	81	150	86	150
クロム	(mg/kg乾泥)	11	14	20	35	42	18	12	24	22	47
強熱減量	(%)	1.6	3.3	2.3	3. 2	4.4	5.6	18.5	6.6	5. 2	13.1

※ 暫定除去基準 水 銀:25mg/kg乾泥以上

PCB:10mg/kg乾泥以上

※ アルキル水銀ND <0.05六価クロムND <1.7



3 小水路測定結果

水質浄化対策の一貫として、主要河川に流入する7つの小水路の水質調査を平成8年度から実施している。

その結果、BODについては農閑期にあたる春、冬の値が高くなる傾向が全地点においてみられる。

表2-2-8 平成15年度調査結果

項 明花落し 辞去	目 春夏秋冬均 春	p H 7. 6 7. 5 7. 7 7. 4	D O (mg/ℓ) 1.3 3.8 3.3	BOD (mg/ℓ) 26 10	C O D (mg/ℓ) 14	S S (mg/l) 6	透視度 (cm) 35	導電率 (mS/m)
花落し	夏 秋 冬 平均	7. 5 7. 7 7. 4	1. 3 3. 8 3. 3	26 10	14			
花落し	夏 秋 冬 平均	7. 5 7. 7 7. 4	3. 8 3. 3	10		Ю		97
花落し	秋 冬 平均	7. 7 7. 4	3. 3			4		37
藤 い	冬 平均	7.4		1.0	8.7	4	>50	35
藤 仏	平均		1 0	18	11		38	43
藤谷		7.0	1.9	37	24	10	18	49
藤谷	1	7.6	2.6	23	14	6	35	41
		8. 2	10	7.8	5. 6	3	>50	20
右衛	夏	7. 9	9.0	9. 2	5. 6	8	45	27
中落門	秋	7. 9	8.4	19	10	3	>50	57
加し	冬	7.6	7. 5	66	28	12	21	28
	平均	7.9	8.7	26	12	7	42	33
赤	春	7. 9	6. 7	15	13	5	>50	37
堀	夏	7. 7	5. 9	3. 6	4. 3	3	>50	34
排	秋	7.8	7. 0	6.8	6.0	2	>50	42
水	冬	7. 4	2. 9	14	12	5	46	51
	平均	7. 7	4.0	10	8.8	4	49	41
	春	7. 6	3.8	16	9. 4	4	>50	31
笹	夏	7. 4	3. 4	3. 5	4.3	8	>50	34
根根	秋	7. 2	5. 3	9. 1	8. 1	4	>50	43
芝川	冬	7. 5	1. 7	18	11	3	>50	40
	平均	7.4	3.6	12	8. 2	5	>50	37
/77	春	7. 7	3. 1	61	27	16	11	44
川伊刈	夏	7. 6	1. 3	24	20	13	10	47
排-	秋	7. 6	4. 7	21	17	10	25	48
水	冬	7.8	8. 1	62	38	20	10	54
	平均	7. 7	4. 3	42	26	15	14	48
	春	7. 5	<0.5	21	20	7	21	43
江	夏	7. 3	2. 9	6. 5	6. 7	4	>50	36
111	秋	7. 2	2. 9	14	10	4	33	40
毛 /	冬	7. 5	1.2	30	20	14	12	54
長	平均	7. 4	1.9	18	14	7	29	43
	春	7.6	<0.5	22	21	12	15	47
川辰	夏	7. 5	1.4	6. 5	7.8	5	>50	37
井	秋	7.4	2. 4	12	11	5	42	51
	冬	7. 5	5. 5	43	24	8	19	56
	平均	7. 5	2. 5	21	16	8	32	48

4 地下水質調査結果

(1) 概況調査

概況調査とは地域の全体的な地下水質の状況の把握を目的とした調査で、平成15年度は5本の井戸について調査した。人の健康の保護に関する項目(26項目)を調査した結果、すべての井戸で環境基準を達成した。

表2-2-9 概況調査結果

(単位 mg/ℓ)

	地 区 名	飯塚	芝	安行吉岡	柳崎	戸塚	(T-132 mg/ 6)
	井 戸 番 号	022800	042809	043007	062800	063006	细体状染
	井 戸 深 度 (m)	207. 0	168. 0	5.0	15.0	40.0	環境基準
	測定年月日			H15. 5. 13			
	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
	全 シ ア ン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
測	六価クロム	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.05
	砒 素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	総 水 銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	アルキル水銀						検出されないこと
	Р С В	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
定	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
	シスー1, 2ージクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
結	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
	トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01
	1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
果	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.5	1.3	7.4	6.5	7. 2	10
	ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8
	ほう素	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1
	(亜硝酸性窒素)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
	(硝酸性窒素)	1.5	1.3	7.4	6.5	7.2	

(2) 定期モニタリング調査結果

定期モニタリング調査とは過去の概況調査等により汚染が確認された井戸について、継続的な監視を目的とした調査である。平成15年度は有機塩素化合物(トリクロロエチレン等) 2 地点、砒素 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 3 地点の計 6 ヶ所の井戸について実施した。その結果、全地点 6 項目(1,1 - ジクロロエチレン、シス- 1,2 - ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)において、環境基準を超過した。

表2-2-10 定期モニタリング調査結果

(単位 mg/ℓ)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,		, -					(1-122 m8/ V/
	地 区 名	本町	朝日	上青木	柳崎	東貝塚	赤山	
	井 戸 番 号	022907	032900	042805	062804	043102	053006	環境基準
	井 戸 深 度 (m)	100.0	110.0	100.0	10.0	5.0	15. 0	2K2U23-T
	測定年月日			Н15.	5. 13			
	カドミウム							0.01
	全 シ ア ン							検出されないこと
	鉛							0.01
測	六価クロム							0.05
	砒素			0.028				0.01
	総 水 銀							0.0005
	アルキル水銀							検出されないこと
	Р С В							検出されないこと
定	ジクロロメタン	<0.002	<0.002					0.02
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002					0.002
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004					0.004
	1, 1-ジクロロエチレン	0.024	0.003					0.02
	シスー1,2ージクロロエチレン	0.11	0.023					0.04
結	1,1,1-トリクロロエタン	0.0028	0.0008					1
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006					0.006
	トリクロロエチレン	0.46	0.086					0.03
	テトラクロロエチレン	0. 019	0.0023					0.01
	1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002					0.002
果	チゥラム							0.006
	シマジン							0.003
	チオベンカルブ							0.02
	ベンゼン	<0.001	<0.001					0.01
	セレン							0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				29	11	11	10
	ふっ素							0.8
	ほう素							1
	(亜硝酸性窒素)				<0.05	<0.05	<0.05	
	(硝酸性窒素)				29	11	11	

5 排出水の規制

(1) 届出状況

「水質汚濁防止法」に基づき届出されている特定事業場数は、平成16年3月31日現在で、184である。このうち法及び埼玉県の上乗せ条例により排水規制の適用を受ける特定事業場数は、85である。

また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき届出されている指定排水工場等数は、平成16年3月31日現在6であり、このうち排水規制の適用を受ける指定排水工場等数は4である。

表2-2-11 平成15年度特定施設関係届出件数

種類根拠	設置	使用	構造 変更	氏名 変更	廃止	承継
水質汚濁 防止法	2	0	2	3	3	0
埼玉県生活 環境保全条例	0	2	0	0	0	0

表 2 - 2 - 1 2 特定事業場数(水質汚濁防止法)

衣2-	- 2 - 1 2 特定事業場致(水質汚淘防止法)	(平成16年3月31日現在)			
	施設名	#	寺定事業場	数	
	ル	規制	未規制	計	
2	畜産食料品製造業に供する施設	1	0	1	
3	水産食料品製造業に供する施設	0	1	1	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業に供する施設	0	2	2	
16	めん類製造業に供する施設	0	1	1	
17	豆腐又は煮豆の製造業に供する施設	0	19	19	
19	紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業に供する施設	0	1	1	
2302	新聞業・出版業・印刷業又は製版業に供する施設	0	1	1	
27	無機化学工業製品製造業に供する施設	1	0	1	
35	有機ゴム薬品製造業に供する施設	2	0	2	
47	医薬品製造業に供する施設	1	0	1	
53	ガラス又はガラス製品製造業に供する施設	0	1	1	
55	生コンクリート製造業に供するバッチャーブラント	0	9	9	
61	鉄鋼業に供する施設	1	0	1	
62	非鉄金属製造業に供する施設	0	1	1	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業に供する施設	1	1	2	
6402	水道施設のうち浄水施設	0	2	2	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	9	6	15	
66	電気メッキ施設	10	0	10	
6602	旅館業に供する施設	7	2	9	
6603	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	0	1	
67	洗たく業に供する洗浄施設	7	14	21	
68	写真現像業に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	6	6	
71	自動式車両洗浄施設	1	30	31	
7102	科学技術に関する研究、試験等を行う事業場に設置される施設	2	2	4	
7103	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0	1	
7105	トリクロロエチレン等による洗浄施設	1	0	1	
72	し尿処理施設	9	0	9	
2001	指定地域特定施設(し尿浄化槽)	30	0	30	
	合 計	85	99	184	
			1		

表 2 - 2 - 13 指定排水工場等数(埼玉県生活環境保全条例) (平成 16年3月31日現在)

	施設名	指定排水工場等数			
	旭 以 石	規制	未規制	計	
1	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	2	0	2	
4	コルゲートマシン	0	2	2	
5	飲食店のちゅう房施設(総床面積 250m²以上)	2	0	2	
	合 計	4	2	6	

(2) 立入検査及び指導

平成15年度に「水質汚濁防止法第22条」及び「埼玉県生活環境保全条例第120条」に基づき実施した立入検査は、総件数142件である。うち、排水基準を超過した件数は21件あり、その内容は業種(施設)別で見ると、電気メッキ施設9件、集合住宅のし尿処理施設7件、クリーニング業2件、表面処理業2件、その他1件となっている。又、項目別の調査結果では、し尿処理施設におけるBOD、大腸菌群数の違反が多い。

主な違反の原因は、日常の維持管理の不徹底が多く、これらの違反事業場に対しては、改善 勧告6件、改善注意7件、改善通知8件の行政措置を行い、改善計画書を提出させ、処理施設 の保守点検、維持管理徹底等の指導を行った。

表2-2-14 特定事業場等立入検査結果及び措置

区分	立入件数	基準適合	適合率	基準不適合	不適合率		措置内容	
年度	±2/11/90	のべ件数	(%)	のべ件数	(%)	命令	勧告	注意等
Н 6	216	164	75. 9	52	24. 1	0	29	23
Н 7	207	164	79. 2	43	20.8	0	25	18
Н 8	199	141	70. 9	58	29. 1	0	32	26
Н 9	203	161	79. 3	42	20.7	0	23	19
H 1 0	204	153	75. 0	51	25. 0	0	19	32
H 1 1	228	165	72. 4	63	27. 6	0	16	47
H 1 2	231	179	77. 5	52	22. 5	0	14	38
Н13	185	145	78. 4	40	21.6	0	13	27
H 1 4	106	92	86.8	14	13. 2	0	4	10
H 1 5	142	121	85. 2	21	14.8	0	6	15

表 2 - 2 - 1 5 特定事業場等項目別水質検査結果

		平	成13年	F 度	平	成14年		平月	成15年	平成15年度		
項	内容	件数	排水 基準 超過 件数	超過率 (%)	件数	排水 基準 超過 件数	超過率 (%)	件数	排水 基準 超過 件数	超過率 (%)		
	рН	179	8	4.5	95	2	2. 1	132	4	3.0		
	BOD	104	15	14. 4	31	6	19. 4	54	4	7.4		
生	SS	108	0	0	53	1	1.9	60	3	5. 0		
活環	大腸菌群数	96	10	10. 4	39	6	15. 4	50	5	10.0		
生活環境項目	N-ヘキサン(鉱物油)	56	3	5. 4	37	1	2. 7	57	3	5. 3		
目	N-ヘキサン(動植物油)	28	1	3. 6	14	1	7. 1	18	0	0		
	全窒素	120	0	0	47	1	2. 1	73	1	1. 4		
	全リン	120	2	1. 7	47	2	4. 3	73	0	0		
	カドミウム	5	0	0	3	0	0	5	0	0		
	シアン	37	0	0	20	0	0	35	1	2. 9		
	鉛	24	0	0	16	0	0	24	1	4. 2		
	六価クロム	44	1	2. 3	21	1	4.8	41	0	0		
	砒素	2	0	0	1	0	0	1	0	0		
£-da	総水銀	4	0	0	2	0	0	3	0	0		
健康項目	トリクロロエチレン	20	0	0	19	0	0	16	0	0		
月目	テトラクロロエチレン	20	0	0	19	0	0	16	0	0		
	1, 1, 1ートリクロロエタン	20	0	0	19	0	0	16	0	0		
	ベンゼン	4	0	0	3	0	0	2	0	0		
	ジクロロメタン	3	1	33. 3	4	0	0	2	0	0		
	ホウ素	0	0	_	0	0	_	26	0	0		
	フッ素	13	0	0	7	0	0	37	2	5. 4		
	アンモニア等※	0	0	_	0	0	_	25	0	0		
	亜鉛	33	6	18. 2	16	0	0	26	0	0		
	溶解性マンガン	3	0	0	1	0	0	1	0	0		
特殊項目	溶解性鉄	53	0	0	33	0	0	51	0	0		
項目	フェノール	16	1	6. 3	8	0	0	13	0	0		
	銅	47	1	2. 1	29	0	0	46	0	0		
	全クロム	44	2	4. 5	23	0	0	42	3	7. 1		
	合 計	1, 203	51	4. 2	607	21	3. 5	945	27	2. 9		

[※] アンモニア等:アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び亜硝酸性窒素の合計

(3) 総量規制

本市は、総量規制の指定地域にあり、日平均排水量 50m³以上の特定事業場は、化学的酸素要求量 (COD)、窒素(N)、リン(P)について、総量規制の遵守、汚濁負荷量の測定、記録が義務付けられている。

なお、平成14年10月1日以前に特定施設を設置している工場又は事業場には、窒素、リンについて、平成16年3月31日まで適用が猶予されている。

表 2 - 2 - 1 6 総量規制対象特定事業場数

施言	日平均排出量(m³/日) 设名	50 以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上	計
61	鉄鋼業に供する施設	0	0	0	1	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	1	0	0	2
66	電気メッキ施設	2	0	0	0	2
6603	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	0	0	0	1
72	し尿処理施設	3	4	2	0	9
2001	指定地域特定施設	7	0	0	0	7
	合 計	14	5	2	1	22

6 浄化槽の届出事務

平成14年度から埼玉県より事務の移譲を受け、浄化槽法に基づく届出等の事務を行っている。

(1) 浄化槽設置の届出

浄化槽を設置をするときは、市長へ浄化槽設置届出書により届け出る。

(2) 浄化槽変更の届出

構造又は規模の変更をするときは、市長へ浄化槽変更届出書により届け出る。

(3) 浄化槽使用開始の報告

浄化槽の使用を開始したときは、その日から 30 日以内に市長へ浄化槽使用開始報告書を 提出する。

(4) 技術管理者変更の報告

技術管理者を変更したときは、その日から30日以内に市長へ浄化槽技術管理者変更報告書を提出する。

(5) 浄化槽管理者変更の報告

浄化槽管理者を変更したときは、その日から 30 日以内に市長へ浄化槽管理者変更報告書を提出する。

(6) 浄化槽廃止の届出

浄化槽を廃止したときは、その日から30日以内に市長へ浄化槽廃止届出書により届け出る。

表2-2-17 届出受理件数

(環境保全課受理分)

		届	出	種	類	_
年 度	廃止届	設置局	료(建築審査	を伴わない	もの)	使用開始届
1 4 年度	1 4 0	5			5 0	
15年度	1 0 2			1		1 2 5

表 2 - 2 - 1 8 净化槽届出受理件数

(建築基準法に基づく確認申請を含む)

年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
件数	260	6 4 5	7 5 1	6 4 8	6 5 8

(平成13年度以前は埼玉県中央環境管理事務所で受理)

※単独処理浄化槽を除く

第3節 土壌汚染

1 概況

近年、重金属やトリクロロエチレン等の化学物質による環境汚染や、不法投棄などの廃棄物の 不適切処理問題等により、土壌汚染についての世論の関心は高い。

また、平成3年、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として土壌の汚染に係る環境基準が定められ、土壌汚染対策は、事業者等に対する行政指導という形での取組が進められてきた。ところが、近年、環境マネジメントシステムの一環として、自主的に汚染調査を行う事業者の増加や、工場跡地の売却の際に調査を行う慣行の広まり等により、対策の制度化を求める声が高まっていた。

これらの情勢により、平成14年4月1日に「埼玉県生活環境保全条例」が、また、平成15年2月15日には「土壌汚染対策法」が施行され、適時適切に土壌汚染の状況を把握すること及び、人の健康被害の防止を目的とした法体系が整備された。

2 規制内容

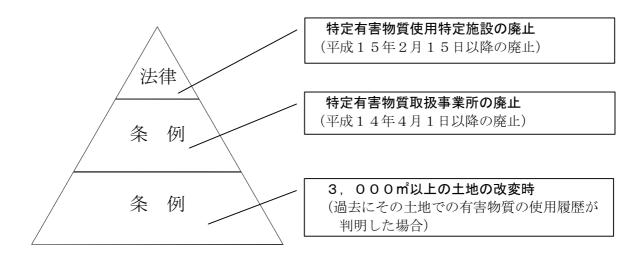
(1) 土壤汚染対策法

「水質汚濁防止法」に該当する有害物質使用特定施設の廃止時及び、土壌汚染による健康被害が生ずる恐れがある土地について適用される。調査報告の結果、対象物質が基準値を超過していた場合、その土地は「指定区域」として公示される。「指定区域」として指定された場合、汚染の除去(浄化または搬出)が完了されるまでは、指定の解除はされず、その土地の形質変更は制限されることとなる。

(2) 埼玉県生活環境保全条例

特定有害物質取扱事業所の廃止時又は、3,000㎡以上の土地の改変時に過去の土地利用 履歴を調査し、有害物質の使用履歴が判明した場合に適用される。調査報告の結果、対象物質 が基準値を超過していた場合、汚染拡散防止措置計画を作成の上、対策を講じなければならない。

図2-3-1 規制概念図



3 施行状況

平成15年度は、法に基づく報告は1件、条例に基づく汚染状況調査報告は20件であった。 そのうち、法対象は3条調査(65酸又はアルカリによる表面処理施設の廃止)により、鉛の 含有量について指定基準を超過したため、指定区域として指定した。

また、条例対象は77条関係(汚染状況の調査等)が鉛、砒素及びふっ素の複合汚染1件、79条関係(特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物除却時の措置)が鉛の汚染1件、80条関係(土地の改変時における改変者の措置)が鉛、砒素、ふっ素及び水銀の複合汚染1件となっている。

表 2 - 3 - 1 土壌汚染対策法 調査報告件数

区分	報告件数				
根拠条文		汚染あり	区域指定		
				区域解除	
廃止時の調査(第3条第1項)	1	1	1	0	
第3条第1項ただし書の確認	0	_	_	_	
計	1	1	1	0	

表 2 - 3 - 2 埼玉県生活環境保全条例 調査報告件数

区分根拠条文	報告件数	汚染あり	対策中 ^{注1}	完了
任意調査(第77条)	1	1	1	0
廃止時の調査(第 79 条)	5	1	0	1
土地改変時の調査(第80条)	14	1	1	0
計	20	3	1	1

[※] 条例については、溶出量のみ対象となる

注1 未着手、検討中を含む

第4節 騒音・振動

1 概 況

騒音・振動は、人によって音、揺れの感じ方が様々で、日常生活への影響も大きい感覚公害の 1つである。

また、大気汚染などと違い、発生しても蓄積されることはないが、極めて局所的、多発的であるという特性をもっている。騒音の発生源は大別すると自動車騒音、工場・事業場騒音、建設作業騒音、深夜営業騒音、近隣騒音等、多種多様である。振動についても同様に道路交通振動、工場・事業場振動、建設作業振動がある。

2 自動車騒音・道路交通振動

自動車は物資の輸送や日常生活における大切な交通手段であり、今や生活とは切り離せない存在となっている反面、沿道住民には騒音、振動等の影響を及ぼす大きな要因となっている。

本市では、自動車騒音の実態を把握するため、首都高速川口線と県道足立-川口線の1地点、また、東京外環自動車道と国道298号線の2地点に自動騒音計を設置し、年間を通して騒音の測定を実施している。また、平成15年度は国道122号線をはじめ主要幹線道路7路線9評価区間の騒音の評価を行った。

図2-4-1 測定地点図

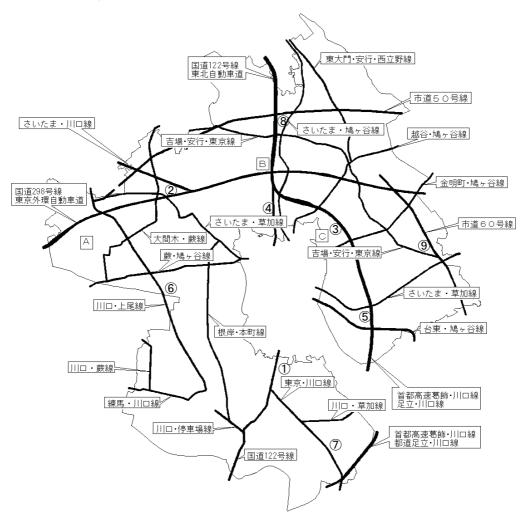


表 2 - 4 - 1 騒音常時監視測定局

地点	測定地点	道路名	用途	環境基準 に係る地	車線	騒音規制法 に係る区域	
番号	例だ地点		地域		数		
				域の類型	致人	の区分	
А	安行測定局	首都高速川口線	二住	В	4	第2種	
Λ	大字安行慈林356	県道足立川口線	→ III.	Б	4	Ŋ⊅ Z 1里	
В	芝第2測定局	東京外環自動車道	二住	В	4	第2種	
Б	芝西2-20-3	国道298号線	一压	Б	4	分 2 個	
С	神根測定局	東京外環自動車道	調整	В	4	第2種	
	大字神戸461	国道298号線		ъ	4	分 4 性	

表2-4-2 自動車騒音・道路交通振動の常時監視測定地点

12 2	4 2 日刻千曜日	但时又通派到07市时	THE 17077	17C-07III			
地点番号	測定地点	道路名	用途地域	環境基準 に係る地 域の類型	幕		振動規制法 に係る区域 の区分
1	朝日 3-1-2 地先	国道122号線	準住	В	4	第2種	第1種
2	安行領根岸 970 地先 (芝川根岸大橋付近)	東京外環自動車道 国道298号線	二住	В	4	第2種	第1種
3	大字安行慈林 356 地先 (安行測定局付近)	首都高速川口線 県道足立川口線	二住	В	4	第2種	第1種
4	大字西新井宿 270-1	国道122号線	調整	В	4	第2種	第1種
(5)	江戸袋 1-34	首都高速川口線 県道足立川口線	二住	В	4	第2種	第1種
6	芝中田 2-31-10	県道川口上尾線	準住	В	2	第2種	第1種
7	東領家 3-1-22 (領家小学校付近)	県道東京川口線	準工	С	2	第3種	第2種
8	大字石神 854-1 (石神配水場付近)	県道さいたま 鳩ヶ谷線	一低 住	A	2	第1種	第1種
9	大字安行小山 443-1	市道幹線60号線	二住	В	4	第2種	第1種

(1) 自動車騒音の常時測定

市内3局で自動騒音計を設置し年間を通して測定を行っている。年平均値と環境基準を 比較すると、安行測定局では昼夜二時間帯ともこれを超過し、一方、芝第2測定局、神根 測定局では二時間帯ともこれを下回った。

表2-4-3 環境基準・要請限度

(単位: d B)

	昼	夜
環境基準	7 0	6 5
要請限度	7 5	7 0

表2-4-4 安行測定局測定結果(Leq)

	項		目					平	成 15	年				平	成 16	年	年間値
	垻		Ħ		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平间但
浿	定	時	間	時間	717	738	714	740	739	719	742	718	741	744	692	740	8, 744
J.	平	均	値	dВ	73	73	73	73	73	73	73	74	74	73	74	74	73
J.	最	大	値	dВ	79	77	76	77	76	77	77	77	77	77	80	78	80
J.	最	小	値	dВ	66	66	65	66	66	66	67	67	68	66	68	68	65
星	圣 平	均	値	dВ	74	74	73	74	74	74	74	74	74	74	74	75	74
杉	マ 平	均	値	d B	71	71	71	71	71	71	72	72	72	71	72	72	71
	環境基	连 進超	過日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
	要請阻	艮度超;	過日数	日	1	0	0	0	0	0	1	3	2	1	2	6	16
昼	浿	加定日初	数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
1	環境基	準超過	時間数	時間	476	488	465	489	484	476	495	479	491	488	462	493	5, 786
	要請限	度超過	時間数	時間	39	17	6	20	5	16	54	82	60	37	53	124	513
	測	定時間	数	時間	477	493	475	495	492	479	495	479	494	496	463	493	5, 831
	環境基	连 進超	過日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
	要請阻	艮度超;	過日数	日	24	23	20	25	24	26	27	26	31	25	28	30	309
夜	浿	加定日初	数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
	環境基	準超過	時間数	時間	240	245	237	245	247	240	247	239	247	248	229	247	2, 911
	要請限	度超過	時間数	時間	143	144	127	150	137	151	169	173	188	162	179	213	1, 936
	測	定時間	数	時間	240	245	239	245	247	240	247	239	247	248	229	247	2, 913

表2-4-5 芝第2測定局測定結果(Leq)

	項		B					平	成 15	年				平	成 16	年	年間値
	垻		Ħ		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平间但
浿	1 定	時	間	時間	709	728	703	735	735	705	728	706	732	738	681	733	8, 633
月	平	均	値	dВ	62	62	62	62	62	61	62	62	62	62	62	62	62
月	最	大	値	dВ	68	68	68	67	67	68	68	67	67	66	67	68	68
月	最	小	値	dВ	55	56	56	56	56	56	56	56	56	55	56	57	55
亙	平	均	値	dВ	63	62	63	63	62	62	63	63	63	62	63	63	63
孩	マ 平	均	値	d B	60	59	59	60	60	59	60	60	60	59	60	60	60
	環境基	ま準超 道	過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要請係	艮度超泸	過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尽	Ž	則定日数	汝	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
<u></u>	環境基	準超過	時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要請限	度超過	時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測	定時間	数	時間	469	487	469	490	491	468	482	469	487	494	458	487	5, 751
	環境基	ま準超 道	過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要請係	R度超i	過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜	Ž	則定日数	汝	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
TX	環境基	準超過	時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	要請限	度超過	時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測	定時間	数	時間	240	241	234	245	244	237	246	237	245	244	223	246	2, 882

表2-4-6 神根測定局測定結果(Leq)

			11120	K) (C /P)	W.17C	11111	\ _ \	<i>,</i> 4 <i>,</i>									
	項		目					平	成 15	年				平	成 16	年	年間値
	垻		Ħ		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平间但
測	定	時	間	時間	695	736	707	734	731	714	736	702	732	740	683	730	8, 640
月	華	均	値	d B	62	62	62	62	62	62	62	63	63	62	62	63	62
月	最	大	値	d B	67	68	68	67	67	66	69	66	67	66	71	66	71
月	最	小	値	d B	56	56	56	56	56	57	56	56	57	55	57	57	55
昼	、 平	均	値	d B	63	63	62	63	63	63	63	63	63	63	63	64	63
夜	平	均	値	dВ	60	60	60	60	60	60	60	61	61	60	60	61	60
	環境基	基準超)	過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要請随	夏 度超 道	過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浿	定日数	汝	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
1	環境基	準超過	時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	要請限	度超過	時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測	定時間	数	時間	459	492	468	488	483	474	489	467	485	494	455	490	5, 744
	環境基	连超道	過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要請例	度超過	過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜	浿	別定日数	汝	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
	環境基	準超過	時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	要請限	度超過	時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測	定時間	数	時間	236	244	239	246	248	240	247	235	247	246	228	240	2, 896

(2) 自動車交通騒音評価結果

平成15年度においては、7路線9測定区間総延長24.2kmの騒音評価を行なった。環境基準の達成状況は、全戸数6, 727戸の内、4, 987戸(74.1%)が昼・夜とも基準値以下であり、923戸(13.7%)が昼のみ、1戸(0.0%)が夜のみ環境基準以下であった。その他816戸(12.1%)は昼・夜とも環境基準を超過した。

個別に評価区間を見ると、特に評価区間番号 101_030 、 101_040 (国道1225 号線)及び、 201_010 (首都高速川口線・県道足立川口線)では、昼・夜とも環境基準以下であるのは、およそ20%とかなり低い状況であった。

表2-4-7 平成15年度評価結果

地点番号	評価区間番号	評価対象道路	車線数	評価区間の延長	評価対象住居等戸数	Find the state of	圣間・友間とも基準直以下	昼間のみ基準値以下		信 の み 妻 発 行		信 · 不信 · 公室 妻 至 们走	問題は世界を出て間を、
				(km)	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	101_040	国道122号線	4	3. 4	1, 251	266	21. 3	416	33. 3	0	0.0	569	45. 5
2	102_020	東京外環自動車道 国道298号線	4	4. 1	774	774	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3	102_030	首都高速川口線 県道足立川口線	4	3. 9	562	159	28. 3	233	41.5	0	0.0	170	30. 2
4	101_030	国道122号線	4	1.4	172	48	27. 9	72	41.9	0	0.0	52	30. 2
⑤	201_010	首都高速川口線 県道足立川口線	4	1.5	219	213	97. 3	5	2. 3	0	0.0	1	0.5
6	204_035	県道川口上尾線	2	1. 7	1, 503	1, 394	92. 7	109	7. 3	0	0.0	0	0.0
7	204_020	県道東京川口線	2	2. 9	1, 148	1, 068	93. 0	66	5. 7	0	0.0	14	1.2
8	217_010	県道さいたま 鳩ヶ谷線	2	3. 4	611	581	95. 1	19	3. 1	1	0.2	10	1.6
9	301_010	市道幹線60号線	4	1.9	487	484	99. 4	3	0.6	0	0.0	0	0.0
		計		24. 2	6, 727	4, 987	74. 1	923	13. 7	1	0.0	816	12. 1

(3) 自動車騒音・道路交通振動・交通量調査結果

表2-4-8 平成15年度測定結果

地	女2一4一8 平成15				ŗ.		振	動		
点	測定地点	w 1. PP 111.	等価騒音	時間帯	大型車	振動	時間帯	大型車	要請限度	日交通量
番	4.6.光矽	時間帯	レベル	交通量	混入率	レベル	交通量	混入率	との比較	. ,
号	対象道路		(dB)	(台)	(%)	(dB)	(台)	(%)	(適否)	(台/日)
1	朝日3-1-2地先	昼間	77	34, 410	17. 1	49	24, 588	18.3	適	41, 022
1	国道122号線	夜間	75	6,612	23. 7	46	16, 434	20.2	適	41, 022
2	安行領根岸970地先	昼間	61	47, 898	27. 4	41	32, 622	29. 9	適	58, 044
a	東京外環自動車道 国道298号線	夜間	57	10, 146	37.8	38	25, 422	31.7	適	30, 044
3	大字安行慈林356地先	昼間	72	23, 592	28. 3	43	16, 326	29. 4	適	27, 720
3)	首都高速川口線 県道足立川口線	夜間	70	4, 128	43. 5	41	11, 394	36. 7	適	21, 120
4	大字西新井宿270-1	昼間	76	36,000	19. 5	39	25, 476	22. 2	適	42, 540
Œ	国道122号線	夜間	73	6, 540	26.8	37	17, 064	21.8	適	42, 540
(5)	江戸袋1-34	昼間	69	21, 564	32. 2	49	15, 678	36. 4	適	25, 140
(3)	首都高速川口線 県道足立川口線	夜間	66	3, 576	45. 5	47	9, 462	36. 9	適	25, 140
6	芝中田2-31-10	昼間	69	21, 234	9.9	45	15, 624	11.0	適	25, 494
0	県道川口上尾線	夜間	68	4, 260	6.4	40	9, 870	6.8	適	20, 494
7	東領家3-1-22	昼間	69	13, 386	18. 0	46	9, 966	19.7	適	15, 846
1	県道東京川口線	夜間	68	2, 460	26. 6	43	5, 580	21.8	適	10,040
8	大字石神854-1	昼間	71	12, 138	11.8	47	8, 796	14.3	適	13, 566
0	県道さいたま鳩ヶ谷線	夜間	67	1, 428	11.1	40	4, 770	9.3	適	10, 000
9	大字安行小山443-1	昼間	69	17, 922	15. 6	42	12, 858	18.0	適	20, 130
9	市道幹線60号線	夜間	65	2, 208	25. 2	37	7, 272	19. 4	適	20, 100

[※] 交通量及び大型混入率は、②は国道298号線、③. ⑤は県道足立川口線のみの値

3 騒音の規制

工場・事業場に関しては、著しく騒音を発生する施設を設置又は使用するにあたり、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて届出及び規制基準を遵守するよう指導を行っている。

(1) 届出状況

法律に基づく届出は、金属加工機械及び空気圧縮機等で全体の69%を占めている。また 条例においては、木材加工機械が47%を占めている。

表2-4-9 平成15年度届出件数(騒音規制法)

設置	使用	数等変更	氏名等 変更	使用全廃	承継	電気工作物等	計
(6条)	(7条)	(8条)	(10条)	(10条)	(11条)	(21条)	
25	0	3	22	209	1	0	260

表2-4-10 特定施設数(騒音規制法)

区分	特定施設の種類	施設数	区分	特定施設の種類	施設数
1 4	· 金属加工機械	1, 621	4 絹	1 戦機	140
	圧延機械	12	5 美	建設用資材製造機械	10
	製管機械	4		コンクリートプラント	7
	ベンディングマシン	140		アスファルトプラント	3
	液圧プレス	188	6 幕		0
	機械プレス	750	7 7	木材加工機械	113
	せん断機	206		ドラムバーカー	0
	鍛造機	21		チッパー	1
	ワイヤーフォーミンク゛マシン	3		砕木機	0
	ブラスト	212		帯のこ盤	15
	タンブラー	65		丸のこ盤	44
	切断機	20		かんな盤	53
2 2	空気圧縮機等	1, 720	8 ‡	少紙機	5
	空気圧縮機	790	9 F	印刷機械	346
	送風機	930	10 f	合成樹脂用射出成形機	506
3 =	上石用又は鉱物用破砕機等	30	11 銭	寿型造型機	385
	破砕機	25		合 計	4, 876
	摩砕機	0		П FI	4,010
	ふるい	5		事業所数	1, 169
	分級機	0		尹 未 川 剱	1, 109

表 2 - 4 - 1 1 平成 1 5 年度指定騒音施設関係届出件数 (埼玉県生活環境保全条例)

設置	使用	数等変更	氏名等変更	使用全廃	承継	計
(52条)	(53条)	(54条)	(54条)	(54条)	(58条)	μΙ
5	0	1	10	45	1	62

表 2 - 4 - 1 2 平成 1 5 年度指定騒音作業関係届出件数(埼玉県生活環境保全条例)

開始	実施	種類等変更	氏名等変更	作業全廃	承継	計
(52条)	(53条)	(54条)	(54条)	(54条)	(58条)	口
5	2	0	0	26	0	33

表 2 - 4 - 1 3 指定騒音施設数(埼玉県生活環境保全条例)

(平成16年3月31日現在)

指定騒音施設の種類	施設数
木材加工機械	467
合成樹脂用粉砕機	138
ペレタイザー	9
コルゲートマシン	3
シェイクアウトマシン	17
ダイカスト機	66
冷却塔	300
計	1,000
事業所数	331

表 2 - 4 - 1 4 指定騒音作業工場数(埼玉県生活環境保全条例)

(1/941 0 0	/1 0 1 1 / 2012/
指定騒音作業の種類	工場数
業として金属板のつち打加工を行う作業	2
業としてハンドグラインダーを使用する作業	145
業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業	21
計	168

(2) 特定建設作業騒音

特定建設作業は、建設作業の中でも著しく騒音を発生させる作業で、「騒音規制法」に基づき建設機械を使用する作業について届出が義務づけられており、届出の際、工期・工法・作業時間等に関する近隣説明を行うように指導をしている。

届出状況としては、さく岩機を使用する作業が大半を占めている。

表 2 - 4 - 1 5 特定建設作業実施届出件数(騒音規制法)

特定建設作業の種類	H11	H12	H13	H14	H15
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	9	1	1	1	5
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業		82	87	88	93
空気圧縮機を使用する作業		0	2	0	0
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		0	0	0	0
バックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業		12	0	0	0
計	110	95	90	89	98

(3) 深夜営業騒音

「埼玉県生活環境保全条例」において深夜営業騒音について規制を行っているが、近年、飲食店内のカラオケ、楽器演奏などの音響機器による騒音問題が増加の傾向にある。

なお、昭和59年10月からカラオケを設置する飲食店に対して、申請時に騒音の防止の 指導を行っている。

表 2 - 4 - 1 6 深夜営業騒音指導件数 (埼玉県生活環境保全条例)

年 度	H 1 1	H 1 2	Н13	H 1 4	H 1 5
指導件数 96		64	48	42	44

(4) 近隣騒音

最近は、一般家庭におけるピアノやCDプレーヤーなどの音響機器、犬猫などのペットの鳴き声、マンションの上下隣接階の物音といった近隣騒音の問題も増加傾向にある。

この問題は、法的に規制指導の対象とならないが、近隣住民との日常のコミュニケーションの重要性や、住民各人の騒音防止意識の高揚に関する啓発に努めている。

4 振動の規制

工場・事業場に関しては、著しく振動を発生する施設を設置又は使用するにあたり、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて届出及び規制基準を遵守するよう指導を行っている。

(1) 届出状況

法律に基づく届出は、金属加工機械が50%を占めている。また条例においては、主として鋳造業で用いられる2つの施設が規制対象となっている。

表 2 - 4 - 1 7 平成 1 5 年度届出件数 (振動規制法)

設置	使用	数等変更	氏名等 変更	使用全廃	承継	電気工作物等	計
(6条)	(7条)	(8条)	(10条)	(10条)	(11条)	(21条)	
27	0	3	11	112	1	1	155

表2-4-18 特定施設数(振動規制法)

12 2	4 10 17足池以致(1水)	対がい ルンス	7 (十八五五十五万五五百九五五			
区分	特定施設の種類	施設数	区分	特定施設の種類	施設数	
1 4	金属加工機械	1, 477	4	織機	12	
	液圧プレス	205	5	コンクリートフ゛ロックマシン等	4	
	機械プレス	1,044		コンクリートフ゛ロックマシン	0	
	せん断機	214		コンクリート管・柱製造機械	4	
	鍛造機	14	6	木材加工機械	1	
	ワイヤーフォーミンク゛マシン	0		ドラムバーカー	0	
2 5	王縮機	698		チッパー	1	
3	上石用又は鉱物用破砕機等	15	7	印刷機械	276	
	破砕機	13	8	ゴム練用又は合成樹脂用ロール機	32	
	摩砕機	1	9	合成樹脂用射出成形機	322	
	ふるい	1	1 0	鋳型造型機	144	
	分級機	0		合 計	2, 981	
				事業所数	665	
				事業所数	66	

表 2 - 4 - 1 9 平成 1 5 年度指定振動施設関係届出件数 (埼玉県生活環境保全条例)

設置	使用	数変更	氏名等変更	使用全廃	承継	칼	
(52条)	(53条)	3条) (54条) (54		(54条)	(58条)	μΙ	
2	0	0	0	3	0	5	

表2-4-20 指定振動施設数(埼玉県生活環境保全条例)

(平成16年3月31日現在)

指定振動施設の種類	施設数
シェイクアウトマシン	12
オシレイティングコンベア	37
計	49
事業所数	18

(2) 特定建設作業振動

法に基づき、振動を発生させる特定建設作業は届出が義務づけられており、当該申請者に対し、工期・工法・作業時間等に関する近隣説明を行うように指導をしている。 届出状況としては、ブレーカーを使用する作業が大半を占めている。

表 2 - 4 - 2 1 特定建設作業実施届出件数 (振動規制法)

特定建設作業の種類		H12	H13	H14	H15
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業		10	12	5	10
鋼球を使用して建築物等を破壊する作業		0	0	0	0
舗装版破砕機を使用する作業		0	0	1	0
ブレーカーを使用する作業		47	43	42	57
計	59	57	55	48	67

第5節 悪 臭

1 概 況

平成15年度の苦情件数のうち悪臭に関するものは80件で苦情総数の17.5%を占めている。このなかで、「埼玉県生活環境保全条例」の指定悪臭工場による苦情は12件であり、臭気濃度の測定及び事業者に対する改善勧告は無かった。

苦情については、苦情者からの事情聴取、発生源事業場への立入調査をし、作業の改善・施設の改善等の指導を行い解決に努めているが、小規模事業場等が多く解決に長時間を要することが多いため、完全解決に苦慮しているのが現状である。

環境省が勧めている臭気指数による規制は本市において導入の準備中である、この規制はすべての事業所が規制対象となるため苦情対応が容易となる。

2 悪臭の規制

(1) 悪臭防止法による規制

「悪臭防止法」による規制は特定悪臭物質による濃度規制、又は嗅覚測定法による臭気指数 規制の選択となり本市では特定悪臭物質による濃度規制を行っている。

規制基準については次のとおりである。

- 1号規制 敷地境界(特定悪臭物質として22物質)
- 2号規制 煙突もしくは気体排出口。(アンモニアを含む13物質ただし、メチルメルカプタン、 硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマ ル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸を除く)
- 3号規制 事業活動に伴って発生する排出水(メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、 二硫化メチルの4物質)

(2) 埼玉県生活環境保全条例による規制

「埼玉県生活環境保全条例」では、指定悪臭工場等を13業種指定し悪臭を臭気濃度により規制している。本市は全域規制区域に入っている。臭気濃度は三点比較式臭袋法により算出されるもので、臭気指数=10×log(臭気濃度)の関係がある。

第6節 地盤沈下

1 概況

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げによる地下水位の低下により生じ、建築物の損壊等の被害をもたらしている。このため「工業用水法」、「建築物用地下水採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて規制されている。

2 地盤沈下の現況

本市には地盤沈下の傾向を把握するため、20カ所(国:2ヶ所、県:18ヶ所)の観測点が設定されており、国及び県により調査が行われている。過去10年間の年次変動量をみると平成6年度の渇水による影響を除いて沈静化の傾向が続いている。

表 2 - 6 - 1 市内地盤沈下年次別最大

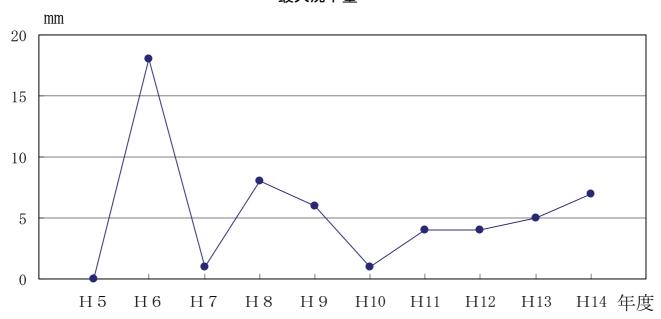
(単位:mm)

年 度変動	Н 5	Н6	Н 7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14
最大沈下量	ı	18	1	8	6	1	4	4	5	7

(注) 平成5年度は観測地点で沈下は認められなかった。

図2-6-1 年間変動量の推移

最大沈下量



第7節 ダイオキシン類

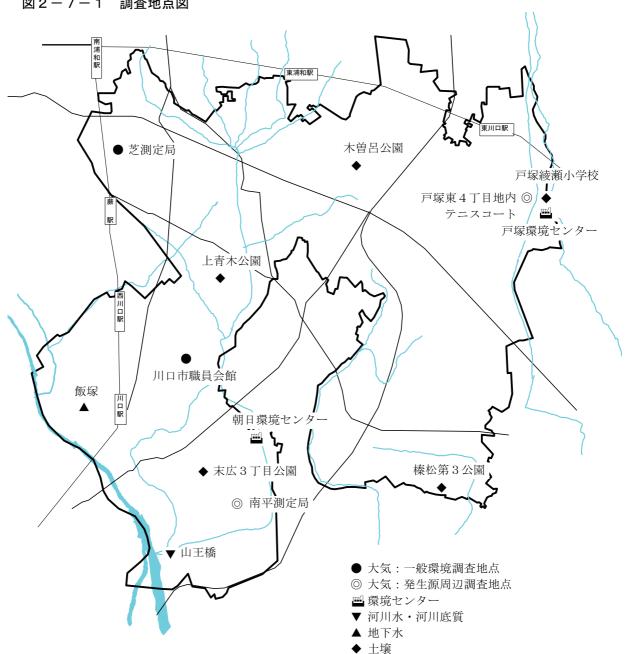
1 概 況

ゴミ等の燃焼により非意図的に容易に生成し、非常に高い毒性と内分泌を撹乱する作用(環境 ホルモン)が確認され社会問題となったダイオキシン類であったが、「ダイオキシン類対策特別 措置法」の施行や小型焼却炉の規制等の排出抑制施策の結果、平成10年頃に比べ大気中のダイ オキシン類濃度は大きく改善された。しかし、河川水については環境基準値内ではあるものの、 比較的高濃度の結果となっている。なお、河川中のダイオキシン類については、大気中のダイオ キシン類が殆ど「燃焼由来」であるのに対して「農薬由来」の傾向を示している。

本市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく測定計画により大気、河川水、河川底 質、地下水、土壌の各媒体について調査を実施している。

規制については平成14年度から、彩の国中核都市として、埼玉県から「ダイオキシン類対策 特別措置法」に関する権限が移譲され、排出の規制等の事務を行っている。

図2-7-1 調査地点図



2 測定結果

(1) 大気

発生源周辺として南平測定局、戸塚東4丁目テニスコート、一般環境として川口職員会館、 芝測定局の計4地点で春夏秋冬の年4回測定を行った。

平成15年度の年平均値は南平測定局が0.17pg-TEQ/m³、戸塚東4丁目テニスコートが0.13pg-TEQ/m³、川口職員会館が0.16pg-TEQ/m³、芝測定局が0.088pg-TEQ/m³ でいずれも環境基準 (0.6pg-TEQ/m³)を下回った。

昨年度の年平均値(青木町2丁目広場遊園0.34pg-TEQ/m³、戸塚東4丁目テニスコート0.29pg-TEQ/m³、芝測定局0.21pg-TEQ/m³)に比べると、濃度は大幅に減少している。

表2-7-1 測定結果

(単位:pg-TEQ/m³)

測定地点	平成15年度				平均	環境基準	環境基準
例足地点	春期	夏期	秋期	冬期	平均	との比較	垛児 基毕
南平測定局	0. 26	0. 12	0. 17	0. 13	0.17	0	
戸塚東4丁目テニスコート	0.10	0.079	0.16	0. 18	0.13	0	
川口市職員会館	0.13	0. 17	0.13	0. 21	0.16	0	0.6
芝測定局	0. 083	0.083	0.094	0.092	0.088	0	

表2-7-2 経年変化

(単位:pg-TEQ/m³)

測定地点	調査区分	用途地域	H 1 1	H 1 2	Н13	H 1 4	Н15
南平測定局	発生源周辺	準工					0. 17
戸塚東4丁目テニスコート	発生源周辺	二中高			0.75	0. 29	0.13
青木町2丁目広場遊園	発生源周辺	準工	0.33	0.30	0.56	0.34	
戸塚中谷公園	発生源周辺	二中高	0.41	0. 21			
川口市職員会館	一般環境	準工					0.16
芝測定局	一般環境	二住	0. 24	0. 22	0.43	0.21	0.088
横曽根測定局	一般環境	二住	0. 27				

(2) 河川水

河川の調査は新芝川の山王橋で年1回の測定を行った。

平成15年度の測定結果は0.92 pg-TEQ/ ℓ で環境基準(1 pg-TEQ/ ℓ)を下回った。昨年度の測定結果(0.74 pg-TEQ/ ℓ)に比べ、濃度の上昇が見られた。

表2-7-3 測定結果

(単位:pg-TEQ/ℓ)

測定地点	測定結果	環境基準との比較	環境基準
山王橋	0. 92	0	1

(3) 河川底質

河川の底質については河川水と同じく新芝川の山王橋で年1回の測定を行った。 平成15度の測定結果は、12pg-TEQ/g で環境基準(150pg-TEQ/g)を下回った。 昨年度の測定結果(12pg-TEQ/g)と同様の結果であった。

表2-7-4 測定結果

(単位:pg-TEQ/g)

測定地点	測定結果	環境基準との比較	環境基準
山王橋	12	0	150

(4) 地下水

地下水は飯塚地区の1地点で調査を実施した。

平成15年度の測定結果は、0.048pg-TEQ/ℓで環境基準(1pg-TEQ/ℓ)を下回った。

表2-7-5 測定結果

(単位:pg-TEQ/ℓ)

測定地点	測定結果	環境基準との比較	環境基準
飯塚地区	0. 048	0	1

(5) 土壌

土壌は戸塚綾瀬小学校、木曽呂公園、上青木公園、榛松第3公園、末広3丁目公園の5地点で調査を実施した。

平成15年度の測定結果は、 $0.045\sim23$ pg-TEQ/g で環境基準(1000 pg-TEQ/g)を大幅に下回った。

表2-7-6 測定結果

(単位:pg-TEQ/g)

測定地点	測定結果	環境基準との比較	環境基準
戸塚綾瀬小学校	1.0	0	
木曽呂公園	23	0	
上青木公園	4. 4	0	1,000
榛松第3公園	0.045	0	
末広3丁目公園	2. 1	0	

※毒性等量(合計)の算出について

大気・河川・底質・地下水 … 定量下限値以上及び定量下限値未満・検出下限値以上の値はそのまま用い、検出下限値未満の値は検出下限値の1/2の値を用いて各異性体の毒性等量を算出した。

土壌 … 定量下限値未満の値は0として各異性体の毒性等量を算出した。

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として 定め、設置者等は届出をすることとなっている。

平成15年度末の特定施設設置状況は、大気基準適用施設が、13施設(10事業場)、水質 基準対象が、10施設(5事業場)である。

表 2 - 7 - 7 平成 1 5 年度特定施設届出数 (平成 1 6 年 3 月 3 1 日現在)

区分	設置	使用	構造等変更	使用廃止	計
大気基準適用施設	0	0	1	7	8
水質基準対象施設	0	0	0	1	1

表2-7-8 大気基準適用施設数 (平成16年3月31日現在)

	区分	施設数	
製鋼用	製 鋼 用 電 気 炉		
	4 t/h 以上	5	
	2 t/h 以上~4 t/h 未満	1	
廃棄物焼却炉	2 0 0 kg/h 以上~ 2 t/h 未満	1	
产来 初洗却炉	1 0 0 kg/h 以上~ 2 0 0 kg/h 未満	2	
	5 0 kg/h 以上~ 1 0 0 kg/h 未満	3	
	小 計	1 2	
	合 計	1 3	
	事 業 場 数	1 0	

表 2 - 7 - 9 特定施設数(水質基準対象施設)

(平成16年3月31日現在)

	区 分	施 設 数
廃棄物焼却炉に	4 t/h 以上	3 (1)
係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じ	2 t/h 以上~4 t/h 未満	1 (0)
ん施設及び灰の	2 0 0 kg/h 以上~ 2 t/h 未満	1 (0)
貯留施設であっ て、汚水又は廃	100kg/h以上~200kg/h未満	1 (2)
液を排出するも	5 0 kg/h 以上~ 1 0 0 kg/h 未満	0 (0)
の。 () 内は灰の	5 0 kg/h 未満(0.5 ㎡以上)	0 (0)
貯留施設	小 計	6 (3)
カーバイト法アー 洗浄施設	セチレンの製造の用に供するアセチレン	1
	合 計	7 (3)
	事業場数	5

4 設置者による測定の結果

表2-7-10 対象試料及び対象施設

対象試料	対象施設		
世出ガフ	十年其淮海田振弘	製鋼用電気炉	
排出ガス 大気基準適用施設		廃棄物焼却炉	
计计小	水質基準対象施設	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、 灰の貯留施設	
排出水		カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレ ン洗浄施設	
ばいじん・燃え殻	大気基準適用施設0	りうち廃棄物焼却炉	

[※] 設置されている特定施設のみを記載。

(1) 測定結果の概要

ア 排出ガス

平成15年度の対象施設は20施設であったが、7施設が廃止となったため、公表の対象とした期間に使用・稼動している施設は13施設となった。13施設から測定の報告があり、すべて排出基準に適合していた。

表 2 — 7 — 1 1 排出ガスの測定結果報告状況(大気基準適用施設)

		測定 (ng-TEQ/		新設の排出基	既設の排出基	
特定施設の種類	報 告		準に適合しなかった施設数	準に適合しな かった施設数		
製鋼用電気炉	1	0.92	0.92	_	0	
廃棄物焼却炉	1 2	0.00014~1.3	0.13	0	0	
合 計	1 3			0	0	

備考 「一」は、対象施設がないことを示す。

イ 排出水

平成15年度の公表の対象とした期間に使用・稼動している事業場は6事業場であり、 そのうち2事業場に報告義務があったが、1事業場が廃止となった。1事業場から測定 の報告があり、排出基準に適合していた。

表 2 - 7 - 1 2 排出水の測定結果報告状況(水質基準適用施設)

特定施設の種類 報告事業場数		測 定; (pg-TE		排出基準に適合しなかった事 業場数
	未物奴	最小~最大	平 均	
廃棄物焼却炉に 係る施設	1	0. 0020	0.0020	0

ウ ばいじん・燃え殻

平成15年度のばいじん施設は16施設であったが、7施設が廃止となったため、公表の対象とした期間に使用・稼動している施設は9施設となった。7施設から測定の報告があり、すべて排出基準に適合していた。また、未報告の2施設について、測定報告書の提出を求める行政指導等を行った。

ばいじんの処理基準が適用される新設の廃棄物焼却炉は6施設あり5施設から測定の報告があり、全て処理基準に適合していた。

平成15年度の燃え殻対象施設は公表の対象とした期間に使用・稼動している施設が、 9施設であった。9施設から測定の報告があり、すべて排出基準に適合していた。

表2-7-13 ばいじん・燃え殻の測定結果報告状況 (廃棄物焼却炉)

対象試料	報告施設	(lig IDQ/g)		新設に適用される 処理基準を超えた	既設に適用される 処理基準を超えた	
	数	最小~最大	平 均	施設数	施設数	
ばいじん	7	0.0072~2.6	0. 59	0	0	
燃え殻	9	0. 00000028 ~0. 024	0.0060	0	0	
合 計	1 6			0	0	

備考 ばいじん・燃え殻の処分を行う場合には、処理基準内となるように処理しなければ ならない。

第8節 公害苦情

1 概 況

平成15年度における公害苦情の受理件数は456件であった。苦情件数は年々微増しており、その原因としては市民の環境に対する意識の高まりが考えられる。

苦情を種類別に見ると大気汚染に係るものが、205件(45.0%)と最も多く、次いで騒音に係るものが 126件(27.6%)、悪臭に係るものが 80件(17.5%)となっており、この 3 種類で全体の 90.1%を占めている。

用途地域別で見ると、住居地域の苦情が最も多く、次いで準工業地域となっている。また、発生源別に見ると、製造業、建設業、サービス業からの苦情が多くなっている。

これらの苦情に対して発生源が公害関係法令の対象となっている場合は法令の遵守を指導しているが、苦情の多くは法令の適用がなかったり、規制基準を超えていない場合が多く、発生源と地域住民の話し合いによる理解と協力を得ながら迅速・的確に解決するように努めている。

衣∠	<u> </u>	古川	一致い	一个一个	- 作夕												
種類	大	気 汚	染	水質	馬	蚤 音	左 目	・振動 思	坛新 百	上手 上		拉勒 垂自		地盤土壌悪臭			合計
年度	ばい煙	粉じん	小計	汚濁	騒音	カラオケ	小計	1灰野	心大	沈下	汚染	他	ПП				
H 1	1 112	6	118	21	76	8	84	7	95	0	1	0	326				
H 1 2	2 116	23	139	16	82	9	91	12	125	0	1	0	384				
Н13	3 133	11	144	33	71	11	82	10	108	0	1	0	378				
H 1 4	1 195	8	203	14	81	7	88	20	71	0	1	0	397				
H15	5 191	14	205	20	111	15	126	21	80	0	2	2	456				

表2-8-1 苦情件数の経年推移



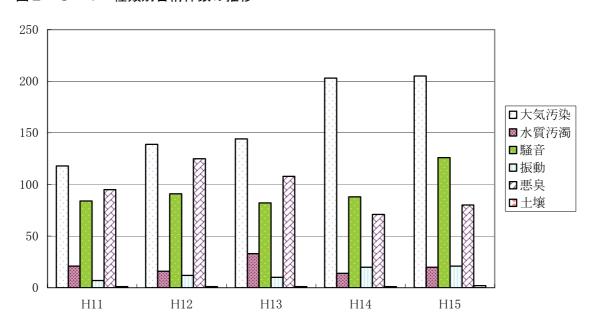


表2-8-2 平成15年度用途地域別公害苦情件数

種類	大	気 汚	染		騒		音						
種 類 地 域	ばい煙	粉じん	小計	水質汚濁	騒音	カラオケ	小計	振動	悪臭	地盤沈下	土壤汚染	その他	合計
住 居 地 域	100	4	104	8	61	7	68	8	38			1	227
近隣商業地域		1	1					1	4				6
商業地域		1	1		7	1	8	1	2				12
準工業地域	37	7	44	4	33	7	40	8	26		1	1	124
工業地域	26		26	8	8		8		8		1		51
工業専用地域					1		1						1
市街化調整区域	28	1	29		1		1	3	2				35
合 計	191	14	205	20	111	15	126	21	80	0	2	2	456

図2-8-2 平成15年度用途地域別公害苦情割合

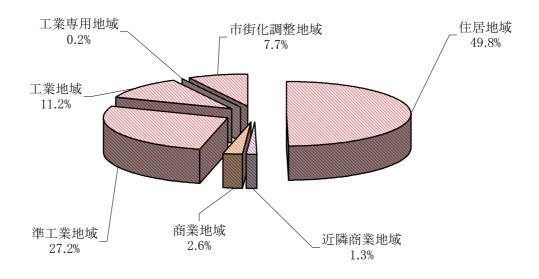
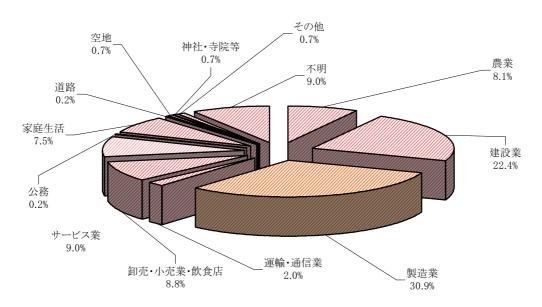


表2-8-3 平成15年度業種別公害苦情件数

# # W	大	気 汚	染		騒		音						
種類	ば	粉	小	水質	騒	カラ	小	振	悪	地盤	土壌	そ	合
業種	い 煙	じん	計	汚濁	音	ノオケ	計	動	臭	沈下	汚染	の他	計
農業	29	1	30	1					6				37
建設業	43	7	50		35		35	16	1				102
製造業	61	4	65		44		44	3	27		1	1	141
運輸・通信業	4		4		5		5						9
卸売・小売業・飲食店	9		9	1	10	15	25	1	4				40
サービス業	16	1	17	1	14		14		8		1		41
公務					1		1						1
家庭生活	24		24						10				34
道路									1				1
空地		1	1					1				1	3
神社、寺院等	3		3										3
その他	1		1		1		1		1				3
不明	1		1	17	1		1		22				41
合 計	191	14	205	20	111	15	126	21	80		2	2	456

図2-8-3 平成15年度業種別公害苦情割合



第3章

環境施策の推進

第1節 川口市環境基本計画

1 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

「川口市環境基本計画」は、「川口市環境基本条例」の基本理念を実現し、環境の保全及 び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を 確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければ ならない。
- 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境 への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者 が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来 にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常 生活において積極的に推進されなければならない。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第3次川口市総合計画」に定められた将来都市像「緑 うるおい 人 生き活き新産業文化都市 川口」を実現するための施策の基本的な方向性を、国や埼玉県の環境政策と連携を図りつつ環境面から明らかにするとともに、各種の個別計画や個別施策に対して環境配慮を促すものです。

図3-1-1 環境基本法関連体系図 環境基本法 国 地方自治法 環境基本計画 埼玉県環境基本条例 埼 玉 県 埼玉県環境基本計画 川口市環境基本条例 第3次川口市総合計画 基本構想 基本計画 川口市環境基本計画 実施計画 Ш 市 環境関連計画 〇地球温暖化防止活動実行計画 〇都市計画基本方針 OISO14001 〇緑の基本計画 〇一般廃棄物処理基本計画 (環境マネジメントシステム)推進

(3) 環境関連計画

ア 川口市地球温暖化対策実行計画

本市では地球温暖化の防止に取り組むため、平成10年10月に国が公布した「地球温暖化対策の推進に関する法津」第8条第1項の規定「都道府県及び市町村は、基本方針に即して当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の抑制のための措置に関する計画(実行計画)を策定するものとする。」及び平成13年3月に策定した「川口市環境基本計画」に掲げる環境目標に基づき、平成14年2月、「川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

なお、温室効果ガスの二酸化炭素削減に向けた取組としては次のとおりです。

○一般排出量削減のための主な取組

電気の使用抑制(照明機器の管理、事務機器の管理、等)

ガス・重油・灯油等の使用抑制 (給油器の管理、空調機器の管理等)

公用車の燃料抑制(低公害車の導入・優先使用、保有台数見直し等)

○ごみ焼却排出量削減のための主な取組事項

廃棄物の発生抑制(ごみの発生抑制と排出抑制、分別収集の実施、環境に配慮したごみ処理と資源化)

イ 川口市環境物品等の調達に関する方針(グリーン購入)

環境への負荷の少ない物品やサービスの選択的優先的購入を実施することで、社会構造 全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会へと転換することを目的とし て、平成15年4月1日より実施しております。

推進方法としては、各課では、特別の理由がない限り、第3基本原則並びに第4調達基準に基づきグリーン購入に努めなければならない。なお、物品等契約課は物品等の購入依頼があった場合は、グリーン購入について指導しなければならない。

環境総務課及び物品等契約担当課は、グリーン購入が積極的に推進されるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

ウ 環境マネジメントシステム

ISO14001企画に基づく環境マネジメントシステムを導入し、本市の行政活動の全てにおいて環境への配慮をより一層推し進め、環境への影響を継続的に改善していくことにより、地域環境の保全と創造及び循環型社会の構築をとおして地球環境の保全と創造に先導的な役割を担うことを目的として平成11年10月から運用を開始し、平成12年2月23日に審査登録を受けました。

なお、環境マネジメントシステム導入による主な効果としては、次のとおりです。

- ○環境配慮について社会的な責任の明確化
- ○環境リスクの管理
- ○職員の意識改革
- ○経費の削減効果
- ○市民・事業者への啓発効果

第2節 環境保全・公害防止思想の普及・啓発

快適な環境づくりについては、市民・事業者・行政が一体となって、環境問題に対する認識を深めると共に、より良い環境を創造し、安らぎとうるおいのあるまちづくり、都市づくりを推進していく必要がある。

本市では市民・事業者・行政が協働で、「持続的発展が可能な社会の構築」のために快適な環境づくり事業の推進に取り組んでおり、市民意識の普及と高揚を図ると共に啓発並びに実践活動等計画の見直しを行いながら実施している。

1 快適な環境づくり運動月間

快適な環境づくりについては、実施計画に基づき各種施策を実施しているが、国では昭和48年度から平成2年度まで6月5日から一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは、さらに環境保全に関する国民の認識と行動を促進するため、週間を拡大して6月を「環境月間」として設定した。本市では、毎年6月1日から30日までを「快適な環境づくり運動月間」と定め、国、県の事業と合わせ関係機関、団体、市民等の幅広い協力を得て、全市的に快適な環境づくりを展開している。

表3-2-1 平成15年度 環境月間行事実施一覧

行 事 名 等	期日	行 事	内	容	等 実施担当課
「地球環境」絵画・書道コンクール表彰式	6/25	小3~中3年生 の絵画・書道: 品受賞者の表	コンクールを	実施し、優秀	
「地球環境」絵画・書道コンクール入賞作品展示	6/1~30	市役所1階ロ 賞作品を展示。		竟センターに	八 環境総務課
「地球環境」絵画・書道コンクール作品募集	5/6~30	小3~中3年生 の絵画・書道の 識の高揚を図	の作品を募集		
ごみまるまつり in TOZUKA	6/1	戸塚環境センット、施設見学の展等を実施 図る。	全会、粗大ごみ	からこんなも	戸塚環境
浄化槽の維持管理を適 正に	6/1~30	浄化槽の正し 必要性を広報 Rを実施。			
河川啓発運動	6/1~7/31	芝川に関する め、芝川に架 「未来の芝川	· - · · · ·	幕を掲げた。	建設管理課
広報かわぐちによる運動月間 PR	6/1~30	環境運動月間 快適な環境づ			大報課
ポスターによる運動月 間 PR	6/16~30	テーマ記事(ユ 適な環境づく 図る。			
道路パトロール	6/24, 26	美観風致の維の立て看板、			道路維持課
都市公園等美化清掃	6/1,8,15, 22, 29,	地域住民(町会の協力を得て施し快適な環	、都市公園等の	の美化清掃を	· ·

行 事 名 等	期日	行 事 内 容 等	実施担当等
道路クリーン作戦	6/6	道路愛護の意識向上と美的環境の保持を 図るため歩道・緑地及び周辺道路の清掃と ごみ拾いの実施。	道路維持課 道路建設課
放置自転車クリーン キャンペーン	6/17, 18	ポスター掲示、キャンペーン用ポケットティッシュの配布、警告用荷札貼付・撤去。	交通安全 対策課
芝川・荒川清掃	6/8	河川愛護・美化意識の高揚を図るため、旧 芝川と荒川の河川敷のごみ拾いを、沿川住 民等の協力を得て実施した。	建設管理課
エコライフデー(一日環 境家計簿)の実施	6/29	1日環境に配慮した生活をし、今までと今日とで二酸化炭素がどれだけ削減できるかとの取り組み。	環境総務課
自動車排出ガス等街頭 検査	6/11	大気汚染防止対策の一環として、通行している自動車の排出ガスを検査し整備指導を行い、快適な環境づくりを推進する。	環境保全課
空地の適正管理調査及 び指導	期間中随時	近隣の良好な生活環境を阻害すると思われる空地の雑草繁茂地を調査し、地権者に対して適性な管理を指導。	環境保全課
特定事業場の排出水処 理施設の点検立入検査	6/4, 19	水質汚濁防止法における特定事業場及び 指定地域特定事業場の処理施設の点検・立 入調査。	環境保全課
河川不法投棄防止パトロール	6/2~30	河川流水管理の適正と、河川愛護、美化意識の高揚に資するためパトロールの実施。	河川課
自動車交通騒音等の調 査	期間中8日間	市内の主要道路の自動車交通騒音の実態 を把握する為に、交通騒音・交通振動・交通 量を調査。	環境保全課
特定事業所等の水質検 査・施設調査	6/5. 19. 25	特定事業場等の水質検査、 除害施設の点検、	下水道維持課
市内施設めぐり	6/27	市内の施設見学を通じ、快適な環境づくりの重要性等を考え、環境運動月間の周知を図った。	広報課

2 環境啓発保全事業

環境問題が世界的にも重要な課題となっている中、これらの問題に対応していくためには、市 民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを確立し、環境に対する意識や行動を定着する必 要がある。このため、環境保全に向けた普及啓発活動を積極的に実施し、総合的、計画的な施策 の展開を図っている。

(1) 『地球環境』絵画・書道コンクール

小学校3年生~中学校3年生を対象に、6月の環境月間中に地球の快適な環境をどのように保全するか、絵画と書道を通じ環境問題の関心と意識の高揚を図ることを目的に実施している。

なお、市長賞、教育長賞、金賞については表彰式を実施し、作品については、市役所1階 ロビーに展示を行っている。

応募状況 絵画:292点 書道:435点

(2) 親と子の自然環境調査

小学校4年生~6年生を対象に、環境問題に興味関心を持たせ、環境保全の重要性を理解 認識させ、自主的に環境保全活動に参加・実践できるよう、意識の高揚はかっていくことを 目的とする。実施にあたっては、子供と保護者が一緒に環境問題に関心・興味を持たせるよう、 見沼田んぼの四季を通じた自然環境の観察を中心とした環境学習活動を行っている。

表3-2-2 実施状況 21組43名の参加

期日	テ ー マ	講師
5月17日 7月19日 9月20日 11月15日 1月17日 3月20日	見沼田んぼの自然生態系について " " " " "	埼玉県生態系保護協会川口支部長

(3) 親と子の環境教室

小学校4年生~6年生の児童と保護者を対象に、1日目は朝日環境センターの施設見学とペットボトル、かんの分別ラインの手選別体験を実施し、2日目はエコ買い物ゲームを通じてごみとリサイクルについての体験学習を実施した。

表3-2-3 実施状況 12組26名の参加

期日	テーマ	講師
	朝日環境センター見学、ペットボトル、かん分別作業 エコ買い物ゲーム	リサイクルプラザ職員 環境総務課職員

(4) パネル展等啓発事業

6月の環境月間中に「地球環境」絵画・書道コンクール入賞作品の展示、優秀環境自治体 賞受賞のパネル展示や地球環境に関する環境パネル展示を市役所1階ロビー並びに朝日環境 センターに展示するとともに、12月の「地球温暖化防止月間」中には地球温暖化防止パネ ル展を開催して市民への環境問題の啓発にあたった。

表3-2-4 事業一覧

期	間	事	業	名	会	場
6月 1日~ 6月13日~ 12月 3日~1	6月30日	優秀環境自治体 環境パネル展 地球温暖化防止			市役所1階ロ リサイクルプ リサイクルプ	ラザ

3 雨水利用

本市では、雨水資源を有効利用するため、雨水貯留施設又は地下浸透施設を設置する市民に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助する「川口市雨水貯留施設等設置費補助金制度」を平成8年度から実施している。

雨水を利用することで雨水の流失を抑制し、地下水をかん養することにより地盤沈下を防止し、花壇への散水や洗車等に利用することで節水に役立てている。

補助金の対象となるのは、浄化槽転用施設、雨水簡易貯留施設、地下浸透施設で、設置に要した経費の2分の1の額とし、限度額5万円を補助している。

また、雨水利用を広く市民の方に周知するため、市役所玄関脇に鋳物製雨水貯留槽を設置するとともに、毎年市内の小・中学校を対象として鋳物製雨水貯留槽を設置し、川口市の地場産業である鋳物製品と雨水利用の啓発に努めている。

表3-2-5 雨水貯留施設の普及状況

年 度	浄化槽転用施設	雨水簡易貯留施設	地下浸透施設	合 計
平成15年度	2	7	0	9

4 こどもエコクラブ

平成7年に環境庁を母体として発足、次代を担うこどもたちが、地域の中で仲間と一緒に、 主体的に地球環境、地域環境に関する学習や取り組み,展開ができるように支援していくもの である。

本市では、各クラブと全国事務局、埼玉県事務局との連絡、各クラブから受付(登録)、会員手帳、ニュースレターなどの配布及び情報提供等の支援活動を行っている。

表3-2-6 登録状況

年 度	ク ラ ブ 数	会 員 数		
平成15年度	7	183		

第4章

環境保全対策

第1節 あき地の環境保全

本市では、昭和43年に「川口市あき地の環境保全に関する条例」を定め、あき地の所有者または管理者に対し、あき地を良好に管理するよう指導を行い生活環境の保全に努めている。

1 雑草除去の指導

あき地に繁茂した雑草は、害虫の発生源となるばかりでなく、防犯上の問題や交通の障害などのほか、枯草となったときには火災の危険性もあり、近隣住民の生活環境を阻害している。

本市においては「川口市あき地の環境保全に関する条例」に基づき、あき地の所有者または管理者に対し雑草の刈り取りの指導を行っている。

さらに、所有者などのあき地に対する管理及び市民の身近な生活環境の保全に対する意識の向上を図るため、広報紙などによるPRも併せて行っている。

また、雑草の刈り取りができない所有者に対しては、市に刈り取りを委託する制度を設けて、 便宜を図っている。

找 干 「	1							
	件数	面積	自	己処理	委	託処理	未	処理
	11 30	四 (m²)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
指導状況	210	125, 434	115	98, 872	89	24, 902	6	1, 660

表4-1-1 平成15年度雑草除去の指導状況

2 土砂のたい積置場の指導

本市では、著しい都市化現象とあわせ、東京都に隣接するという立地条件から、あき地が土砂のたい積置場として利用されるケースが多く、ダンプカー、ブルドーザー等の稼動による騒音、振動、粉じん等が近隣住民の生活環境を阻害する一因となっている。

土砂のたい積等については、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」により、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行うことやストックヤード等に土砂をたい積させることについて規制基準が設けらている。

第2節 水環境保全事業

1 合併処理浄化槽設置整備事業

(1) 補助制度の概要

公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を保全する目的から、以前より公共下水道の普及促進が進められているが、整備の予定がない地域における生活排水対策の一つとして、生活雑排水をし尿と併せて効率的に処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を実施している。

ア 補助対象となる浄化槽

- ・処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽
- ・浄化槽法第4条第1項の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率90%以上、かつ放流水のBODが20mg/Q以下の機能を有すること。
- ・「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するもの。
- ・上記の要件を満たしかつ、放流水の総窒素濃度が 20mg/l 以下又は総燐濃度 1 mg/l 以下の高度処理型合併処理浄化槽並びに高度処理型変則合併処理浄化槽。
- ・BOD除去率 97%以上、放流水BOD5 mg/l 以下の高度処理型合併処理浄化槽並び に高度処理型変則合併処理浄化槽。

イ 補助金の交付を受けることのできる者

次の建築物に合併処理浄化槽を設置しようとする者

・住宅(主に居住の用に供する建築物又は延べ面積の1/2以上を居住の用に供する建築物)ただし、販売の目的等の場合は除く。

ウ 補助対象地域

・下水道法(昭和33年法律79号)第4条第1項の認可区域以外の地域。現在、安 行・神根・新郷及び戸塚の各一部の地域が該当。

表4-2-1 補助限度額及び平成15年度補助件数(人槽別)

. 人槽区分	合併処理浄化槽		窒素又は燐除去型		B O D 除去型	
八佰区刀	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数
5人槽	354千円	44	444千円	0	489千円	0
6人槽~7人槽	411千円	12	486千円	0	654千円	0
8人槽~10人槽	519千円	4	576千円	0	903千円	0
計 :		60		0		0

処分費 既存単独処理浄化槽からの転換を伴う合併処理浄化槽等の設置については、既存 単独処理浄化槽の撤去にかかる額(60千円を限度額とする)を加算する。

2 河川浄化活動

(1) 概要

河川汚濁の主な原因と考えられている生活雑排水の抜本的対策となる公共下水道の整備状況は、平成16年3月末現在、面積比57.64%、人口比78.60%となっている。

戸塚地区を流れる綾瀬川は、国土交通省直轄の一級河川の中で昭和55年以来15年間連続ワースト1を続けていた。平成7年以降は河川の汚濁状況がかなり改善され、ワースト1を脱却する年もでてきたが、他の河川も大幅に改善されているためワースト1となる年もある。

表4-2-2 国土交通省発表のBOD値による河川の水質状況(ワースト3)

順位	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
1	綾瀬川	大和川	綾瀬川	鶴見川	大和川
2	大和川	綾瀬川	大和川	大和川	綾瀬川
3	鶴見川	鶴見川	鶴見川	綾瀬川	鶴見川

[※]大和川は奈良・大阪、鶴見川は神奈川の河川である

(2) 綾瀬川清流ルネッサンスⅡ地域協議会

平成5年7月に綾瀬川は、建設省の「水環境改善緊急行動計画」(清流ルネッサンス21)の第一次計画対象河川に選定された。これに伴い、昭和61年から浄化活動を継続していた「綾瀬川一級河川水質ワースト1脱却を目指して」の河川懇談会は発展的に解散し国土交通省江戸川工事事務所(現、江戸川河川事務所)、埼玉県、東京都、綾瀬川流域13自治体と、で組織する、「綾瀬川清流ルネッサンス1地域協議会」と新たな組織に生まれ変わり、その後「綾瀬川清流ルネッサンスII地域協議会」と名称を変更し事業を展開している。

ア 綾瀬川みんなで水質調査

流域13自治体で一斉に実施する事業で、本市では流域小学校の協力のもと、児童を対象に調査を実施した。綾瀬川及び伝右川の水質を簡易測定法により調査し、水質の現状と河川浄化の重要性を理解してもらった。

表4-2-3 実施状況

実 施 日	参 加 者	参加人数
平成15年7月25日	戸塚北小学校児童	17人

イ 綾瀬川クリーン大作戦

流域自治体13市町区で一斉に実施する事業で、本市では市民団体及び流域小学校児 童が参加し、河川敷の清掃活動を実施した。

表4-2-4 実施状況

実 施 日	参 加 者	参 加 人 数
平成15年10月26日	綾瀬川を愛する会 戸塚綾瀬小学校児童	47人

(3) 綾瀬川浄化対策協議会

綾瀬川浄化対策協議会は越谷市、草加市、八潮市、足立区、葛飾区、川口市で組織し、綾瀬川の水質、水生生物調査や視察研修等を行っている。また協議会を構成する2区4市の区・市長が、国、都及び県に対し、綾瀬川浄化対策の促進にかかわる要請活動を実施した。

表4-2-5 要請実施状況

要 請 日	要請先
平成15年7月24日	環境大臣
平成15年7月28日	埼玉県副知事(埼玉県知事職務代理者)
平成15年7月30日	国土交通省関東地方整備局長・東京都知事

第3節 助成等の制度

1 公害防止資金融資及び利子助成

本市では、昭和45年に「川口市公害防止資金融資及び利子助成」に関する条例を制定し、市内の中小企業者に対し、公害防止のために必要な資金の融資及び利子の助成を行っている。

利用状況は、制度発足当初融資を受ける企業が多かったが、他に有利な融資制度ができたこともあり、ここ数年融資の申し込みはない。

平成16年3月末までの融資件数は314件、14億3,110万円である。

◎ 公害防止資金融資制度の概要

融資限度額 1千万円

返済期間 1年据置を含み7年以内

貸付利率 年利3.3% 平成16年3月31日現在

利子助成 約定利子の1/2額

第4節 公害防止組織の整備

1 公害防止組織の届出

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、工場における産業公害の発生を防止するため、昭和46年6月に施行された。これにより、製造業等の一定規模以上の施設を設置している特定工場の事業者は、公害防止のため自主管理を行う組織の設置を義務付けたもので、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任し、本市に届出が必要となっている。

また、「埼玉県生活環境保全条例」によって指定工場または事業場にも、公害防止のため自主管理を行う組織の設置を義務付けられ公害防止監督者、公害防止主任者を選任し、本市に届出が必要となっている。

図4-4-1 公害防止組織の例 職務内容 法対象工場 条例対象工場·事業場 職制 事業所における公害防止に関 公害防止統括者 工場長 公害防止監督者 する業務を統括管理する。 同代理者 次 長 同代理者 職務を代行する。 公害防止主任管理者 公害防止統括者を補佐し、公 部 長 (有資格者) 害防止管理者を指揮する。 同代理者(有資格者) 職務を代行する。 副部長 公害防止管理者 公害防止主任者 事業所における公害防止に関 課長 (有資格者) (有資格者) する技術的事項を管理する。 同代理者 同代理者(有資格者) 係 長 職務を代行する。 (有資格者)

表4-4-1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による届出数

(平成16年3月31日現在)

	大気関係	水質関係	騒音関係	特定粉 じん関係	一般粉 じん関係	振動関係	ダイオキシン 類関係
対象工場数	11	17	6	0	10	6	2
統括者選任 済数	10	2	6	0	5	6	1
同代理者選 任済数	10	2	6	0	5	6	1
管理者選任 済数	10	7	5	0	5	5	1
同代理者選 任済数	9	4	3	0	5	3	1

資 料 編

I 環境基準及び規制基準等

1 大気関係

(1) 大気汚染に係る環境基準

■ 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光 化 学 オキシダント	二酸化窒素
	(SO_2)	(CO)	(SPM)	(O_X)	(NO_2)
環境 上の 条件	1時間値の1日 平均値が0.04ppm 以下であり、か つ、1時間値が 0.1ppm以下であ ること。	1時間値の1日 平均値が10ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20ppm 以下であ ること。	1時間値の1日 平均値が 0.10mg/m ³ 以下で あり、かつ、 1時間値が 0.20mg/m ³ 以下で あること。	1時間値が 0.06ppm以下であ ること。	1時間値の1日 平均値が0.04ppm から0.06ppmまで のゾーン内又は それ以下である こと。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分 析計を用いる方 法	濾量法にれた に測定 に測定 に測定 に測定 に測定 に測定 を重要 を重要 を重要 を重要 を表して で で で で で で で で で で で で で	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法表しくは電量法、紫外線吸収法とはエチンンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法又はオゾン を用いる化学発 光法
告示 年月 日	昭和48年 5月16日	昭和48年 5月 8日			昭和53年 7月11日

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μ m以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、 又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応 により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、 二酸化窒素を除く。)をいう。

■ 環境基準による大気の汚染の評価

評価方法	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子 状物質	光化学 オキシダント	二酸化窒素
短期的評価	0	0	0	0	
長期的評価	0	0	0		
98%値評価					0

二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価する 場合は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日ま たは時間についてその評価を行う。 この場合は、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし、 異常と思われる測定値が得られた際においては、測定機の維持管理状況、 短期的評価 気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定 (注1) 機に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映してないと認められ る場合には、当該評価対象としない。 なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測(上記の評価対 象としない測定値を含む。)が1日(24時間)のうち4時間をこえる場 合には評価対象としない。 本環境基準の評価は、該当地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確 に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで 評価を行なうことが必要である。しかしながら、現在の測定体制において は測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映 長期的評価 されること等から、次の方法により中期的評価を実施する。 (注2) 1日平均値である測定値「(1)の評価対象としない測定値を除く。] につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの(365日の測定値が ある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行なう。ただし、1日平均 値につき環境基準をこえる目が2日以上連続した場合には、このような扱 いはしない。 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに 行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」という。)が0. 98パーセン 06ppm以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppmを超える場 卜值評価 合は達成されないものと評価する。 (注3) なお、1時間値の欠測が4時間を越える測定日の1日平均値は用いない。 また、年間における測定時間が6000時間に満たない測定局について は、評価の対象としない。

(注1) (注2) 昭和48年6月12日環大企143号より抜粋

(注3) 昭和53年7月17日環大企262号より抜粋

(2) 炭化水素に係る指針

■ 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

項目	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの 非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

(3) 大気汚染常時監視測定法の概要

測定項目	測定法	測定原理
二酸化硫黄	溶液導電率法	大気を硫酸・過酸化水素水を含んだ溶液と反応させ 二酸化硫黄を吸収し、これに電気を通して電流の変 化によって測定する。
二酸化硫黄	紫外線蛍光法	大気に紫外線を照射すると、二酸化硫黄が蛍光を発 する。この蛍光の強度で二酸化硫黄を測定する。
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法	大気中の浮遊粒子状物質をろ紙上に捕集したうえで ベータ線を照射してその透過度の変化によって測定 する。
光化学 オキシダント	紫外線吸収法	大気に紫外線を照射するとオゾンによって紫外線が 吸収される。その紫外線の量によって測定する。 (オゾン濃度として)
	吸光光度法	ザルツマン試薬は、二酸化窒素と反応して赤褐色に 発色する。その色の変化によって二酸化窒素を測定 する。一酸化窒素は、酸化して同様に測定する。
窒素酸化物	化学発光法	一酸化窒素にオゾンを加えると酸化して発光する。 その光の強度で一酸化窒素を測定する。二酸化窒素 は還元して一酸化窒素とし総量の窒素酸化物を同様 に測定し、一酸化窒素との差によって二酸化窒素を 測定する。
炭化水素	水素炎イオン化検出器 を用いたガスクロ法	水素炎に炭化水素が混入するとイオン化されて電流 が発生する。その変化によって、炭素の量を測定す る。ガスクロによってメタンと非メタン炭化水素を 分離し測定する。
一酸化炭素	非分散型赤外分析計を 用いる方法	大気に赤外線を照射すると一酸化炭素により吸収される。その吸収量により一酸化炭素を測定する。
降下ばいじん	デポジットケージ法	屋外に捕集ビンを置き、自重や降雨に含まれて降下 するばいじんを測定する。

(4) 有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準

■ 環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン		
環境上の条件	1年平均値が 0.003mg/m³以下で あること。	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下で あること。	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下で あること。	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下で あること。		
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析 計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法					
告示年月日	<u> </u>	平成13年 4月20日				

2 水質関係

(1) 水質汚濁に係る環境基準

■ 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
と 素	0.01mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン(CAT)	0.003mg/ℓ以下
Р С В	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ _ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
シスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
対象水域:	全公共用水域		
達成期間:	直ちに達成し、	維持するように努める。	

※備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

■ 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目	利用目的の		基	· 準 作	直	
類型	適応性	水素イオン濃度 (p H)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
АА	水 道 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg½以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50 MPN/100mℓ 以下
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100mℓ 以下
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000 MPN/100mℓ 以下
С	水 産 3 級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	_
D	工業用水 2 級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	_
Е	工業用水 3 級環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ以上	_

※ 備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 $5 mg/\ell$ 以上とする。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級: ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

水道2級:沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈でん等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

※ 川口市内の主な河川における水域の水質測定結果の評価方法及び類型指定について 水質測定結果の評価方法(BODの75%水質値)

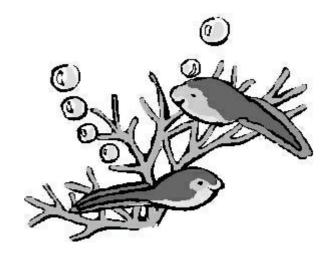
生活環境の保全に関する環境基準に係る有機汚濁の主な指標であるBODの75%水質値は、年間の日間平均値の全データを水質の良いものから順に並べて0.75×n番目(nは、日間平均値のデータ数)の値をもって75%水質値とし、環境基準点においてこの値が環境基準値を満足している地点を「環境基準に適合している」と評価している。

■ 水域の類型指定

類型			河川	名		
С	荒	Ш	•	綾	瀬	Ш
Е	芝	Ш	•	新	芝	Ш

■ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準(平成46年12月環境庁告示第59号)の人の健康の保護に 関する環境基準と同じ。



(2) 水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく排水基準

■ すべての工場、事業場及び指定土木建設作業に適用

(単位:mg/l)

項目	許容限度	項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及び その化合物	0. 1	РСВ	0.003	1, 1, 1-トリク ロロエタン	3
シアン化合物	1	トリクロロエチレン	0.3	1, 1, 2-トリク ロロエタン	0.06
有機リン化合物	1	テトラクロロ エチレン	0. 1	1, 3-ジクロロ プロペン	0.02
鉛及びその化合物	0. 1	ジクロロメタン	0.2	チウラム	0.06
六価クロム化合物	0.5	四塩化炭素	0.02	シマジン	0. 03
砒素及びその化合物	0. 1	1,2-ジクロロエタン	0.04	チオベンカルブ	0. 2
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	1, 1-ジクロロ エチレン	0.2	ベンゼン	0. 1
アルキル水銀化合物	検出され ないこと	シス-1, 2-ジクロロ エチレン	0.4	セレン及びその化 合物	0. 1
ほう素及び その化合物	10	ふっ素及び その化合物	8	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	100 (※ 1)

^{(※1) 1} リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

■ 日平均排水量が10m³以上の特定事業場及び指定排水工場に適用

(単位:mg/Q)

区分	生物化学的(BС		浮遊物質量 (SS)		フェノール 類含有量	
豚 房 (総面積 50 ㎡以上) 牛 房 (総面積 200 ㎡以上 馬 房 (総面積 500 ㎡以上 と畜業・死亡獣畜取扱業		80 (60) 150 (120)				
指定地域特定施設 (201~500 人槽の浄化槽)		既存*1	☆ C+ 日 * ?	既存*1	☆ C.+日 * ?	5
501~2,000 人槽の 浄化槽 2,000 人槽以上の浄化槽 ・し尿処理場		50 既存* ¹ 30	新規* ² 25(20)	80 (70) 既存* ¹ 70 (60)	新規* ² 60(50)	
下水道終末処理施設		0.5 (00)	col	(50)	
上記以外の特	上記以外の特定施設指定排水施設		25 (20)		60 (50)	

注:カッコ外は最大値、カッコ内は日間平均値

*1:既存とは平成4年4月1日前に設置された施設及び設置の工事をしている施設

*2:新規とは平成4年4月1日以後に設置される施設

(単位:mg/0 pH、大腸菌郡数を除く)

水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	溶解性マンガン含有量	1 0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	クロム含有量	2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	3 0	大腸菌群数 (1 cm³ につき個)	日間平均 3000
銅含有量	3	窒素含有量	120 日間平均60
亜鉛含有量	5	りん含有量	16 日間平均8
溶解性鉄含有量	1 0		

■ 日平均排水量が 1 0 m³ 未満の下記の特定事業場と指定排水工場、及び日平均排水量が 1 0 m³ 以上 の指定外工場等に適用

(単位:mg/l pHを除く)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	150(日間平均120)
浮遊物質量 (SS)	180(日間平均150)

- ◎水質汚濁防止法施行令別表第1中の次のもの
 - ○第11号 動物系飼料又は有機質肥料製造業
 - ○第66号の3 共同調理場(総床面積500㎡以上)
 - ○第66号の4 弁当仕出屋又は弁当製造業(総床面積360㎡以上)
 - ○第66号の5から第66号の7 飲食店関係
 - ○第68号の2 病床数300以上の病院に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設
 - ○第70号の2 自動車分解整備事業の洗車施設(屋内作業面積800㎡以上)
 - ○第72号 501人槽以上のし尿浄化槽等
- ◎指定地域特定施設 201~500人槽のし尿浄化槽
- ◎上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除
 - く) の処理施設を設置する工場又は事業場

■ 指定土木建設作業に適用

(単位:mg/l pHを除く)

水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
浮遊物質量 (SS)	180 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油 類含有量)	5

有害物質は建設工事等で使用されることはないと思われるが、前頁に示す通り排水基準が定められている。

指定土木建設作業とは、次のものをいう。

- 杭工事
- · 地盤改良工事
- ・根切り工事
- ・シールド工事
- アンカー工事

(3) 水質汚濁の指標

■ 生物と水質との関係

類型	BOD (mg/ℓ)	魚	類	水生小動物	藻類・その他	一般的表 現
ΑA	1 以 下	177		7777	7451477	大変き
A	2 以 下	Spirit Hard	Selling S	サワガニ	ピロウトラングウ	れい
В	3 以 下	7 2	Sag .	77-7	カキンオグサ	きれ
С	5 以 下	T +	1800a E	ארטים ארציה	+117177	/ v
D	8 以 下	3 1 SPAN		#1774111	William Control of the Control of th	やや汚れている
Е	10 以 下	kyar)		TALL OF	クサビケイソウ	ている
				A CHIEF	XXX & As	汚れて
	間目的地位 第四		ar desta	ع المالة	スークレア	いる

3 土壤汚染関係

(1) 土壌の汚染に係る環境基準

■ 環境基準

日	□	++ >4+ >++
# 1 kg に つき 1 mg 未満であること 検液中に検出されないこと 検液中に検出されないこと 検液中に検出されないこと 検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であること 検液 1 0 につき 0.05mg 以下*であること 検液 1 0 につき 0.005mg 以下*であること 検液 1 0 につき 0.0005mg 以下*であること 検液 1 0 につき 0.0005mg 以下*であること 検液 1 0 につき 0.0005mg 以下*であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること 検液 1 0 につき 1 mg 以下であること 検液 1 0 につき 1 mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.006mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.006mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.000mg 以下であること	項目	基準値
全シアン検液中に検出されないこと育機リン検液中に検出されないこと始検液10につき0.01mg以下*であること検液10につき0.05mg以下*であること検液10につき0.01mg以下*であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること総水銀検液10につき0.0005mg以下*であることアルキル水銀検液中に検出されないことPCB横液中に検出されないこと調機械10につき0.002mg以下であることがクロロメタン検液10につき0.002mg以下であること四塩化炭素検液10につき0.002mg以下であること1,1-ジクロロエチレンシス-1,2-ジクロロエチレンキノス-1,2-ジクロロエチレン特液10につき0.04mg以下であることトリクロロエチレンテトラクロロエチレンテトラクロロエチレンテトラクロロエチレンテトラクロロエチレンテトラクロロエチレン特液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.002mg以下であること特液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であることセンゼンセンセンなつ素検液10につき0.01mg以下であること検液10につき0.01mg以下であることセレンなつ素検液10につき0.01mg以下であることセレンなつ素検液10につき0.01mg以下であることセレンなつ素検液10につき0.01mg以下であることセレンなつ素検液10につき0.01mg以下であること	カドミウム	
有機リン検液中に検出されないこと分面の口ム検液10につき0.01mg以下*であること検液10につき0.05mg以下*であること検液10につき0.05mg以下*であること検液10につき0.01mg以下*であること総水銀検液10につき0.0005mg以下*であることアルキル水銀検液10につき0.0005mg以下*であることPCB検液中に検出されないこと調機械10につき0.002mg以下であること地塩化炭素(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること1,2-ジクロロエチレンシス-1,2-ジクロロエチレンシス-1,2-ジクロロエチレントリクロロエチレントラクロロエチレントラクロロエチレントラクロロエチレントラクロロエチレントラクムシマジントラクムシマジントラクムとかマジントラクムシマジントカラムと検液10につき0.002mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること検液10につき0.003mg以下であること		
鉛検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であること穴価クロム検液 1 0 につき 0.05mg 以下*であること検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であり、かつ、農用地(田に限る)において は、土壌 1 kg につき 1 5mg 未満であること総水銀検液 1 0 につき 0.0005mg 以下*であることアルキル水銀検液中に検出されないことPCB検液中・に検出されないこと調機被 1 0 につき 0.02mg 以下であること世塩化炭素検液 1 0 につき 0.02mg 以下であること1,2-ジクロロエタン検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること1,1-ジクロロエチレンシス-1,2-ジクロロエチレンシス-1,2-ジクロロエチレントリクロロエチレントリクロロエチレン検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること検液 1 0 につき 0.005mg 以下であることを検液 1 0 につき 0.005mg 以下であること検液 1 0 につき 0.005mg 以下であることを検液 1 0 につき 0.005mg 以下であること検液 1 0 につき 0.005mg 以下であること		検液中に検出されないこと
 六価クロム 検液 1 0 につき 0.05mg 以下*であること 検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であり、かつ、農用地(田に限る)において は、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること 検液 1 0 につき 0.0005mg 以下*であること 検液 1 0 につき 0.0005mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.00mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.00mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.006mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.006mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.000mg 以下であること 校液 1 0 につき 0.000mg 以下であること 	有機リン	検液中に検出されないこと
 ・ 検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であり、かつ、農用地 (田に限る) において は、土壌 1 kg につき 1 5mg 未満であること 検液 1 0 につき 0.0005mg 以下*であること 検液中に検出されないこと 検液中・に検出されないこと 機液中・に検出されないこと 農用地 (田に限る) において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること グクロロメタン 機液 1 0 につき 0.02mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.006mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.001mg 以下であること 	鉛	検液10 につき 0.01mg 以下*であること
総水銀 アルキル水銀 PCB 飼	六価クロム	検液1ℓ につき 0.05mg 以下∗であること
総水銀 アルキル水銀検液 1 0 につき 0.0005mg 以下*であること 検液中に検出されないこと 機液中・に検出されないこと 農用地 (田に限る) において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であることジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン ナオジクロロプロペン テトラクロウェチレン ナオベンカルブ ベンゼン セレン ホっ素検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.04mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.006mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.03mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.003mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.003mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.003mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.01mg 以下であること	砒素	検液1ℓ につき 0.01mg 以下∗であり、かつ、農用地(田に限る)
アルキル水銀 PCB検液中に検出されないこと 検液中、に検出されないこと 農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき 125mg 未満である ことジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,2-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン ケーラム シマジン チャラム シマジン チャラム シマジン チャマジン チャイベンカルブ ベンゼン セレン かっ素検液10につき 0.002mg 以下であること 検液10につき 0.003mg 以下であること 検液10につき 0.003mg 以下であること 検液10につき 0.003mg 以下であること 検液10につき 0.01mg 以下であること 検液10につき 0.01mg 以下であること 検液10につき 0.01mg 以下であること 検液10につき 0.01mg 以下であること		において は、土壌1kg につき15mg 未満であること
PCB検液中. に検出されないこと 農用地 (田に限る) において、土壌1kg につき 125mg 未満である ことジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン テトラクロロエチレン 大砂ウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン たっ素検液10 (につき 0.002mg 以下であること 検液10 (につき 0.002mg 以下であること 検液10 (につき 0.003mg 以下であること 検液10 (につき 0.003mg 以下であること 検液10 (につき 0.01mg 以下であること 検液10 (につき 0.01mg 以下であること 検液10 (につき 0.01mg 以下であること 検液10 (につき 0.01mg 以下であること 検液10 (につき 0.01mg 以下であること 検液10 (につき 0.01mg 以下であること	総水銀	検液1ℓ につき 0.0005mg 以下*であること
### (田に限る) において、土壌1kg につき 125mg 未満であること	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
さと 検液 1 0 につき 0.02mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.02mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.02mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.04mg 以下であること 検液 1 0 につき 1 mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.006mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.006mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.001mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.003mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.0	РСВ	検液中. に検出されないこと
ジクロロメタン 四塩化炭素検液 1 0 につき 0.02mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.02mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.04mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.04mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.04mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.06mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.06mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.00mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.01mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.01mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.01mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.01mg 以下であること	銅銅	農用地(田に限る)において、土壌1kg につき 125mg 未満である
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン		こと
1,2-ジクロロエタン検液 1 0 につき 0.004mg 以下であること1,1-ジクロロエチレン検液 1 0 につき 0.02mg 以下であることシス-1,2-ジクロロエタン検液 1 0 につき 1 mg 以下であること1,1,1-トリクロロエタン検液 1 0 につき 0.006mg 以下であることトリクロロエチレン検液 1 0 につき 0.03mg 以下であることテトラクロロエチレン検液 1 0 につき 0.002mg 以下であることナトラクロロプロペン検液 1 0 につき 0.006mg 以下であることサウラムサウラムシマジンサオベンカルブ検液 1 0 につき 0.003mg 以下であることサオベンカルブ検液 1 0 につき 0.01mg 以下であることセレン検液 1 0 につき 0.01mg 以下であることセレン検液 1 0 につき 0.01mg 以下であること大っ素	ジクロロメタン	検液1ℓ につき 0.02mg 以下であること
1、1-ジクロロエチレン シス-1、2-ジクロロエチレン 1、1、1-トリクロロエタン 1、1、2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ナッラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン ホっ素検液 1 0 につき 0.02mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.03mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.03mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.003mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.003mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.003mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.01mg 以下であること		検液1ℓ につき 0.002mg 以下であること
シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン ナトラクロロエチレン サウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン ふっ素 		検液1ℓ につき 0.004mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン検液 1 0 につき 1 mg 以下であること1,1,2-トリクロロエタン検液 1 0 につき 0.006 mg 以下であることトリクロロエチレン検液 1 0 につき 0.03 mg 以下であることテトラクロロエチレン検液 1 0 につき 0.002 mg 以下であること1,3-ジクロロプロペン検液 1 0 につき 0.006 mg 以下であることチウラム検液 1 0 につき 0.006 mg 以下であることシマジン検液 1 0 につき 0.003 mg 以下であることチオベンカルブ検液 1 0 につき 0.02 mg 以下であることベンゼン検液 1 0 につき 0.01 mg 以下であることセレン検液 1 0 につき 0.01 mg 以下であること大っ素検液 1 0 につき 0.01 mg 以下*であること		検液1ℓ につき 0.02mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン サウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン検液 1 0 につき 0.006mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.002mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.006mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.003mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.003mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.02mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.01mg 以下であること 検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であること		検液1ℓ につき 0.04mg 以下であること
トリクロロエチレン検液 1 0 につき 0.03mg 以下であること1,3-ジクロロプロペン検液 1 0 につき 0.002mg 以下であることチウラム検液 1 0 につき 0.006mg 以下であることシマジン検液 1 0 につき 0.003mg 以下であることチオベンカルブ検液 1 0 につき 0.02mg 以下であることベンゼン検液 1 0 につき 0.01mg 以下であることセレン検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であることふっ素検液 1 0 につき 0.8mg 以下*であること	1,1,1-トリクロロエタン	検液10 につき 1mg 以下であること
テトラクロロエチレン検液 1 0 につき 0.01mg 以下であること1,3-ジクロロプロペン検液 1 0 につき 0.002mg 以下であることチウラム検液 1 0 につき 0.006mg 以下であることシマジン検液 1 0 につき 0.003mg 以下であることチオベンカルブ検液 1 0 につき 0.02mg 以下であることベンゼン検液 1 0 につき 0.01mg 以下であることセレン検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であることふっ素検液 1 0 につき 0.8mg 以下*であること	1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓ につき 0.006mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン検液 1 0 につき 0.002mg 以下であることチウラム検液 1 0 につき 0.006mg 以下であることシマジン検液 1 0 につき 0.003mg 以下であることチオベンカルブ検液 1 0 につき 0.02mg 以下であることベンゼン検液 1 0 につき 0.01mg 以下であることセレン検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であることふっ素検液 1 0 につき 0.8 mg 以下*であること	トリクロロエチレン	検液1ℓ につき 0.03mg 以下であること
チウラム検液 1 0 につき 0.006mg 以下であることシマジン検液 1 0 につき 0.003mg 以下であることチオベンカルブ検液 1 0 につき 0.02mg 以下であることベンゼン検液 1 0 につき 0.01mg 以下であることセレン検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であることふっ素検液 1 0 につき 0.8 mg 以下*であること		検液1ℓ につき 0.01mg 以下であること
シマジン検液 1 0 につき 0.003mg 以下であることチオベンカルブ検液 1 0 につき 0.02mg 以下であることベンゼン検液 1 0 につき 0.01mg 以下であることセレン検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であることふっ素検液 1 0 につき 0.8mg 以下*であること	1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓ につき 0.002mg 以下であること
チオベンカルブ検液 1 0 につき 0.02mg 以下であることベンゼン検液 1 0 につき 0.01mg 以下であることセレン検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であることふっ素検液 1 0 につき 0.8 mg 以下*であること	チウラム	検液1ℓ につき 0.006mg 以下であること
ベンゼン検液 1 0 につき 0.01mg 以下であることセレン検液 1 0 につき 0.01mg 以下*であることふっ素検液 1 0 につき 0.8 mg 以下*であること		
セレン 検液 10 につき $0.01mg$ 以下*であること		検液10 につき 0.02mg 以下であること
ふっ素 検液 1 0 につき 0.8 mg 以下*であること		検液10 につき 0.01mg 以下であること
		検液10 につき 0.01mg 以下*であること
ほう素 検液 1 0 につき 1mg 以下*であること	ふっ素	検液10 につき 0.8 mg 以下*であること
	ほう素	検液10 につき 1mg 以下*であること

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは、定める方法により測定した場合において、その結果が定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 *印はカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の 条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状にお いて当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水10 につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、
 - 0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び、1mg を超えていない場合には、それぞれ検液10 につき
 - 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

(2) 土壌汚染対策法に基づく指定基準

■ 指定基準

	■ 旧足坐干		
	項目	指定	基準
	項 目	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準
	四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること	
揮	1,2-ジクロロエタン	検液 1 ℓ につき 0.004mg 以下であること	
発	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること	
性	シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.04mg 以下であること	
有	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓ につき 0.002mg 以下であること	
機	ジクロロメタン	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること	
化合	テトラクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること	
物	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること	
*	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下であること	
1	トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.03mg 以下であること	
	ベンゼン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること	
	カドミウム及びその化合物	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること	土壌 1 kgにつき 150 mg以下であること
	六価クロム化合物	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること	土壌 1 kgにつき 250 mg以下であること
重	シアン化合物	検液中に検出されないこと	土壌 1 kgにつき 50 mg以下であること
金	水銀及びその化合物	検液1ℓ につき 0.0005mg 以下であること	土壌 1 kgにつき 15 mg以下であること
属	アルキル水銀	検液中に検出されないこと	土壌 1 kgにつき 15 mg以下であること
等	セレン及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること	土壌 1 kgにつき 150 mg以下であること
(<u>*</u> 2)	鉛及びその化合物	検液1ℓにつき0.01mg以下	土壌 1 kgにつき 150 mg以下であること
2	砒素及びその化合物	検液1ℓ につき 0.01mg 以下であること	土壌 1 kgにつき 150 mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液1ℓ につき 0.8mg 以下であること	土壌 1 kgにつき 4000 mg以下であること
	ほう素及びその化合物	検液10 につき 1mg 以下であること	土壌 1 kgにつき 4000 mg以下であること
農	シマジン	検液 1 ℓ につき 0.003mg 以下であること	
薬	チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること	
等	チオベンカルブ	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること	
(% 3)	РСВ	検液中に検出されないこと	
)	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	
	第1 插供空右宝咖质		

※1・・・第1種特定有害物質

※2・・・第2種特定有害物質

※3···第3種特定有害物質

(3) 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌汚染基準

土壌汚染対策法に基づく指定基準の土壌溶出量基準に同じ。

ただし、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度が地下水の水質汚濁に係る環境基準を超えていない場合には、それぞれ検液 10 につきカドミウム 0.03mg、鉛 0.03mg、六価クロム 0.15mg、砒素 0.03mg、水銀 0.0015mg、セレン 0.03mg、ほう素 3mg 及びにふっ素 2.4mg となる。

4 騒音関係

(1) 環境基準等

■ 一般地域の環境基準

	地域の区分	昼 間 (6時~22時)	夜 間 (22時~6時)
A地域 B地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	5 5 d B以下	4 5 d B以下
C地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	6 0 d B以下	5 0 d B以下

[※] 工業専用地域については適用されない。

■ 道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分	昼 間 (6時~22時)	夜 間 (22時~6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する地域 C地域のうち車線を有する地域	65dB以下	60dB以下

■ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

区分	昼 間 (6時~22時)	夜 (22時~6時)
屋外	70dB以下	6 5 d B以下
窓を閉めた屋内	4 5 d B以下	40dB以下

■ 自動車騒音の要請限度

		時間の区分		
	都市計画法上の地域	昼 間 (6時~22時)	夜 間 (22時~6時)	
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 d B	5 5 d B	
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有す る道路に面する区域	7 0 d B	6 5 d B	
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 d B	7 0 d B	

[※] 交通幹線を担う道路に近接する区域に係る限度は表の規程にかかわらず、昼間においては、75dB、夜間においては、70dBとする。

■ 特定工場等の規制基準

(単位: dB)

時間区分		昼間	朝(6時~8時)	夜間
区	域区分	(8 時~19 時)	夕(19時~22時)	(22 時~6 時)
1 種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	5 0	4 5	4 5
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	5 5	5 0	4 5
3 種	近隣商業地域 商業地域・準工業地域	6 5	6 0	5 0
4 種	工業地域 工業専用地域(一部)	7 0	6 5	6 0

- (注) 1. 上表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める該当値から5dB減じた値とする。
 - 2. 規制基準とは、特定工場等において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

■ 特定建設作業の規制基準

	不可が可望す	_							
規制項目	作業	くい打機等	びょう 打 機	さく岩機	空 気 圧縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホウ	トラクター ショベル	ブルドーザー
基準値						8 5 d B			
※作業禁止時間	1 号区域	19時~7時							
% [[未示止时间	2 号区域	2 2 時~ 6 時							
※作業時間	1 号区域	10時間/日以内							
% 作来时间	2 号区域	1 4 時間/日以内							
※ 継続日数		6 日以内							
※ 作業禁止日		日曜日・休日							

- (注) 1 騒音の基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界における大きさの許容限度をいう。
 - 2 ※印の項目は、災害時の緊急作業等について例外規定が設けてある。
 - 3 区域の区分は次のとおり
 - 1号区域 ◇第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
 - ◇上記の区域以外の区域で、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80メートル以内の区域
 - 2号区域 1号区域以外の区域

(3) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準

■ 指定騒音工場等の規制基準

※「特定工場等の規制基準」と同じ。

■ 作業場等における規制基準

※「特定工場等の規制基準」と同じ。

(注) 作業場等とは

- 1 廃棄物、原材料、土石、鉱物を保管するために屋外に設けられた場所で、面積が150 平方メートル以上であるものをいう。
- 2 自動車駐車場のうち収容能力が20台以上のもの。
- 3 トラックターミナル

■ 深夜営業騒音の規制基準

ア規制対象

- ・飲食店 ・喫茶店 ・ボーリング場 ・バッティングセンター ・ゴルフ練習場
- ・小売店営業(店舗面積500平方メートル以上)
- ・公衆浴場営業(保養又は休養のための施設に付帯する公衆浴場で個室を有しないもの)

イ 音量規制 (単位:dB)

	規制時間		2 2 時~ 6 時
	区域区分		2. 2 时,0.0时
		第1種低層住居専用地域	
1	種	第2種低層住居専用地域	
1	作里	第1種中高層住居専用地域	
		第2種中高層住居専用地域	4 5
	c A	第1種住居地域	4 3
2		第2種住居地域	
	種	準住居地域	
		用途地域以外の地域	
2	秳	近隣商業地域	
3	3 種	商業地域・準工業地域	5.0
4	4 15E	工業地域	5 0
4	種	工業専用地域 (一部)	

ウ 音響機器の使用規制

使用禁止時間	使用禁止区域	対 象 機 器
23時 ~ 6時	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域 近隣商業地域 準工業地域	カラオケ装置 ステレオセットその他の音響機器 拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送受信装置(受信装置 に限る) 楽器

(注) 音が外部に漏れない場合は使用可能

■ 商業宣伝を目的とした拡声機の規制

ア 使用基準 (単位:dB)

	(川本平			(平匹: uD)
	規制時間		10時~18時	
区域	区分	固定	移 動	18時~10時
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	6 0	7 0	
2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	6 5	7 5	使用禁止
3種	近隣商業地域 商業地域・準工業地域	7 5	8 5	
4種	工業地域 工業専用地域(一部)	8 0	8 5	

イ 使用方法等

	固定	移動	航空機
使用方法	1回の使用は20分以内で次 の使用まで10分以上休む	学校・保育所・病院・診療所・ 図書館・特別養護老人ホームの 周囲約100mでは使用禁止	原則として 使用禁止
測定位置	屋外の地上1.5 m	停止時、音源から10m以上離れた地上1.5m	

(4) 騒音の大きさの例及び影響

■ 騒音の大きさの例

120デシベル	飛行機のエンジンの近く
110デシベル	自動車の警笛 (前方2 m)
100デシベル	電車が通るときのガード下
90デシベル	大声による独唱 騒々しい工場の中
80デシベル	電車の中
70デシベル	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭
60デシベル	静かな乗用車 普通の会話
50デシベル	静かな事務所
40デシベル	市街の深夜 図書館 静かな住宅地の昼
30デシベル	郊外の深夜 ささやき声
20デシベル	木の葉がふれ合う音 置時計の秒針の音(前方 1 m)

■ 騒音の影響

騒音に長時間、あるいは大きな騒音の場合には短時間でも暴露されると、何らかの形で人 間に好ましくない影響を与える。その影響は、騒音の性質(大きさ、高さ、持続時間等)、 その人が行っている作業内容、生活環境、個人的状態(年齢、性格)、心身の状態などに大 きく左右される。

(聴力への影響) (聴取妨害 睡眠妨害) (作業能率への影響) (生理機能への影響)

5 振動関係

(1) 要請限度

■ 道路交通振動の要請限度

(単位: dB)

都市計画法上の地域		時間 6	の 区 分		
		昼間	夜間		
		(8時~19時)	(19時~8時)		
	住居専用地域				
1種	住居地域	6 5以下	6 0以下		
	準住居地域				
	用途地域の定めのない地域				
	近隣商業地域				
2種	商業地域	7.0.01	6.5.115		
	準工業地域	7 0以下	6 5 以下		
	工業地域				

(2) 「振動規制法」に基づく規制基準

■ 特定工場等の規制基準

(単位: d B)

	時間区分	昼間	夜間
区域区	区分 ————————————————————————————————————	(8時~19時)	(19時~8時)
	第1種低層住居専用地域		
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		5 5
1種	第2種中高層住居専用地域	6 0	
1 作里	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域以外の地域		
	近隣商業地域		
2種	商業地域・準工業地域	6 5	6 0
	工業地域		

- (注) 1 ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
 - 2 規制基準とは、特定工場等において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

■ 特定建設作業の規制基準

	حالد ←۱/						
規制項目	作業	くい打機	くい抜機	くい打・ くい抜機	鋼球	舗装版 破砕機	ブレーカー
基準	値			7 5	d B		
※作業禁止時間	1号区域	19時~7時					
% [[未示止时间	2号区域	22時~6時					
※作業時間	1号区域	10時間/日以内					
冷 旧柔时间	2号区域	1 4 時間/日以内					
※ 継続日数		6 日以内					
※ 作業禁止日		日曜日・休日					

- (注) 1 振動の基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界の値。
 - 2 ※印の項目は、災害時の緊急作業等について例外規定が設けてある。
 - 3 区域の区分は以下のとおり
- 1号区域 ◇第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
 - ◇上記の区域以外の区域で、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老 人ホームの周囲おおむね80メートル以内の区域
- 2号区域 1号区域以外の区域
- (3) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準

■ 指定振動工場等の規制基準

※「特定工場等の規制基準」と同じ。

■ 作業場等における規制基準

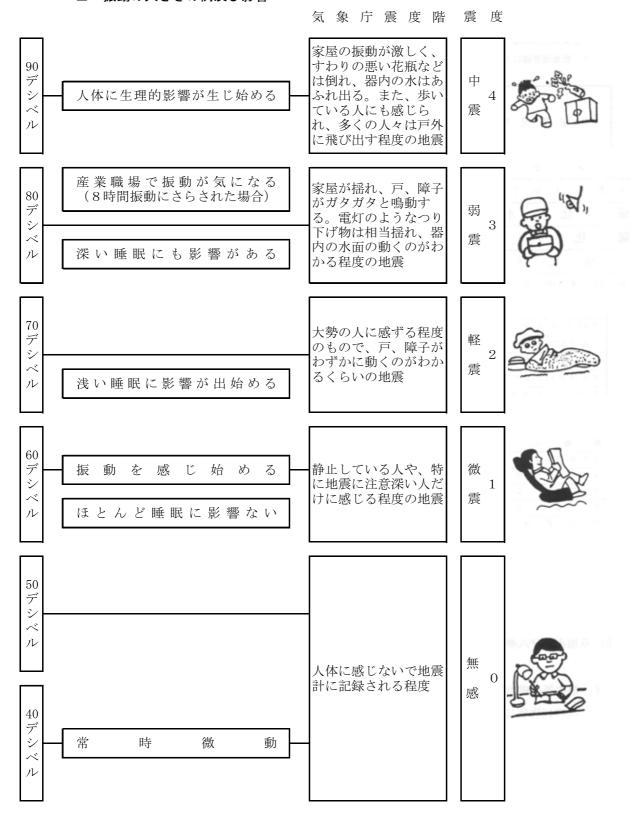
※「特定工場等の規制基準」と同じ。

(注) 作業場等とは

- 1 廃棄物、原材料、土石、鉱物を保管するために屋外に設けられた場所で、面積が150 平方メートル以上であるもの。
- 2 自動車駐車場のうち収容能力が20台以上のもの。
- 3 トラックターミナル

(4) 振動の大きさの例及び影響

■ 振動の大きさの例及び影響



6 悪臭関係

(1) 悪臭防止法に基づく規制基準

■ 敷地境界における規制基準 (特定悪臭物質22物質)

(単位:ppm)

	A区域	B区域	C区域
特定悪臭物質	B区域・C区域	農業振興地域	工業地域·
	以外の区域	辰未派典地域	工業専用地域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0. 1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

■ 煙突等の排出口における規制基準

特定悪臭物質のうち、次の13物質について設定されている。基準は、最大着地濃度が敷地 境界の基準と等しくなるように悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式で算出される。

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、 ノルマルバレルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、 イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、 トルエン、キシレン $q = 0.108 \times H e^{2} C m$

この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

q : 流量 (Nm³/h)

He: 補正された排出口の高さ (m)

Cm: アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、

ノルマルバレルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルア ルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチ

ルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの各物質の規制基準 (ppm)

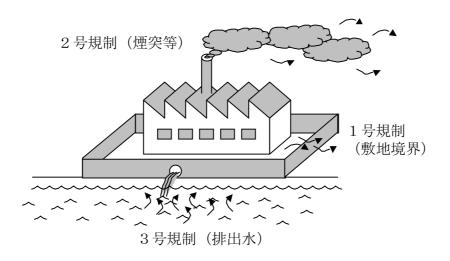
但し、補正された排出口の高さが5m未満のものについては、この式は適用し

ない。

■ 排出水中における規制基準 (4物質)

物質名	流量 (Nm³/h)	排出水	排出水中の濃度 (mg/ℓ)		
初員石		A区域	B区域	C区域	
	0.001以下	0.03	0.03	0.06	
メチルメルカプタン	0.001を超え0.1以下	0.007	0.007	0.01	
	0.1を超過	0.002	0.002	0.003	
	0.001以下	0.1	0.1	0.3	
硫化水素	0.001を超え0.1以下	0.02	0.02	0.07	
	0.1を超過	0.005	0.005	0.02	
	0.001以下	0.3	0.3	2	
硫化メチル	0.001を超え0.1以下	0.07	0.07	0.3	
	0.1を超過	0.01	0.01	0.07	
	0.001以下	0.6	0.6	2	
二硫化メチル	0.001を超え0.1以下	0.1	0.1	0.4	
	0.1を超過	0.03	0.03	0.09	

■ 悪臭物質規制の概念図



(2) 埼玉県生活環境保全条例による規制基準

■ 規制対象業種(13業種)

- 1 塗装工事業
- 2 食料品製造業
- 3 合板製造業
- 4 家具製造業
- 5 パルプ・紙・紙加工品製造業 (塗装紙製造業以外のものについては、有機溶剤を 使用して製造又は加工を行うものに限る。)
- 6 印刷業
- 7 化学工業
- 8 プラスチック製品製造業(強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化 プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。)
- 9 ゴム製品製造業
- 10 電線・ケーブル製造業
- 11 金属製品製造業(塗装工程を有するものに限る。)
- 12 一般機械器具製造業(塗装工程を有するものに限る。)
- 13 輸送用機械器具製造業(塗装工程を有するものに限る。)

■ 規制基準

許容限度区域の区分	敷地境身	早線	気体排	出口
下記以外の区域	臭気濃度	1 0	臭気濃度	3 0 0
近隣商業地域・商業地域・準工 業地域	臭気濃度	2 0	臭気濃度	5 0 0
工業地域・工業専用地域	臭気濃度	3 0	臭気濃度 1	., 000

[※] 臭気濃度とは、ある臭気を無臭の空気で希釈し、臭わなくなったときの希釈倍数のことです。 三点比較式臭袋法により測定します。

(3) 特定悪臭物質の性質

■ 特定悪臭物質の主要発生源事業場

特定悪臭物質	主要発生源事業場
アンモニア	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、 魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処 理場等
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿 処理場、下水処理場等
硫化水素	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿 処理場、下水処理場等
二硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿 処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製 造業
アセトアルデヒド	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、 クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸 骨処理工場等
プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、 魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、 繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造 工場、鋳物工場等
スチレン	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、 SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
キシレン	(トルエンに同じ)
プロピオン酸	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等

■ 特定悪臭物質のにおいの種類

	特定悪臭物質	化 学 式	においの種類
1	アンモニア	NH_3	し尿のようなにおい
2	メチルメルカプタン	CH ₃ SH	腐ったタマネギのようなにおい
3	硫化水素	H_2S	腐った卵のようなにおい
4	硫化メチル	$(CH_3)_2S$	腐ったキャベツのようなにおい
5	二硫化メチル	CH_3SSCH_3	腐ったキャベツのようなにおい
6	トリメチルアミン	$(CH_3)_3N$	腐った魚のようなにおい
7	アセトアルデヒド	CH ₃ CHO	刺激的な青ぐさいにおい
8	プロピオンアルデヒド	CH ₃ CH ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
9	ノルマルブチルアルデヒド	$CH_3(CH_2)_2CHO$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
10	イソブチルアルデヒド	$(CH_3)_2CHCHO$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
11	ノルマルバレルアルデヒド	$CH_3(CH_2)_3CHO$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
12	イソバレルアルデヒド	$(CH_3)_2CHCH_2CHO$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
13	イソブタノール	$(CH_3)_2CHCH_2OH$	刺激的な発酵したにおい
14	酢酸エチル	$CH_3CO_2C_2H_5$	刺激的なシンナーのようなにおい
15	メチルイソブチルケトン	$CH_3COCH_2CH(CH_3)_2$	刺激的なシンナーのようなにおい
16	トルエン	$C_6H_5CH_3$	ガソリンのようなにおい
17	スチレン	$C_6H_5CH=CH_2$	都市ガスのようなにおい
18	キシレン	$C_6H_4(CH_3)_2$	ガソリンのようなにおい
19	プロピオン酸	CH ₃ CH ₂ COOH	刺激的な酸っぱいにおい
20	ノルマル酪酸	$CH_3(CH_2)_2COOH$	汗くさいにおい
21	ノルマル吉草酸	CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	むれた靴下のようなにおい
22	イソ吉草酸	$(CH_3)_2CHCH_2COOH$	むれた靴下のようなにおい

7 地盤沈下関係

(1) 工業用水法(抜粋)

井 戸 動力を用いて地下水(温泉法による温泉を除く)を採取するための施設であって、 揚水機の吐出口の断面積が 6cm²をこえるもの。

工 業 製造業 (物品の加工修理業を含む)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業。 許可基準 揚水機の吐出口の断面積:21cm²以下

○ 東日本旅客鉄道東北本線の東側及び西側の一部

(ストレーナーの位置:地表から650m以深)

○ 東日本旅客鉄道東北本線の西側 (ストレーナーの位置:地表から550m以深)

(2) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(抜粋)

建築物用地下水 暖房設備、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場法による公衆浴 場で、浴室の床面積の合計が150㎡をこえるものに用いられる(温泉を除く)。

揚水設備 工業用水法の井戸と同じ。

許可基準 揚水設備の吐出口の断面積:21 cm²以下 ストレーナーの位置:地表から650m以深

(3) 埼玉県生活環境保全条例による地下水採取規制

規制地域名 第1種指定地域(市内全域)

利用用途 地下水を利用する全ての用途 (ただし次の用途を除く)

- ①吐出口の断面積が6 cm 2以下の家庭用揚水施設
- ②農業用(かんがい用に限る)でストレーナーの位置が30mより浅い施設
- ③法令で規制されているもの(上記(1)、(2)、温泉法等)

揚水施設 すべての揚水施設

8 ダイオキシン類関係

(1) ダイオキシン類の環境基準

■ 環境基準

媒	体	大 気	水 質 (水底の底質を除く。)	水底の底質	土 壌
基	準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1 pg-TEQ∕ℓ以下	150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下
測方	定法	ポリウレタンフォーム を装着した採取筒をろ 紙後段に取り付けたよ アサンプラーにより採 取した試料を高分解能 ガスクロマトグラフ質 量分析計により測定す る方法		れるダイオキシン類 をソックスレー抽出 し、高分解能ガスク	オキシン類をソックス レー抽出し、高分解能 ガスクロマトグラフ質 量分析計により測定す

(備考)

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

1 環境基準

- (1) 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- (2) 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる 媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地 点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- (3) 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- (4) 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- (5) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- (6) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に 区別されている施設に係る土壌については適用しない。

2 達成期間等

- (1) 環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう に努めることとする。
- (2) 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。
- (3) 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

■ 大気基準適用施設に適用される排出ガスの排出基準 (単位 ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類			新設	既設
製鋼用電気炉		0.5	5	
		4 t/h以上	0.1	1
廃棄物焼 却炉	焼却 能力	2 t/h~4 t/h	1	5
		2 t/h未満	5	1 0

[※] 設置されている特定施設のみ記載。

■ 水質基準適用事業場に適用される排出水の排出基準

(単位 pg-TEQ/ℓ)

特定施設の種類	排出基準
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集 じん施設、灰の貯留施設	1 0

[※] 設置されている特定施設のみ記載。

■ 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰、燃え殻の処理基準

(単位 ng-TEQ/g)

新設	既設
3	3

備考 既設については、平成12年厚生省令第1号において、平成14年12月1日以後も 処理基準を適用しない処分方法としてセメント固化、薬剤処理等が規定されている。

Ⅱ 関係条例等

1 川口市環境基本条例

平成 10 年 9 月 28 日 条 例 第 58 号

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 環境の保全等に関する基本的施策等
- 第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮(第8条)
- 第2節 環境基本計画(第9条)
- 第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等(第10条―第20条)
- 第4節 地球環境保全の推進(第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が適正な役割分担と協働のもとに、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)に取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
 - (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる 大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の 汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭に よって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係の ある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとと もに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保 する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進さ れなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とするものを策定し、及び実施するに当たっては、国 及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。 (事業者の責務)
- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう に必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境 への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書)

- 第7条 市長は、定期的に、環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 第2章 環境の保全等に関する基本的施策等
- 第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第8条 市は、環境との共生を図るため、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その 他の環境の保全等について極力配慮するものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、川口市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置 を講ずるとともに、川口市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本 計画との整合を図るようにするものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境 に及ぼす影響について事前に評価し、その結果に基づき、その事業に係る環境への影響について適正 に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のため の適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるよう に努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

- 第13条 市は、緑地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。
- 2 市は、自然環境の適正な保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めるものとする。

(循環を基調とする社会の構築)

- 第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持 管理その他の事業の実施に当たって、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減 量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市 民が環境の保全等についての理解を深められるようにするとともに、これらの者の環境の保全等に関 する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自 発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の活動の促進に資するため、 個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報 を適切に提供するように努めるものとする。

(事業者、市民等の意見の反映)

第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策に、事業者、市民等の意見を反映することができるように、 必要な措置を講ずるものとする。 (情報の収集及び監視等の体制の整備)

- 第19条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるものとする。
- 2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を 整備するものとする。

第4節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

- 第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。
- 2 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 川口市環境審議会条例

昭和 46 年 4 月 1 日 条 例 第 21 号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、川口市環境審議会(以下「審議会」 という。)を置く。

(平成6条例27・平成13条例18・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、及びこれらについて必要 と認める事項を市長に建議する。

(平成6条例27·一部改正)

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験者
 - (2) 民間団体の代表者
 - (3) 業界関係者
 - (4) 関係行政機関の職員

(昭和 46 条例 50・昭和 53 条例 60・平成 6 条例 27・平成 10 条例 20・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。 (昭和53条例60・平成6条例27・一部改正)

(部会)

- 第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者及び次条の規定により特別委員を置く場合には特別委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。 (平成 13 条例 18・追加)

(特別委員)

第8条 部会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。 (平成13条例18・追加)

(幹事)

- 第9条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。
- 2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。 (昭和53条例60・全改、平成13条例18・旧第7条繰下)

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、環境部において処理する。 (昭和 53 条例 60・昭和 57 条例 1・一部改正、平成 13 条例 18・旧第 8 条繰下)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (平成13条例18・旧第9条繰下)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年11月1日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年3月30日条例第60号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月27日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 附 則(平成6年6月27日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
 - (川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第9号)の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

- 附 則(平成 10 年 3 月 24 日条例第 20 号)
- この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則(平成13年3月26日条例第18号)
- この条例は、平成13年4月1日から施行する。

3 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例

昭和 45 年 4 月 1 日 条 例 第 16 号

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)の精神にのっとり、市内の中小企業者に対し、公害防止のために必要な資金の融資及び利子の助成を行い、公害の発生を防止し、もって市民の健康を保護し、生活環境の保全に資することを目的とする。

(昭和51条例32・平成6条例19・一部改正)

(定義)

- 第2条 この条例において「公害」とは、環境基本法第2条第3項に規定する公害をいう。
- 2 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する 中小企業者をいう。
- 3 この条例において「公害防止資金」とは、次に掲げる資金をいう。
 - (1) 公害を防止し、又は除去するために必要な機械、器具、装置、建物及び工作物等の購入、設置若しくは改善に要する資金
 - (2) 公害を防止するための事業所の移転又は設備の移転に要する資金
 - (3) その他市長が必要と認める資金

(昭和51条例32・平成6条例19・一部改正)

(融資の対象)

- 第3条 公害防止資金(以下「資金」という。)の融資の対象となる者は、中小企業者で、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。
 - (1) 市内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上事業を営んでいること。
 - (2) 市税を完納していること。
 - (3) 貸付金の償還能力が確実であること。
 - (4) 自己資金で公害防止措置を行うことが困難であること。
 - (5) 現に公害が発生し、又は発生のおそれがあるために公害防止措置の必要があり、かつ、その措置の計画が適当であること。

(昭和 51 条例 32·一部改正)

(融資の限度額)

第4条 資金の融資限度額は、1企業につき最高10,000,000円とする。

(昭和 46 条例 48・昭和 48 条例 23・昭和 50 条例 23・昭和 51 条例 32・一部改正)

(融資の条件)

- 第5条 資金の融資条件は、次のとおりとする。
 - (1) 貸付期間 7年以内
 - (2) 据置期間 1年以内
 - (3) 償還方法 元金均等割賦償還
 - (4) 利率 市長が別に定める。
 - (5) 保証 原則として埼玉県信用保証協会の保証を付けるものとする。
 - (6) 連帯保証人 個人にあっては1人以上、法人にあっては2人以上(この市の議会議員及び職員は、 連帯保証人になることができない。)とする。ただし、特別小口無担保無保証人保証制度の適用を 受ける者については、連帯保証人を必要としない。

(昭和48条例23・昭和49条例3・昭和51条例32・一部改正)

(融資の申請)

第6条 資金の融資を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(融資の決定)

- 第7条 市長は、前条の申請があったときは、融資の適否を決定し、その結果を当該申請者に通知する ものとする。
- 2 市長は、前項の規定により融資を適当と認めるときは、市長が別に指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に通知するものとする。

(昭和46条例48・全改、昭和51条例32・昭和53条例65・一部改正)

(融資の時期)

第8条 指定金融機関は、前条第2項の通知を受けたときは、遅滞なく当該申請者に対し資金の融資を 行うものとする。

(昭和51条例32·一部改正)

(融資報告)

第9条 指定金融機関が前条の規定によって資金の融資を行い、又は既に融資を受けた者(以下「借受人」 という。)から償還を受けたときは、融資状況を市長に報告しなければならない。

(昭和 51 条例 32·一部改正)

(利子助成の対象)

第10条 資金の借受人に対して、貸付金の利子を助成することができる。

(利子の助成額)

第11条 利子の助成額は、借受人が指定金融機関に支払う約定利子の2分の1に相当する額とする。 (昭和46条例22・平成6条例19・一部改正)

(利子助成の期間)

第11条 利子助成の期間は、資金の貸付期間の範囲内とする。

(利子助成の申請)

第12条 利子の助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 借受人又は借受人の委託を受けた指定金融機関は、市長が定める期日までに助成金の交付請求 書を市長に提出しなければならない。

(預託)

第14条 市長は、資金の融資を円滑にするため、予算の範囲内で必要資金を指定金融機関に預託する。

(融資及び利子助成の取消し)

- 第16条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、融資及び利子助成の決定を取り消し、貸付金又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 第3条の要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 資金を融資の目的以外に使用したとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により融資及び利子の助成を受けたとき。

(昭和 51 条例 32·一部改正)

(書類の提出)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、借受人から必要書類の提出を求めることができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(昭和 46 条例 48・旧第 18 条繰下、昭和 53 条例 65・旧第 19 条繰上)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日条例第22号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後の貸付期間に対応する利子に係る助成から適用し、同日前までの貸付期間に対応する利子に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(昭和46年11月1日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年4月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年2月7日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月25日条例第23号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月30日条例第32号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月30日条例第65号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月28日条例第19号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

4 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例施行規則

昭和 45 年 4 月 1 日 規 則 第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例(昭和45年条例第16号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(平成 11 規則 55·一部改正)

(指定金融機関)

第2条 条例第7条第2項に規定する市長が別に指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)は、 告示をもって定める。

(昭和50規則42・全改、平成11規則55・一部改正)

(申請の手続)

- 第3条 資金の融資及び利子助成を受けようとする者は、様式第1号の申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 法人にあっては、前項の申請書のほか、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 法人登記簿謄本 1通
 - (2) 決算書 2通
 - (3) 最近の試算表(ただし、決算期が申請前3月を超える場合に限るものとする。) 2通 (平成11規則55・一部改正)

(調査決定等)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに信用調査を行うとともに、公害防止 措置の内容及び効果その他必要と認める事項を調査し、その適否を決定するものとする。
- 2 信用調査は、借入れする指定金融機関に依頼する。
- 3 前項の依頼を受けた指定金融機関は、速やかに調査を行い、その結果を市長に報告するものとする。 (昭和 46 規則 36・昭和 53 規則 15・平成 11 規則 55・一部改正)

(融資の決定通知等)

- 第5条 市長は、貸付け及び利子助成を決定したときは、当該申請者に対して様式第2号の通知書を交付するとともに、指定金融機関に対して様式第3号の通知書を送付するものとする。
- 2 融資及び利子助成をしないことに決定した者に対しては、この旨通知する。

(平成 11 規則 55·一部改正)

(融資及び報告)

- 第6条 指定金融機関は、この資金の融資を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに市長に報告する ものとする。当該契約に変更があったときも、また、同様とする。
 - (1) 借受人の事業所名、所在地、代表者名及び受付番号
 - (2) 貸付金額
 - (3) 貸付けの償還及び利子に関する約定事項
 - (4) 貸付契約年月日
- 2 指定金融機関は、借受人から償還を受けたときは、次に掲げる事項を市長に報告するものとする。
 - (1) 借受人の事業所名、代表者名及び受付番号
 - (2) 前月末貸付残高、当月償還額及び当月末貸付残高
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(平成 11 規則 55·一部改正)

(設備等完了届及び検査)

第7条 借受人は、融資に係る設備等を完了したときは、遅滞なく様式第4号の完了届を市長に提出し、 検査を受けなければならない。

(平成 11 規則 55·一部改正)

(利子の助成及び交付の時期)

- 第8条 市長は、設備等の完了を確認し、適当と認めたときは、利子助成を行う。
- 2 利子助成金の交付時期は、9月及び3月の2回とする。
- 3 利子助成金の請求は、交付する月の20日までとする。 (平成元規則2・平成11規則55・一部改正)

(借受人の遵守事項)

- 第9条 借受人は、次に定める事項を守らなければならない。
 - (1) 融資を受けたときは、承認を受けた計画に従って、遅滞なく公害防止措置に着手すること。
 - (2) 融資に係る公害防止措置を変更する場合は、あらかじめその旨を市長に届け出て、承認を受けること。
 - (3) 融資に係る経理を常に明らかにするとともに、資金の支払いを証明する書類を整理保存すること。
 - (4) 融資に係る公害防止施設、用地及び建物等を有効に保持すること。
 - (5) 融資金の金額を返済するまでに、公害防止施設等の譲渡、貸与、売却その他の処分をしないこと。
 - (6) 移転の跡地を、公害発生のおそれのある事業を営む者に譲渡し、又は貸与し、その他移転の目的に反するような利用又は処分をしないこと。
 - (7) 市長が必要と認める検査又は指示に従い、報告書等の提出を求められたときは、速やかに応ずること。
 - (8) 資金借受期間中次の事項に変更がある場合は、その都度報告し、その指示を受けること。
 - ア 企業の所在地
 - イ 代表者
 - ウ 企業形態
 - エ 資本額又は出資額
 - 才 連帯保証人

(平成 11 規則 55·一部改正)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 10 月 15 日規則第 43 号)抄 (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年11月1日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年5月20日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年7月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年10月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年3月30日規則第15号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月28日規則第2号)

この規則は、平成元年2月1日から施行する。

附 則(平成11年9月22日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年9月27日規則第77号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

5 川口市あき地の環境保全に関する条例

(昭和 43 年 12 月 26 日 条 例 第 51 号

(目的)

第1条 この条例は、雑草が繁茂したままで放置され、若しくは残土等の置場として使用され、又は沼地化したままで放置されている等良好な状態で維持管理されていないあき地が、火災若しくは犯罪の発生等市民の生活環境を害していることにかんがみ、これらのあき地を整備し、清潔な生活環境を保持することによって、市民の生活の安定と公共の福祉に寄与することを目的とする。 (昭和45条例49・全改)

(定義)

第2条 この条例において「不良状態」とは、あき地に雑草が繁茂し、若しくは汚物が投棄され、又は あき地が残土等の置場として使用され、若しくは沼地と化し、これらをそのままにしておくときは、 火災若しくは犯罪の発生又は非衛生の原因となり、市民の健康と生活環境を著しく阻害するような状態をいう。

(昭和 45 条例 49·全改)

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者又は管理者は、当該あき地が不良状態にならないように維持管理しなければならない。

(市長の指導助言)

第4条 市長は、あき地が不良状態になるおそれがあるとき、又は不良状態にあるときは、雑草の除去 等あき地の整備の措置について必要な指導または助言をすることができる。

(昭和 45 条例 49·一部改正)

(勧告)

第5条 市長は、前条に定める指導助言を履行しない者があるときは、当該あき地の所有者または管理者に対し、雑草の除去等あき地の整備について必要な措置を勧告することができる。

(昭和 45 条例 49·一部改正)

(あき地の活用)

第6条 あき地の所有者または管理者は、公共の福祉のため、当該あき地を活用するよう努めるものと する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年10月15日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

6 川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則

(昭和 43 年 12 月 26 日 規則 第 46 号

(目的)

第1条 この規則は、川口市あき地の環境保全に関する条例(昭和43年条例第51号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(除去等の委託申し込み)

- 第2条 雑草が繁茂したまま放置されているあき地の不良状態を除去し、整備することができないとき は、当該あき地の所有者又は管理者は、その業務を市長に委託することができる。
- 2 前項の規定により雑草の除草業務を委託しようとするときは、雑草除去等業務委託申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(昭和 45 規則 45・全改、昭和 54 規則 26・一部改正)

(委託費)

第3条 前条の規定による除去等の委託費は、実費とする。ただし、市長が特別の事由があると認める ときは、これを免除することができる。

(納期)

第4条 前条本文の委託費は、除去等の作業開始までに前納しなければならない。ただし、特別の事由 があるときは、このかぎりでない。

(勧告書)

第5条 条例第5条による勧告は、雑草等除去勧告書(様式第2号)、残土等置場整備勧告書(様式第3号)又は沼地整備勧告書(様式第4号)により行なうものとする。

(昭和 45 規則 45·一部改正)

(活用の方法)

第6条 条例第6条によるあき地の活用とは、子供の遊び場その他公共の利用に供することをいう。 (昭和61規則1・全改)

(あき地の公共利用)

- 第7条 市長は、あき地の所有者又は管理者から、前条の公共利用の目的のため、あき地の利用提供の申し出があったときは、次の基準により当該あき地を借り受け、公共の利用に供するものとする。
 - (1) 当該あき地の周辺に、公園、子供の遊び場等がなく、かつ、環境的に適当地と認められること。
 - (2) 当該あき地の周辺に住居が多く、施設の利用度が高いことが認められること。
 - (3) 当該あき地が、利用目的に適するように整地されていること。
 - (4) 借り受けるあき地の使用貸借契約期間は、原則として5年とすること。

(昭和 48 規則 38·全改)

(立札の掲出)

第8条 市長は、前条の規定によりあき地を借り受けたときは、そのあき地に公共の利用に供する旨の 立札を掲出するものとする。

(昭和 48 規則 38·追加)

(あき地の返還)

第9条 市長は、借り受けたあき地の所有者又は管理者から、特にやむを得ない理由により当該あき地 の返還の申し出があったときは、すみやかに返還するものとする。

(昭和 48 規則 38・追加)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 10 月 15 日規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年12月1日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月10日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年5月30日規則第26号)

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則(昭和61年1月29日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月28日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。
- 3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則(平成13年9月27日規則第77号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

環境保全行政の概要

平成16年版

平成17年1月

川口市 環境部 環境保全課

埼玉県川口市朝日4丁目21番33号 電 話 048(228)5389 環

境

保

全

行

政

の

概

要

平成十六年版

川口市 環境部 環境保全課